

庁用

秘  
無 期 限  
21007

平成24年1月

# 検察月報

第658号

平成23年の回顧と展望

検察月報目次（平成23年）

法務省刑事局

## 目次

## 〔取扱い上の注意〕

- 1 本資料は、秘にわたる部分が含まれていますので、取扱いには十分留意してください。
- 2 本資料は、庁用として配布したものですから、異動等に際して携行しないでください。

## 平成23年の回顧と展望

はじめに（平成23年を振り返って）	7
第1 総務課関係	21
1 検察の組織・運営	21
(1) 定員関係	21
(2) 組織官職等関係	24
(3) 検察庁における情報システム関係	25
(4) 情報公開・個人情報保護	26
(5) 政策評価関係	27
(6) 会同関係	28
(7) 検察国賠	29
2 司法制度改革関係	31
(1) 裁判員制度関係	31
(2) 検事の弁護士職務経験制度関係	32
3 予算関係	33
(1) 24年度予算査定関係	33
(2) 施設整備関係	35
4 教養関係	38
(1) 検察官に対する研修	38
(2) 検察事務官に対する研修	42
(3) その他の研修	43
(4) 法科大学院関係	43
(5) 司法修習関係	45
(6) 検察広報関係	46
(7) 被害者支援員関係	47

(8) 検察月報関係	48
(9) 函書関係	49
5 検務関係	49
(1) 東日本大震災関係	49
(2) 改正不正競争防止法関係	52
(3) 記録事務規程関係	53
(4) 改正検察審査会法施行関係	54
(5) 被害回復給付金支給関係	55
(6) 事務取扱方法変更関係	55
(7) その他	56
6 その他	58
7 結び	60
第2 国際課関係	63
1 国際課の構成等	63
2 逃亡犯罪人引渡事務	63
3 国際捜査共助事務	65
4 条約関係	73
5 国際会議関係	76
6 人権関係	83
7 招へい案件	85
8 旅券発給審査に関する事務	86
9 まとめ	87
第3 刑事課関係	91
1 はじめに	91
2 新しい制度の運用や国会の動き等	92
(1) 裁判員裁判	92
(2) 検察審査会関係	93
(3) 被害者参加制度	93
3 一般刑事関係	94

4 少年・環境関係	95
5 交通関係	96
6 財政関係	97
7 選挙関係	98
8 経済関係	99
9 官紀関係	101
10 おわりに	102
第4 公安課関係	107
1 はじめに	107
2 公安労働関係	107
3 外事関係	111
4 風紀関係	114
5 組織犯罪・暴力関係	116
6 薬物・銃器関係	118
7 まとめ	120
第5 刑事法制管理官関係	125
1 はじめに	125
2 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律	126
3 営業秘密	127
4 刑の一部の執行猶予制度, 社会貢献活動関係	128
5 裁判員制度関係	130
6 死刑・終身刑をめぐる議論	131
7 少年・被害者関係	132
8 医療観察法関係	133
9 罰則審査	134
10 罰則の定めのある条例	135
11 おわりに	136
第6 刑事司法制度改革本部関係	139
1 刑事司法制度改革本部とは	139

4	目次	
2	検察改革	139
3	法制審議会（新時代の刑事司法制度特別部会）	140
4	取調べの録音・録画	144
5	おわりに	147
	（付録）	151
1	主な審議法案（罰則審査）	151
2	刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について	155
3	会同・協議会等	158
	検察月報目次（平成23年）	161

編集後記

に

ゆ

じ

せ

経済事件関係

稲田 経済関係の事案についてはどのような状況でしたか。

和田

組織犯罪関係

稲田 組織犯罪の情勢はどうですか。

名取公安課長 暴力団や外国人犯罪組織等による組織犯罪は依然として多発しており、治安情勢は厳しい状況にあります。

取り分け暴力団については、対立抗争の場面のみならず、暴力団排除を目指す企業や一般市民に対しても、拳銃や手りゅう弾を用いた攻撃に及ぶなど、社会の安全に重大な脅威を与えています。その資金獲得活動は、振り込め詐欺やヤミ金融等に加え、いわゆる共生企業等を通じて建設業、不動産業等の各種事業活動や証券取引に進出するなど、合法的な経済活動を装って、その威力を背景に不法な利益を得ています。また、今後、東日本大震災からの復旧・復興事業に暴力団などの犯罪組織が介入することも想定されます。

今年は、各種業界における暴力団排除の取組や暴力団排除条例が全都道府県で制定されるに至るなど、暴力団排除の動きが注目される1年でした。このような動きの中で、暴力団が今後どのような活動に及ぶかについては、注意深く見守る必要があると思われます。

外国人関係の組織犯罪については、犯罪のグローバル化により、「ピンクパンサー」と呼ばれる国際的武装強盗団など世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透が見られます。これらの組織においては、国籍の異なる者らが結託して犯行を敢行するなどしており、より一層捜査の困難性が高まることも危惧されます。

検察としては、組織犯罪事案の捜査に当たり、警察等の関係機関と緊密に連携し、犯罪組織の実態の解明に努め、不法収益の剥奪を含む厳正な科刑を実現して、組織の壊滅を目指すことが求められます。

稲田

名取

米軍関係事件

稲田 米軍関係では、米軍属による公務中犯罪に関する裁判権行使の在り方について本年11月23日に日米間で合意ができましたね。

名取 はい。

## はじめに

(平成23年を振り返って)

稲田刑事局長 今年も「回顧と展望」の一環として、官房審議官及び課・室長の皆さんにお集まりいただき、「平成23年を振り返って」と題し、各テーマごとに今年1年間を振り返ってみましょう。

**一般刑事事件関係**

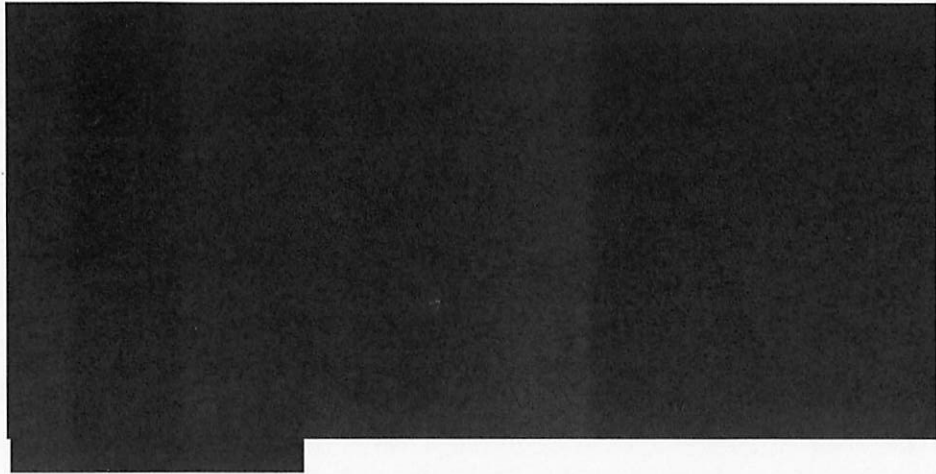
稲田 今年、3月に東日本大震災が発生し、多くの方が亡くなられ、検察庁職員の御家族にも犠牲となられた方がいらっしゃいます。心よりお悔やみ申し上げます。この震災や、引き続き原発事故により、被災地では甚大な被害を受けましたが、各検察庁において、混乱の中、業務の継続に御尽力いただいたことに、敬意と謝意を表したいと思います。

そのような中、今年も社会の耳目を集める事件が相次ぎましたが、全般的な犯罪情勢はどうだったのでしょうか。

和田刑事課長 刑法犯の認知件数は、戦後最多を記録した平成14年をピークに減少傾向にあり、平成22年も、前年より約12万8,000件、率にして約5.4パーセント減少しましたが、それでも総件数は227万件余りに上っており、なお高い水準にあって、国民の治安に対する不安は根強いと思われます。

甲斐官房審議官 今年話題となった事件のうち、特に印象に残った事案にはどのようなものがありましたか。

和田



外事犯罪関係

稲田

名取 はい。



裁判員制度関係

稲田 裁判員制度は、施行から2年半が経過し、その運用が本格化してきましたね。

岩尾総務課長 はい。制度施行から引き続き、裁判員候補者の方が裁判所においていただく割合は高い水準を維持しておりますし、裁判員経験者に対するアンケート調査では、大半の方が良い経験と感じたという回答をしており、おおむね順調に裁判員制度が実施されていると言えると思います。

和田 このような中、東日本大震災が発生し、被災された地域では、震災の影響により期日取消しとなった裁判員裁判もありましたが、その後、期日の再指定がされるなどして、裁判が再開されました。また、一定の被災地域に住所を有する裁判員候補者に呼出状を送付しない措置が講じられるなど、被災者の負担に配慮する運用がなされました。

甲斐 裁判の中で裁判員制度が憲法に反するかどうか争われることもありましたが、本年11月に、最高裁大法廷判決で、裁判員制度の合憲性が判示されましたね。

上富刑事法制管理官 はい。憲法は、国民の司法参加を許容しており、裁判員制度の具体的な内容も憲法に反しないという判断がされました。

甲斐 順調に実施されている一方で、審理期間が徐々に長期化する傾向が見られたり、「審理内容の理解のしやすさ」が昨年よりも若干低下したとする経験者のアンケート結果も見られたりしますね。こういった実施状況なども引き続き注視していく必要がありますね。

岩尾 はい。これまでに集積された実施状況や裁判員経験者の意見・感想などの情報については、裁判員法の施行3年後の検討に向けて設置された「裁判員制度に関する検討会」において、委員の方々に、今後の検討材料として役立てていただくべく、資料として提供するとともに概要を説明しています。

稲田 来年5月に制度施行から3年経過を迎えますから、「裁判員制度に関する検討会」の議論が一層有意義なものとなるよう、しっかり対応していく必要がありますね。

稲田 個別の裁判員裁判対象事件の審理の状況は、どうでしたか。

和田



国内法整備

稲田 本年6月には、サイバー関係の法整備及び強制執行妨害関係の罰則整備な

どを内容とする「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立しましたね。

上 冨 はい。強制執行妨害関係の法整備については、平成15年2月の法制審議会の答申に基づいて平成15年に初めて法案を提出し、サイバー関係の法整備についても平成15年9月の法制審議会の答申に基づいて平成16年に初めて法案を提出しましたが、いわゆる条約刑法という形で1つの法案にまとめられていた内容のうち、主に「組織的な犯罪の共謀罪」について様々な御意見があったことから成立するに至っていませんでした。そこで、今回は「組織的な犯罪の共謀罪」など国連組織犯罪防止条約締結のための法整備を除いたサイバー関係の法整備と強制執行妨害関係の罰則整備を内容とする法案を本年4月に提出し、6月に成立しました。罰則の整備に関する部分については、本年の7月14日に施行されました。残りの手続法部分については、来年の6月23日までに施行されることとされており、現在その施行に向けた準備を行っているところです。

甲斐 手続法については、新たな令状の種類が設けられるなど捜査実務等に少なからぬ影響を及ぼすものと思われませんが、改正法の趣旨を踏まえて適切に運用されることが期待されます。

稲田 それから、営業秘密侵害罪に係る刑事手続の特例を定める不正競争防止法の改正もありましたね。

上 冨 平成22年の11月から12月に、経済産業政策局長と刑事局長の共同委嘱による「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を開催して、不正競争防止法上の営業秘密侵害罪に関する刑事手続の在り方について、法曹三者、刑事法学者等の有識者から御意見を伺いました。その結論に従った法律案が、経済産業大臣と法務大臣の共同諮議により閣議決定され、国会に提出されました。参議院と衆議院のいずれにおいても全会一致で可決・成立し、本年6月8日に公布され、既に12月1日から施行されています。改正法の内容は、①営業秘密に係る秘匿決定等の措置、②営業秘密保護のための公判期日外の証人尋問等の措置を講ずることなどです。

甲斐 改正によって刑事訴訟手続の特例が設けられたことに伴い、新たな最高裁規則が制定され、検察における事件事務規程も改めています。

稲田 今回の改正は、営業秘密侵害罪について、公判等の在り方に影響を与えるものですので、依命通達等をよく読んでいただき、制度の適切な運用に努めていただきたいと思います。

さらに、本年11月には、刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備を内容とする「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」が、第179回臨時国会に提出されましたね。

上 冨 はい。これらの法案は、昨年2月に法制審議会総会において全会一致で採択された要綱（骨子）案を内容とする答申に基づくもので、

- ・刑法を改正して、いわゆる「初入者」、つまり、初めて刑務所に入ることとなる者等に3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に、刑の一部の執行猶予を言い渡すことを可能とする制度及び
- ・新法を制定して、薬物使用等の罪を犯した者については、「初入者」に当たらないものであっても、刑の一部の執行猶予を言い渡すことを可能とする制度を導入するほか
- ・更生保護法を改正して、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えること

を主な内容とするものです。刑の一部の執行猶予制度の導入によって、施設内処遇を行った者について、十分な期間の社会内処遇を実施することにより、犯罪者の再犯防止・改善更生を図ることが期待できます。本法案は、国会提出後、参議院において先に審議され、本年12月2日、全会一致で可決されて衆議院に送付されましたが、閉会した同月9日、継続審議となりました。

甲斐 犯罪者の再犯防止については、刑事司法における喫緊の課題と言われて久しく、そのための有効な施策の実施が急がれるところですね。

上 冨 御指摘のとおりです。そのためにも、これらの法案については、できるだけ早く成立をみることができるよう、国会対応等に遺漏なきよう努めたいと思っています。

#### 死刑制度関係

稲田 次に、死刑の関係では、「死刑の在り方についての勉強会」が昨年引き

続いて開催されましたね。

上置 昨年8月、当時の千葉法務大臣の御指示に基づいて、法務大臣の下に、死刑の在り方について検討するための勉強会が設けられました。この勉強会は、その成果を公表することで、死刑の在り方について、より広く国民的な議論が行われる契機とすることを目的としており、その構成員は、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官の政務三役並びに刑事局、矯正局及び保護局等の担当者となっております。また、この勉強会における当面の検討項目は、死刑制度の存廃についての考え方、執行の告知の在り方を含めた執行に関わる問題及び執行に関する情報提供の在り方等とされております。

この勉強会は、昨年4回開催されましたが、本年も6回開催し、死刑制度を巡る議論の状況等について検討をしたほか、外部の方から存廃論を含む死刑制度について御意見をうかがうなどしました。

甲斐 この勉強会については、あらかじめ一定の結論を決めて行われるものではなく、幅広く検討を行っていくこととされています。

#### 検察改革関係

稲田 昨年大阪地検特捜部における一連の事態を受け、検察においては、一刻も早く国民の皆様からの信頼を回復することが大きな課題となっておりますが、今年は、検察の再生に向けた様々な改革への取組が行われてきましたね。

岩尾 この1年間の法務・検察を語るとき、「検察の再生」は一つのキーワードになります。今年の3月には、昨年から引き続き開催されていた検察の在り方検討会議において、「検察の再生に向けて」と題する提言が取りまとめられ、4月には、法務大臣から、「検察の再生に向けての取組」と題する検察改革への取組方針が示されました。

これらを踏まえ、検察においては、検察基本規程「検察の理念」の策定、分野別専門委員会の設置、捜査・公判におけるチェック体制の構築など、種々の改革策が講じられてきました。

林刑事司法制度改革本部長 これまでに検察改革の主なメニューは出揃ったと思っておりますが、今後は、これらの改革策を着実に実施していく必要があります。そして、「検察の理念」の策定に当たった検事総長のメッセージにもありますが、検察職

員一人一人が、検察の使命と役割についての自覚を深め、日常の職務の遂行に当たって、「検察の理念」の精神を体現するよう努力することが重要だと思います。

#### 法制審議会諮問 (新時代の刑事司法制度関係)

稲田 ところで、検察改革をめぐる議論の中では、検察のみならず、現在の刑事司法制度全体の問題点も指摘され、この点については、現在、法制審議会において審議が行われていますね。

上置 検察の在り方検討会議の提言では、新たな刑事司法制度の構築に向けた検討の必要性についても言及されており、この提言を踏まえ、今年の5月に、法務大臣から法制審議会に対して、新たな刑事司法制度の在り方について諮問がなされました。

この諮問を受けて、法制審議会に「新時代の刑事司法制度特別部会」が設けられ、一般有識者を含む委員・幹事により、新たな刑事司法制度の構築に向けた検討が進められているところです。

甲斐 この部会では、これまでに5回の会議が開催され、各委員から検討すべき事項等について意見が出されたほか、警察署や東京地検等の視察、捜査関係者や弁護士などからのヒアリングが行われました。来年からは、検討事項に関する論点整理をした上で、具体的な議論が始まる予定です。

#### 取調べの可視化関係

稲田 この部会で審議されている諮問事項には、被疑者取調べの録音・録画制度の導入が含まれていますが、この点については、法務省においても以前から検討が行われていましたね。

上置 取調べの録音・録画については、平成21年10月以降、政務三役を中心とした省内勉強会において調査・検討を行ってきましたが、本年8月、国内外の調査結果とともに、勉強会における検討の成果を取りまとめて公表しました。

甲斐 この取りまとめの結果もそうですが、特に国内外の調査結果については、これまで経験に基づいて感覚的に言われてきたことが具体的に実証された点や、諸外国について制度面だけでなく運用面など実務の実情にも踏み込んで調査した点などにおいて、今後取調べの録音・録画の制度化を考える上で非常に参考になるものであり、法制審議会における検討の参考にしていただくため、部会の第3回会議で

その内容を報告したところです。

林 取調べの録音・録画については、検察においても様々な取組を行っていますね。法制審議会において実証的な検討がなされるよう、これらの取組の結果を審議に反映させることも重要ではないでしょうか。

上富 検察においては、従来から、裁判員制度対象事件について取調べの録音・録画を実施してきましたが、今回の省内勉強会の取りまとめを踏まえ、その録音・録画を試行的に拡大し、否認事件も含めて様々な録音・録画を行っています。また、検察の在り方検討会議の提言等を踏まえ、特捜部・特刑部が取り扱う身柄事件の取調べや知的障害者の取調べについても、全過程を含む録音・録画の試行を行っているところです。

これらの試行については、録音・録画の有効性や問題点等について検証を実施することとされており、その検証結果についても、法制審議会における検討に資するよう、部会で報告する予定です。

#### 刑事共助条約の締結交渉等

稲田 各国との刑事共助条約はどうなっていますか。

小山国際課長 我が国は、これまで、米国、韓国、中国及び香港との間で刑事共助条約・協定を締結済みでした。そして、本年は、日EU刑事共助協定が、本年1月2日に発効しました。これは、平成21年11月にEU側が署名し、同年12月に日本側が署名をして、平成22年12月に外交上の公文を交換していたものです。また、平成21年5月に署名を了し、平成22年11月に批准書の交換を了していた日露刑事共助条約も、本年2月11日に発効しました。我が国として5つ目と6つ目の刑事共助条約・協定が発効したことになります。EUとの条約が発効したことにより、適用除外となっているデンマークを除くEU加盟国26か国との間で、それぞれ刑事共助条約を締結したのと実質的には同じ状況になりました。このため、我が国は、合計で31の国・地域との間で条約に基づく共助を受けられることになりました。このほか、現在、刑事共助条約については、スイスとフィリピンとの間で予備協議を継続しており、

稲田 犯罪人引渡条約についてはどうですか。

小山 我が国では、米国及び韓国と犯罪人引渡条約を締結済みですが、現在、中国との間で犯罪人引渡条約の締結交渉を行っています。

稲田 皆さんどうもありがとうございました。東日本大震災や引き続き原発事故の影響は今なお国民生活の中に色濃く残っておりますが、法務・検察としては、引き続き、治安を維持し国民生活の安全を守るという使命を果たすため、尽力していかなければなりません。来年も法務・検察として取り組むべき課題に対し力を合わせて頑張っていきたいと思います。

# 第 1 総務課関係

1	検察の組織・運営	21
2	司法制度改革関係	31
3	予算関係	33
4	教養関係	38
5	検務関係	49
6	その他	58
7	結び	60

## 第1 総務課関係

### 1 検察の組織・運営

岩尾総務課長 本年は、東日本大震災と、これによる原発事故という大きな災害があり、日本全体が大変な試練にさらされました。被災された方にはお見舞いを申し上げます。また、今回の災害は、法務・検察にとっても、非常時における危機管理体制を整備する必要性を改めて認識する契機となりました。有事にあっても法務・検察の役割を果たせるよう、職員一人一人が気持ちを新たにしていだけたらと思います。

それでは、今年の総務課を振り返ってみましょう。まずは、田野尻官房参事官から当課の体制を説明してください。

田野尻官房参事官 はい。総務課は、現在、課長、官房参事官（兼企画調査室長）、参事官及び周付3名を含む合計56名体制で職務に臨んでいます。

#### (1) 定員関係

岩尾 まず、定員関係についてですが、平成23年度までの検察庁職員の定員の推移はどのようになっていますか。

栗木局付 検事については、平成23年度の定員は1,791人となっています。平成8年度の検事の定員は1,208人でしたので、平成23年度までの15年間に583人の純増が図られ、約1.5倍の定員増となっています。他方、検察事務官等については、平成16年度以降純増が続いたものの、昨年度から純減に転じ、平成23年度の定員は、9,112人（検察事務官8,942人、行(二)職員170人）となっています。

田野尻 近年、政府は、国家公務員の定員管理に関して厳しい方針を打ち出し、定員合理化を推進していますが、どのような状況になっているか説明してください。

栗木 政府は、平成21年7月の閣議決定「平成22年度以降の定員管理について」において、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月22日閣議決定）に基づき、国の行政機関について、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現するという観点から、府省内はもとより府省の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うとともに、行政のスリム化を実現するため、平成22年度から平成26年度までの5

年間に平成21年度末定員の10%以上を合理化するという方針を示しているところ、平成24年度については、法務省全体で、平成23年度末定員数52,493人に対し、合理化目標数は964人とされ、うち、検察庁に割り当てられた合理化目標は、平成23年度と同様、221人（検察事務官208人、行(二)職員13人）となりました。

岩尾 今年の増員要求は、国家公務員の総人件費2割削減という方針が示されたことや東日本大震災からの復興増税により国民に負担を求めている状況であることなどから、同震災からの復興に係るものを除いては、全府省いずれについても「純増なし」という極めて厳しい査定方針が示されるなど、例年の要求と比べても、極めて厳しい状況でした。

それに、増員要求の作業スケジュールについても、例年とは異なっていました。

栗木 検察庁職員の増員要求は、他の省庁の増員と同様、総務省及び財務省の関係当局に対して行っています。この要求作業は、例年ですと、4月ころから6月ころまでの間に、各庁にお願いをしていた照会の結果や各種の情報の内容を踏まえ、7月上旬ころから8月末までの間に増員要求の方針を策定し、詳細な要求資料等を作成して提出し、9月からは総務省及び財務省によるヒアリングが行われることとなりますが、今年は、閣議決定により、財務省に対する来年度予算の概算要求の提出期限が9月末とされたことに伴い、急遽、例年より約1月遅れのスケジュールで作業を進めることとなりました。なお、増員要求を行う際には、官房人事課の御指導をいただきながら十分な準備の上で臨み、査定当局の担当者に対し、増員要求の内容とその必要性等について詳細な説明を行い、複数回にわたりヒアリングを受けたり、査定当局の求めに応じて追加資料を作成して提出するなどの対応を行い、これらを経て、12月下旬の査定を迎えることとなり、査定時期については、今年も例年同様となりました。

岩尾 平成24年度はどのような観点から増員要求をしたのですか。

栗木 平成24年度増員要求では、①凶悪事犯等我が国の治安の根幹を侵害する事犯に対する体制の確立、②財政経済事犯に対する体制の充実強化、③刑事裁判の充実・迅速化のための体制の確立、④犯罪被害者等支援の体制の確立などといった観点から要求を行ったほか、現在検察において、様々な検察改革が推進されていることに伴い、これに必要な体制整備のため、⑤検察の再生に向けた改革のための体制

の確立及び充実強化の観点などから要求を行いました。

田野尻 査定当局によるヒアリングでは、検察に対して否定的な観点から指摘がなされるなど、種々様々な厳しい質問や指摘を受けたようですね。

栗木 まず、検察庁における処理事件数等が減少しているため、これに伴い検察庁の業務量が減少しているのだから、既存の要員により対処できるのではないかと、この観点から厳しい追及等を受けたり、また、検察改革のための体制整備については、国民に負担を求めめるのではなく、既存の体制の中で対応するべきである旨の厳しい指摘がなされるなどしました。

岩尾 平成24年度増員要求の査定結果については、極めて厳しい結果となりました。

栗木 結論から申し上げますと、検事について19人の純増が認められるにとどまった一方で、検察事務官等について25人の純減となったことから、検察庁全体で6人の純減という極めて厳しい査定結果となりました。このうち、検察事務官等については、全体で197人の増員が認められたものの、定員合理化による削減分221人とアタッシュ分の定員合理化充当のための外務省への定員振替減1人を合計した222人を差し引き、25人の純減（行(二)職員が13人削減されることから、一般の検察事務官は12人の純減）となりました。その結果、平成24年度の定員については、検事が1,810人、検察事務官等が9,087人となります。

岩尾 検察事務官の定員が純減されていることや、来年度も国家公務員の新規採用抑制が引き続き行われることなどを考えると、今後、特に検察事務官について、十分に職員が補充できず、業務に支障が生じることも危惧される場所ですね。

栗木 極めて厳しい財政状況下において、今後、合理化目標数の更なる増加も十分予想されることから、検察庁職員の定員事情をめぐる状況は更に厳しさを増すものと考えられますので、検察においても、より一層、業務の効率化・能率化に努めていく必要があります。

(平成20年度要求以降の検察事務官等の増員査定数推移)

区分 年度	増員 査定数	削減数等			増減		
			一般	行(二)		一般	行(二)
20年度	224	▲ 208	▲ 183	▲ 25	16	41	▲ 25
21年度	258	▲ 208	▲ 193	▲ 15	50	65	▲ 15
22年度	243	▲ 221	▲ 213	▲ 8	22	30	▲ 8
23年度	199	▲ 222	▲ 210	▲ 12	▲ 23	▲ 11	▲ 12
24年度	197	▲ 222	▲ 209	▲ 13	▲ 25	▲ 12	▲ 13

## (2) 組織官職等関係

岩尾 次に、組織・官職及び級別定数等について、まず、要求の流れを簡潔に説明してください。

栗木 組織・官職の新・増設要求については総務省及び財務省の関係当局に対して行い、定数・諸手当については人事院及び財務省の関係当局に対し要求を行っています。これらの要求も、例年、要求資料等を作成した上で、総務省等の査定当局によるヒアリングを受け、12月下旬に査定結果が伝えられるのが通常です。

岩尾 平成24年度における組織・官職要求の査定結果はどのようになっていますか。

栗木 まず、刑事局関係については、刑事法制管理官室の参事官の時限が平成23年度末までとされていたところ、平成26年度末まで時限の延長が認められました。そして、検察庁関係については、現在、臨時の部として最高検に設置されている監察指導部の新設が認められるとともに、監察指導課長等の新設も認められました。また、昨年度に引き続き、統括捜査官の増設を要求したところ、福井、金沢、富山、鳥取、松江、山形、秋田、函館、釧路の各地検にそれぞれ1ポストずつ、合計9ポストの増設が認められました。さらに、これまでと同様、検察広報官の増設の要求をしたところ、熊本、福島各地検にそれぞれ1ポストずつ、合計2ポストの増設が認められました。なお、4級の上席検務専門官について、東京地検立川支部及び福岡地検小倉支部にそれぞれ2ポストずつ、合計4ポストの増設が認められました。

岩尾 組織・官職要求については相当の成果が得られましたね。検察事務官の定

数等はどうでしたか。

栗木 上位級の定数については、東京地検次席捜査官と京都地検検務監理官の7級への切上げがそれぞれ認められました。また、6級・5級の中位級の定数については、年齢構成の山を構成する検察事務官が昇格時期を迎えることや、それら職員が検察の業務の主要な部分を支えていることなどを強く訴えた結果、大阪地検統括検務官のほか、統括捜査官12ポストの6級への切上げ、また、統括捜査官25ポストの5級への切上げがそれぞれ認められました。4級についても、昨年に引き続き相当数の切上げが認められました。

田野尻 検察事務官の年代別(年齢別)の人数については、30代半ばから40代後半の間が最も多いため、その処遇が人事管理上の重要な課題となっていますが、中位級の切上げを認めていただいたことは、世代間の公平を図るという観点や職員の士気の維持・高揚を図るという観点からも、大きな成果だったといえますね。

岩尾 諸手当の査定結果は、どのようになっていますか。

栗木 俸給の特別調整額については、東京地検次席捜査官及び鹿児島地検検務監理官がⅣ種からⅢ種へ、東京地検統括捜査官がⅤ種からⅣ種へと、それぞれ格上げが認められました。

## (3) 検察庁における情報システム関係

岩尾 それでは、検察総合情報管理システム(検察システム)について説明してください。

渡邊局付 はい。検察システムにつきましては、すでに全ての検察庁に整備されておりますので、これにより全国で事務処理が共通化され、業務の一層の効率化・合理化が図られています。今後も検察業務の業務・システム最適化計画に基づいて必要な整備を行うこととなります。

また、これに伴う通信の増加等を踏まえ、これまでに法務省情報ネットワークの通信回線帯域の拡張作業を実施してきましたが、本年度中に全ての当該拡張作業を終了する予定です。

田野尻 政府の財政が厳しい中で、来年度予算の要求も大変厳しい状況と思いますが、検察システム関連はどうでしょうか。

渡邊 はい。情報システム関係予算の概算要求につきましては、来年度予算に係

る政府方針もさることながら、「新たな情報通信技術戦略」等の政府方針や「事務事業の横断的見直しについて」における指摘等を踏まえることが求められており、具体的には、これまでの情報通信技術投資の費用対効果の総括とそれを教訓とした業務の見直し、業務の見直しを実施した上での費用対効果を踏まえたシステムの構築・刷新といったものが必要となっています。そのような中、検察システム関連予算の要求状況としましては、行政事業レビューの取組み結果の反映、システム機器等リース期間の延長及びシステム機器等構成の見直しを行って予算の削減を図った上で、検察システムの安定的稼働に必要な当初設置した機器等の更新経費、Windows 7 対応経費等を要求しています。

田野尻 検察システムは、全国の職員が業務で利用する検察庁の基幹システムですので、その安定的な稼働を確保することが重要ですね。また、このシステム上で取り扱われる情報には、前科等を始め事件関係者の個人情報が多く含まれており、高度なセキュリティが求められるため、引き続き適正な情報管理に努めることが肝要です。

岩尾 そうですね。政府全体の予算は、今後も厳しい状況が予想されますが、検察業務を支える検察システムについては、セキュリティを確保しつつ、必要な機器等の整備・更新を行っていく必要がありますね。

#### (4) 情報公開・個人情報保護

岩尾 次に、情報公開の現状について説明してください。

渡邊 刑事局に対してなされた情報公開請求件数と検察庁に対してなされた開示請求の件数は、それぞれ次表のようになります。

また、当局及び検察庁に対するオンライン申請による開示請求手続については、本年1月31日付けで法務省オンライン申請システムが廃止となったことに伴い、同日付けで廃止されました。

なお、廃止されるまでの期間のオンライン申請による開示請求は、当局に対しても、検察庁に対してもありませんでした。

刑事局への情報公開請求件数

	区分			
	総数	全部開示決定	部分開示決定	不開示決定
平成21年	81件	24件	33件	16件
平成22年	117件	27件	63件	23件
平成23年	40件	27件	10件	3件

検察庁への情報公開請求件数

	区分			
	総数	全部開示決定	部分開示決定	不開示決定
平成21年	152件	28件	63件	55件
平成22年	330件	44件	113件	70件
平成23年	207件	39件	97件	49件

田野尻 では、保有個人情報の開示請求の状況はどのようになっていますか。

渡邊 今年は、当局に対する開示請求はなく、検察庁に対しては45件の請求がなされました。

#### (5) 政策評価関係

岩尾 それでは、今年の政策評価に関する当局の取組について説明して下さい。

渡邊 はい。政策評価制度は、政策の効果等を客観的に判断し、その結果や反映状況を公表することにより、国民に対する説明責任を徹底し、効率的で質の高い行政を実現しようとするものです。当局においては、平成22年度に引き続き、実績評価方式により、「通訳人に対する研修の実施状況」、「被害者支援員に対する研修の実施状況」、「検察広報活動の実施状況」の評価を行っています。

田野尻 当局の政策評価に関し、民間の有識者等からなる政策評価懇談会委員から、どのような御意見がありましたか。

渡邊 今年の政策評価懇談会は7月に開催されました。当局が提出している施策は「検察権行使を支える事務の適正な運営」であり、先ほど述べた「通訳人に対する研修の実施状況」「被害者支援員に対する研修の実施状況」、「検察広報活動の実施

状況」は、その施策を実現するための具体的な取組という位置付けになります。これらの取組に関する実績については委員の承認を得ることはできましたが、各取組と所要予算額の明確化を求められたり、その効果について説明を求められたりしました。委員の中には、被害者支援員や検察広報活動に注目される方もいらっしゃいました。

田野尻 この施策は今後も当局として取り組んでいく予定ですから、引き続き各検察庁の御理解や御協力は欠かせませんね。

#### (6) 会同関係

岩尾 今年の会同関係について説明してください。

渡邊 今年は検察長官会同が2月と9月の2回開催されました。まず、2月に開催された検察長官会同では、協議事項「現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項」に関し、

次に、9月に開催された臨時の検察長官会同では、協議事項「検察の在り方検討会議による提言等を踏まえ、検察運営上考慮すべき事項」について協議が行われました。

田野尻 今年10月の全国次席検事会同では、どのような協議がなされましたか。

渡邊 はい。この会同では、協議事項「現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項」に関し、

岩尾

渡邊 はい。各会同における法務大臣の訓示でも、昨年発覚した大阪地検特捜部における一連の事態により、検察に対する国民の信頼は大きく損なわれており、これらの事態を特異なものとしてではなく、検察全体の問題であると受け止める必要があり、検察は、今年3月に公表された検察の在り方検討会議の提言等を踏まえ、その信頼回復に向けた改革を推進していく必要があると述べられています。

#### (7) 検察国賠

岩尾 次に国賠事件の状況について説明してください。

渡邊 はい。まず訴訟提起の数ですが、今年検察庁を原因庁として提起された国家賠償請求事件は58件でした。平成22年の42件よりも14件増加しました。また、今年の敗訴事案の件数は2件で、平成22年に比べ2件減少しています。なお、敗訴事案は、いずれも第一審において勝訴したものの、控訴審において敗訴しました。いずれの事案も国が上告受理申立てをして上告審係属中です。そのうち1件は原告も上告提起及び上告受理申立てをしています。このほか、国が認諾した事案、平成22年に第一審で敗訴した事案で、控訴審係属中に和解したものが1件ありました。

田野尻 各敗訴事案の概要はどのようなものですか。

渡邊 1件目は、検察官が被疑者と弁護人との接見内容を調査して証拠請求したところ、秘密交通権を害されたなどとして弁護人が訴訟を提起した事案で、第一審判決は原告の請求を棄却しましたが、控訴審判決は、秘密性が消失したと認められる場合を除き、検察官が接見内容を聴取した行為は違法であるとして、本件においては、弁護人が報道発表した内容等一部を除き、秘密性が消失していないので違法であると認定したものです。

2件目は、強制わいせつ事件において犯人性を否定されて無罪となった者が公訴提起等が違法であったなどとして訴訟を提起した事案で、第一審判決は原告の請求を棄却しましたが、控訴審判決は、検察官の公訴提起に至った際の証拠の評価が、客観的に見て、合理性を欠いているものと認められる場合は、公訴提起そのものに検察官の過失があり、違法であるとし、本件における検察官の職務行為を違法と認定したものです。

田野尻 いずれの事件についても、最高裁において国の立場が理解されるよう主張・立証を尽くしていかなければなりませんね。次に、国が認諾した事案及び和解した事案はどのようなものですか。

渡邊 はい。まず、認諾した事案は、いわゆる厚労省元局長無罪事件に関する無罪国賠です。原告は、検察官が故意に原告を罪に陥れようとして、違法な取調べ、逮捕・勾留、起訴、公訴維持を行ったと主張していましたが、主任検事が刑事事件の証拠品であるフロッピーディスクを改ざんしたという重大な犯罪行為が行われたものであり、このような事案の特殊性に鑑み、認諾したものです。

次に、和解した事案は、弁護人が被告人の所持品について、いわゆる宅下げを求めたところ、検察官が法的根拠もなく拒否したと第一審判決において認定された事案で、国が控訴し、原告が附帯控訴していたのですが、XXXXXXXXXX 和解したものです。

これら以外に、平成22年に第一審で国が敗訴した事案で、今年、控訴審で国が逆転勝訴したものが1件あります。

岩尾 この逆転勝訴の事例はどのようなものでしたか。

渡邊 これは、青少年保護育成条例違反事件において無罪判決を受けた者が公訴提起等が違法であったなどとして訴訟を提起した事案で、第一審判決は検察官が被

疑者を誘導して虚偽の自白を取得したり、必要な捜査を行わず、明らかに不合理な構成要件への当てはめをして公訴を提起したと認定して違法としましたが、控訴審判決は、検察官の判断に合理的根拠が欠如していると言えないことは明らかで違法性はないなどとして、国の敗訴部分を取り消して、原告の請求を棄却しました。

なお、この事案は、現在、原告から上告提起及び上告受理申立てがなされています。

## 2 司法制度改革関係

### (1) 裁判員制度関係

岩尾 裁判員制度は、平成21年5月21日の施行から2年半が経過しましたが、運用状況はどうなっていますか。

西山参事官 事件数を見ますと、本年11月末までで、全国の裁判員裁判対象事件の起訴件数は合計4,665件、判決言渡し件数は3,372件となっています。

また、裁判員候補者の出席率は、本年10月末までの統計では、80.0パーセントであり、施行以来、高い割合が維持されています。他方、選定された裁判員候補者の辞退率は、55.3パーセントであり、各裁判所において、裁判員候補者ごとの個々の事情に応じて、適切かつ柔軟な辞退判断が行われていることがうかがえます。

また、本年1月から6月までの間に行われた裁判所の裁判員経験者に対するアンケートでは、審理内容について、60.3パーセントの人が理解しやすかったとの回答をし、検察官の説明等については、66.7パーセントの人が分かりやすかったと回答しています。この数値は、21年、22年と比べると、徐々に減少している状況にありますね。

それから、裁判員として裁判に参加した感想として、95.0パーセントの人がよい経験と感じた旨の積極的な回答をしており、これは21年、22年と変わりません。

こうしたデータから見ますと、裁判員制度はおおむね順調に実施されていると言えます。

岩尾 実施件数の増加に伴い、注目を集めるような裁判員裁判も多く見られるようになってきましたね。

西山 そうですね。11月30日までで一部無罪を含む無罪判決が17件出されており、死刑判決も10件出され、その中には、死刑が確定するものも出てきました。さらに、

無罪判決に関して言えば、第一審の裁判員裁判で有罪とされた判決を破棄し、無罪を言い渡した控訴審判決が、一部無罪も含めると3件ありました。

また、社会の注目を集めたパチンコ店放火殺人事件に係る大阪地裁の裁判員裁判では、裁判員の選任から判決言渡しまで60日間という過去最長の日程で審理が行われました。なお、この裁判の開廷回数は15回であり、これも過去最多です。

そのほか、本年は最高裁判所大法廷で初めて裁判員裁判を合意と判断する判決が出されたことでも注目を集めました。

岩尾 来年5月には制度施行3年を迎えますね。

西山 はい。私たち裁判員制度調査プロジェクトチームは、昨年4月から、「裁判員制度に関する検討会」の事務局にも参加しており、施行3年経過後の本格的な検討に向けて、こうした事例の集積を踏まえて、引き続き、的確な実情把握と分析に取り組んでいきたいと思っています。

### (2) 検事の弁護士職務経験制度関係

岩尾 司法制度改革の進展に伴い、国民の司法に対するニーズはさらに増大・多様化し、多様な知識や経験、広い社会的視野などを備えた検察官が求められるところですが、そのための方策の一つとして検事の弁護士職務経験制度がありますね。実施状況はどのようになっていますか。

渡邉 今年も新たに6名の検事が弁護士職務従事職員として弁護士事務所へ派遣され、この制度の運用が始まった平成17年から本年までに、これまでに合計34名の検事がそれぞれ2年間の契約で弁護士事務所へ派遣されています。現在は、平成22年度及び同23年度に派遣された、合計11名の検事が弁護士職務に従事しています。

平成24年度については、東京の弁護士事務所への派遣者を5名、大阪の弁護士事務所への派遣者を1名増やした2名、併せて合計7名を派遣する予定であり、現在、各派遣予定者が弁護士事務所を訪問するなど、その準備を進めているところです。

田野尻 弁護士職務に従事することで、弁護士という異なる視点から学んだ多様な知識や経験等は、今後、検事として執務を行う上で貴重な財産となるでしょうね。

## 3 予算関係

### (1) 24年度予算査定関係

岩尾 次に予算関係ですが、まず、予算要求から査定までの一般的な流れについて説明してください。

栗木 例年4月頃から6月頃にかけて、検察庁において行う施策等について調査するとともに、前年度の各庁の予算執行状況を分析するなどして、必要な経費を積算します。その上で、7月頃から8月頃までの間に予算要求資料を作成し、官房会計課と調整しながら、政府の示した基本方針にのっとり、8月末までに概算要求を行います。しかし、今年度は、平成23年度第3次補正予算の編成作業の影響で、概算要求の提出期限は9月末に延長されました。その後、10月から12月までの間、財務当局に対し、予算の必要性や緊急性などを説明し、12月下旬に予算の査定を受けることとなります。

岩尾 平成24年度予算については、政府はどのような基本方針を示したのですか。

栗木 平成24年度予算については、「中期財政フレーム」(平成23年8月12日閣議決定)を遵守しつつ、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて「日本再生重点化措置」を実施することとし、日本経済の再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点配分するため、省庁を超えた大胆な予算の組替えを行うための「組替え基準」が定められました。この「組替え基準」は、①人件費等の義務的経費については、平成23年度当初予算における各経費の合計額に相当する額、②その他の経費については、平成23年度当初予算額に100分の90を乗じた額(以下「基礎額」)の合計額の範囲内で要求するという「概算要求枠」を設けるとともに、その他の経費の平成23年度当初予算相当額と「基礎額」との差額の1.5倍の範囲で「日本再生重点化措置」の要望を行う(以下「要望枠」というものでした。

田野尻 検察庁関係の予算には、この「要望枠」が含まれていましたか。

栗木 法務省については「概算要求枠」が7,279億円とされ、「要望枠」は181億円とされたのですが、検察庁関係の予算については重点化措置の対象となる分野のうち、「iv)安心・安全社会の実現」に資する取組として「検察の再生に向けた取組の実施経費」を約13億円要望いたしました。その結果、平成24年度概算要求について

は、検察組織の物件費が前年度予算額に比して約7.3パーセント増の要求となりました。

岩尾 平成24年度の予算編成作業は、どのように行われましたか。

栗木 昨年度に引き続き、各府省に設けられた予算監視・効率化チームを中心とした「行政事業レビュー」が実施され、予算の支出先や用途等について十分な実態把握を行い、自ら事業を点検しながら、その結果を事業の執行や予算要求に反映させることにより、要求額の削減が図られました。また、日本再生重点化措置の要望枠については、「予算編成に関する政府・与党会議」での議論を経て、総理の判断により配分額が決定されました。

岩尾 それでは、平成24年度予算の査定結果について説明してください。

栗木 先ほど説明させていただいたとおり、平成24年度予算編成については、「概算要求枠」及び「要望枠」が設定され、昨年に引き続き厳しい制約があったところですが、官房会計課の御支援もあり、検察組織の予算として、既定経費を中心に総額約1,063億7,700万円（選挙対策経費を除く。）を確保することができました。このうち人件費については、前年度に比して約0.6パーセント増に相当する約5億3,000万円増の約925億5,800万円であり、物件費については、前年度に比して約5.9パーセント増に相当する約7億7,300万円増の約138億1,900万円となりました。

岩尾 平成24年度予算の内容について、個別に説明することはありますか。

栗木 検察の再生に向けた取組の実施経費として、被疑者取調べの録音・録画システム等の整備経費や分野別専門委員会等設置に係る謝金、新たな刑事司法調査研究のための旅費、精神鑑定経費の増額を確保することができました。

岩尾 平成23年度第3次補正予算における検察庁関係の予算はどのような内容となっていますか。

栗木 災害発生時の治安対処能力を強化し、適正かつ迅速な検察権の行使を確保するため、被災時における捜査・公判活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の遂行に必要な体制を整備するため、事件記録落下防止装置、自家発電装置等の整備や災害時緊急連絡サービス導入経費として、約8億6,300万円が認められました。現在、刑事局及び各検察庁において、調達手続を進めているところです。

岩尾 今後も、予算事情は厳しさを増す一方であると思いますが、捜査や公判等

を始めとする検察庁の活動を支えるために所要の経費をしっかりと確保しなければなりません。その一方で、獲得した予算の執行に際しては、無駄な支出を排除するとともに、手続における透明性・効率性を確保し、公共調達の適正化に十分配慮することがより一層重要になっていることに改めて留意する必要がありますね。

## (2) 施設整備関係

岩尾 次に施設関係ですが、平成23年度における庁舎の整備状況について説明してください。

栗木 まず、平成23年度中に完成する庁舎は、増築棟を含めて5庁ありますが、既に4庁が完成しており、高知地検が平成24年1月に完成します。

平成23年度完成庁舎

	庁名	庁舎名称	完成(予定)日
1	広島高・地検	広島法務総合庁舎	平成23年7月29日
2	大津地検	大津地方合同庁舎(PFI事業)	平成23年10月3日
3	神戸地検姫路支部	姫路法務総合庁舎(増築棟)	平成23年10月26日
4	前橋地検高崎支部	高崎法務総合庁舎	平成23年10月31日
5	高知地検	高知法務総合庁舎	平成24年1月31日

また、模様替工事については、山口地検本庁及び新潟地検高田支部等で被害者専用待合室を新設したほか、金沢地検本庁等で応援検察官室が新設されました。これ以外にも、現在、宮崎地検延岡支部において同行室整備等工事を行っています。今後も引き続き必要となる諸室の整備に対応していく必要があると思います。

田野尻 弁護士接見室の整備状況はどうなっていますか。

栗木 接見室については、現在、庁舎新営が進められている和歌山地検を除き、地検本庁50庁のうち49庁について整備済みです。詳細については以下の表のとおりとなっていますが、地検支部についてもスペースの有無等を勘案しつつ、整備可能な庁から順次整備を進めていくこととしています。

平成23年9月30日現在

	施設数(庁)	整備済施設数(庁)	整備率(%)
地検本庁	50	49	98.0
地検支部	203	45	22.2
合計	253	94	37.2

岩尾 次に、庁舎新営等要求について説明してください。

栗木 まず、庁舎新営等要求の流れですが、例年2月ごろに各庁から具体的な要望を受け、これを踏まえて施設調査を行うなどして優先順位等を検討します。その後、例年6月ごろに官房施設課へ要求資料を提出して要望内容を説明し、同課を通じて財務省に要求することとなります。その後、12月下旬に査定結果が伝えられます。なお、平成23年度においては補正予算も生まれ、その中でも施設関係予算が認められています。

岩尾 それでは、平成23年度補正予算と平成24年度概算要求の査定結果は、どのようなになっていますか。

栗木 平成23年度第3次補正予算における庁舎新営関係ですが、地検本庁では2件、地検支部・区検では7件が認められました。

平成23年度第3次補正予算

	要求庁名	工事内容等		要求庁名	工事内容等
1	水戸地検	調査費等	6	熊本地検人吉支部	調査費
2	奈良地検	調査費	7	旭川地検名寄支部	調査費
3	山口地検下関支部	調査費	8	釧路地検網走支部	設計費
4	福岡地検田川支部	調査費	9	八丈島区検	調査費
5	佐賀地検武雄支部	設計費			

また、平成24年度予算における庁舎新営関係ですが、地検本庁では6件、地検支部・区検では7件が認められ、四日市法務総合庁舎の増築についても引き続き認められています。

平成24年度庁舎新営等査定内示

	要求庁名	工事内容等		要求庁名	工事内容等
1	水戸地検	設計費	8	千葉地検松戸支部	調査費
2	宇都宮地検	設計費	9	大阪地検堺支部	事業費(完成)
3	甲府地検	事業費(完成)	10	津地検四日市支部	増築棟(完成)
4	和歌山地検	設計費・仮庁舎	11	広島地検呉支部	事業費(完成)
5	岡山地検	事業費	12	佐賀地検武雄支部	設計費
6	山形地検	設計費	13	釧路地検網走支部	設計費
7	横浜地検横須賀支部	事業費(完成)	14	八丈島区検	設計費

なお、厳しい財政事情から、平成24年度概算要求として上げていた地検本庁2件(設計費、事業費)及び地検支部1件(事業費)については、要望が認められませんでした。

岩尾 平成23年度補正予算で多数の新規案件を確保できた反面、平成24年度予算においては、耐震性に問題がある庁舎であっても予算を認めてもらえないというのは非常に厳しい査定結果ですね。

栗木 はい。今回確保できなかった案件については、平成25年度概算要求において要求していくつもりです。このほか、各庁では、録音・録画室の整備が必要となったり、不起訴記録の保存期間延長に伴う記録保存庫の拡充、更には老朽化や耐震不備の改善を必要とする庁舎が相次いでいます。今後も、これら模様替や改修等の予算確保にも努めていく必要があると思います。

岩尾 最後に、検察庁関係の宿舎整備状況について説明してください。

栗木 今後の宿舎整備に関しては、平成23年12月1日に財務省が公表した「国家公務員宿舎の削減計画」において、各省庁が真に公務のために必要とする宿舎戸数を精査し、現在、約21.8万戸ある公務員宿舎について、今後5年を目途に、5.6万戸(25.5%)程度の削減を行うこととされました。また、長寿命化と建替又は廃止のコスト比較を行い、極力、長寿命化により対応することとされたほか、従来宿舎が存在しなかった土地において新規に宿舎を建設することは原則行わないこととなっています。平成23年度は、宮崎地検において、検事正が入居する合同宿舎の設置が認

められていたところ、この削減計画を受けて凍結されました。

岩尾 今後は、宿舎の削減計画に添って進められるなど、宿舎事情はより一層厳しくなっていきますね。

#### 4 教養関係

##### (1) 検察官に対する研修

岩尾 次に話題を教養係の関係に移しますが、まず、検事に対する研修について説明してください。

渡邊 はい。平成14年度から、検事を民間企業等に一定期間派遣し、そこでの業務を体験させることを通じて市民感覚等を学ばせる目的で、検事の外部派遣制度を実施しています。今年も4名の検事を1か月ないし6か月の期間、

に派遣しています。

田野尻 例えば、[REDACTED]では、どのような研修内容となっていますか。

渡邊 [REDACTED]

なお、平成22年度に派遣された検事の結果報告は、検察月報第650号（平成23年5月号）に掲載していますので、御覧いただきたいと思います。

岩尾 次に、情報システム専門研修について説明してください。

渡邊 この研修は、サイバー犯罪に対応するため、ネットワークやコンピュータのセキュリティに関する専門的な知識を習得する研修として、平成13年度から実施しているものです。今年、10月3日からの5日間を研修期間として、任官10年以内の検事を対象に、14名で実施しました。

研修内容は、今年も専門業者によるコンピュータを用いた実践的な講習などのほか、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律などに関する講義も盛り込みました。また、昨年も講義していただいた東京高等検察庁の検事、京都府警察本部サイバー犯罪対策課課長補佐からも講義をいただきました。

田野尻 医療関連事犯担当検事研修も実施しましたね。

渡邊 はい。この研修は、医療関連事犯の捜査・公判に従事する検事に対し、医療行為に関する専門的知識を習得させ、医療事故及び医療関連の問題点を含む事件の捜査・公判遂行能力の向上を図るため、平成17年度から実施しているものです。今年、5月30日からの5日間を研修期間として、検事20名を対象に実施しました。

田野尻 研修の内容はどのようなものでしたか。

渡邊 まず、刑事局付から医療関連事犯に関する講義を実施し、その後、研修員を2班に分けて2つの大学病院でそれぞれ医療施設を見学させるとともに、医師等から医療行為の現状等の説明を受けたほか、臨床医学の具体的問題に係る検討会の傍聴等を行いました。

また、今年、新たに看護師の業務内容等についての講義をカリキュラムに盛り込みました。

これは、医療関連事犯の捜査過程では、看護師など医療従事者からの事情聴取等も想定されるため、看護業務等への理解を深めることが必要であると考えられることから盛り込んだものです。

岩尾 これらの研修について、研修員からはどのような感想がありましたか。

渡邊 情報システム専門研修については、コンピュータ犯罪等を取り扱う際に必要な基本的知識を身につけることができる有意義な研修だったなどの意見が寄せられました。また、医療関係事犯担当検事研修については、講義だけでなく行動体験や現場体験等のカリキュラムも多くあり、医療行為の現実を現場で実際に見ることができたことは、非常に有意義であったなどの意見が寄せられました。研修員からの意見や感想は、来年度のカリキュラム策定の参考にしたいと考えています。

岩尾 引き続き、研修内容の充実に努めていただきたいと思います。ほかに検事の国内研修にはどのようなものがありますか。

渡邊 検事の国内研修としては、法総研による検事一般・専門研修、アジ研による国際研修・汚職防止刑事司法支援研修、人事院による行政研修などがありますが、検事専門研修は、震災の影響により、本年は実施されませんでした。

## 平成23年の主な国内研修実施状況

国内研修の別	人員
新任検事研修	71
検事一般研修	63
国際協力人材育成研修	3
国際研修	5
汚職防止刑事司法支援研修	3
国際高官セミナー	2
行政研修	8

岩尾 次に、検事の在外研究について説明してください。

渡邊 まず、当係が所管している検事の在外研究としては、人事院所管の長期・短期在外研究、法務省所管の外国大学留学・若手在外研究・陪審制度研究があります。

## 平成23年の在外研究派遣状況

在外研究の例	人員	派遣国内訳	参考
人事院長期在外研究	5	アメリカ・4 イギリス・1	
人事院短期在外研究	5	アメリカ・2 イギリス・2 ベルギー・1	
法務省外国大学留学	3	アメリカ・3	ミシガン大・1 ノートルダム大・1 デューク大・1
法務省若手在外研究	9	アメリカ・4 イギリス・2 フランス・1 韓国・1 中国・1	
合計	22		

(注) 平成22年度及び平成23年度派遣者のうち、今年中に出発した人員による。

田野尻 人事院の長期・短期在外研究は、人事院の実施する試験に合格しなければなりません。昨年度は、長期在外が5名、短期在外が6名と多くの検事が試験に合格しました。今年度は長期在外（平成24年度派遣）は3名、短期在外（平成23年度派遣）は6名の検事が試験に合格しています。検事の在外研究について、英語圏以外の国への派遣も積極的に進めており、今年は、短期在外（平成23年度派遣）でベルギーに1名、若手在外研究では、フランス、ドイツ、韓国、中国に各1名を派遣しています。

なお、来年3月までに、更に5名がイギリス（人事院短期：検事1名）、アメリカ（人事院短期：検事1名、若手在外研究：検事1名）、韓国（若手在外研究：検事1名）、中国（若手在外研究：検事1名）に派遣される予定です。

また、来年以降もフランス、ドイツ、EU、韓国、中国という英語圏以外の国への派遣を検討していますので、若手検事には、英語はもちろんのこと、その他の外国語の勉強にも取り組んでもらいたいと思います。

岩尾 そのほかの在外研究としてはどのようなものがありますか。

渡邊 本年は、震災の影響で中止となってしまいましたが、来年3月に裁判員制度の円滑な実施のため、米国ワシントンDCの米国司法省において実施される日本の検察官に対する陪審セミナーに6名の検事と2名の検察事務官を派遣し、在外派遣中の検事とともに、「陪審員に分かりやすい立証」等の実践的手法を学んでもらいます。また、英国には検事、副検事及び検察事務官をそれぞれ2名ずつ派遣し、在外派遣中の検事とともに、英国における刑事司法制度の調査を行います。

岩尾 今後の在外研究の留意点について説明してください。

田野尻 近年、人事院や法務省が実施する在外研究については、多額の国費を要する公務出張であることから、その運用の適正化が求められています。人事院が実施する在外研究の場合、長期在外においては、人事院の選抜審査時における語学の基準点が段階的に引き上げられており、また、短期在外においては、語学力に加えて研究の必要性が厳しく審査されています。そのため、応募段階からの詳細な研究計画の策定、派遣期間中の研究計画に沿った研究の実施はもちろん、研究結果の活用についても成果が求められています。在外研究の派遣者として選考された職員は、渡航前から研究の準備を行い、帰国後は速やかに研究結果を報告するなど、研究員

としての自覚を十分に持って研究に取り組んでほしいと思います。

岩尾 次に、今年の幹部検察官を対象とする研修の実施状況について説明してください。

渡邊 はい。5月及び11月に初任検事正を対象とした検察運営セミナーを最高検との共催により実施しました。今年度は、幹部研修を見直すべきであるという検察の在り方検討会議提言を受け、幹部のリーダーシップをかん養するという観点から研修内容を大幅に変更し、XXXXXXXXXXの講演や、部下職員との意見交換会等を取り入れました。また、3月には、次席検事等内定者を対象とした新任決裁官セミナー及び支部長内定者を対象とした新任支部長検事セミナーを最高検との共催により実施しました。

田野尻 新任決裁官セミナー及び新任支部長セミナーは、明年3月に最高検と共催で行う予定としていますが、近時の検察を取り巻く諸情勢を踏まえ、更に内容等を検討する必要がありますね。

#### (2) 検察事務官に対する研修

岩尾 続いて、検察事務官の在外研修について説明してください。

渡邊 はい。今年は、2月にロス郡検事局における研修に1名参加しました。また、5月には、FBIナショナルアカデミー再研修に1名、9月には、内閣府主催の日本・中国青年親善交流事業に1名参加することができました。

なお、平成24年1月には、内閣府主催の世界青年の船事業に2名参加する予定です。

岩尾 検察事務官を対象とする外国語研修と簿記研修の実施状況はどのようになっていますか。

渡邊 外国語研修は、昨年度同様、通学又は通信型により英語、中国語及び韓国語を実施しました。いずれの語学も外事事犯に対する捜査処理体制を強化する目的で実施し、英語については、上級は英検準1級以上合格（TOEIC700点以上）程度の語学力を、中級は英検準2級以上合格（TOEIC400点以上）程度の語学力を、中国語及び韓国語については、日常会話程度とされる各語学検定3級程度の語学力を身につけることを目標としています。また、簿記研修についても、昨年度同様、通学又は通信型により実施しました。同研修は、財政経済事件に対する捜査能力を

向上する目的で実施しており、日本商工会議所が実施している簿記検定2級又は3級に合格することを目標としています。

これらの研修は検察事務官の捜査能力を高めるために有効であると考えており、今後も引き続き実施するため、研修の効果を十分に把握する必要がありますので、これらについても各庁へ協力をお願いしたいと考えています。

#### (3) その他の研修

岩尾 次に、総務省情報システム統一研修について説明してください。

渡邊 はい。この研修には、CD-ROMによる受講が可能なものがあり、その中で、ウェブページ作成技法、プレゼンテーション技法、公文書管理・情報公開・個人情報保護、データ分析技法、コンピュータシステム基礎、ネットワーク基礎及び情報セキュリティ基礎の7コースについて、各検察庁の推薦者に実施していただくことになりました。その結果、合計885名が受講しました。

#### (4) 法科大学院関係

岩尾 テーマを法科大学院関係に移すことにしましょう。優秀な検事任官者を確保するために、法科大学院生に対して、検事の職務内容や検察の魅力を的確に伝え、正しい理解を得ることが重要です。そのためには、派遣検察官、検察庁、司法研修所検察教官室等関係機関の連携が必要ですね。この点について説明してください。

田野尻 新司法修習においては、修習生の人数が大幅に増加した一方で、前期修習が廃止になり、検察修習の期間も短縮されるなど、修習生が検察実務に触れる機会が減少したことから、これを補う意味でも、法科大学院生に対して、検察への関心を高めるための情報を積極的に提供していく必要があると考えています。

岩尾 法科大学院生に対する情報提供という点については、どのような取組を行いましたか。

渡邊 まず、東京地検及び大阪地検の御協力を得て、法科大学院生に対する検察庁説明会を開催しました。東京会場では8月22日と23日の2日間、大阪会場では9月6日にそれぞれ開催し、定員は各日150名としました。

田野尻 各開催地における法科大学院生の参加状況はどうでしたか。

渡邊 はい。説明会の参加者については、法務省ホームページに掲載したり、法科大学院及び法科大学院派遣検察官の御協力を得て、法科大学院内にポスターを掲

示して周知していただくなどして公募し、Eメールで先着順に参加申込みを受け付けたところ、東京会場と大阪会場で併せて約431名の申込みがありました。最終的な参加人数は、東京会場が2日間合計で270名、大阪会場が110名の合計380名となりました。

田野尻 説明会のプログラムはどのようなものだったのですか。

渡邊 今年は、昨年まで実施していた裁判員裁判についての講話に代わり、法科大学院生に対するメッセージとして、東京会場では東京地検総務部長及び同部副部长から、大阪会場では大阪地検総務部検事から、それぞれ御講話をいただきました。また、大臣官房人事課付検事が検事の職務に関する説明を行ったほか、昨年を引き続き、現職検事との座談会を2回実施することにより、参加者がより多くの検事に触れることができるようにしました。

田野尻 参加した法科大学院生の反応はどうでしたか。

渡邊 説明会后に実施したアンケート調査の結果では、

といった意見が寄せられるなど、総じて好評でした。

今年の説明会の概要等については、検察月報第656号(平成23年11月号)に掲載しておりますので、是非参考にしていただきたいと思います。

岩尾 法科大学院については、検察庁や刑事局などから、検事や局付等を法務・検察の職務等に関する説明の講師として派遣したり、法科大学院生を検察庁や法務省で受け入れて見学説明会を実施していますが、その実施状況はどうなっていますか。

渡邊 平成23年度の講師派遣は、これまでに7校の法科大学院で延べ11回実施されています。講師も、検事総長を始め、最高検総務部長、地検検事正など多彩な顔ぶれです。また、各庁等における見学説明会は、15校の法科大学院を対象に延べ22回実施されています。刑事局においても、法科大学院生を積極的に受け入れ、検察庁以外に勤務する検事の役割や在外研究等の概要、座談会等という内容で見学会を

実施しました。

岩尾 そのほかにはどのような取組がありますか。

渡邊 はい。法務省ホームページに、主に法科大学院生に向けて「検事を志す皆さんへ」と題するコーナーを設け、様々な分野で活躍する現職検事のメッセージ等を掲載しているところです。今年は、検事総長のメッセージのほか、異動があった幹部のメッセージ等を更新しました。今後も法科大学院生が検事の仕事に魅力を感じるような充実したコーナーになるよう努めたいと思います。

#### (5) 司法修習関係

岩尾 司法修習関係に移りましょう。まず、司法試験合格者や検事任官者の動向について説明してください。

渡邊 はい。今年、現行司法試験に合格した現行65期司法修習生及び新司法試験に合格した新65期司法修習生を対象とする司法修習が行われています。また、現行司法試験に合格した現行64期司法修習生からは、今年9月に1名が検事に任官し、新司法試験に合格した新64期司法修習生からは、今年12月に70名が検事に任官しました。

田野尻 司法修習に関して、今年も法務省による法務行政修習が実施されましたが、どのような状況でしたか。

渡邊 はい。これは、全国型プログラムの一つとして、A班(東京、横浜、さいたま、大阪、京都及び神戸の修習地)とB班(A班以外の修習地)の2班に対して、今年は、A班は9月26日から29日、B班は9月13日から16日の間のそれぞれ4日間、新司法修習生に対し、法務省各部局の講義、法律問題演習、施設見学等を内容とする修習を実施しました。

田野尻 参加者の反応はどうでしたか。

渡邊 今回も、前回参加者の意見を踏まえ、入国管理施設の見学や民事関係の法律に関する講義等を新たにカリキュラムに加えたところ、参加者から好評を得ることができました。

田野尻 そのほか、今年10月に開催した司法修習生指導担当検事協議会においては、「司法修習生に検察の果たしている役割や仕事の魅力を伝えるための方策、検事任官の適格性を見定めるための方策及び検事任官適格者の志望動向の現状及びこれ

を踏まえた人材確保の方策」について、各実務庁から様々な取組や工夫についての御意見を伺いました。

先ほど法科大学院関係でも述べたように、新司法修習生については、修習期間が1年に短縮され、前期研修の廃止により、司法研修所での修習を経ずに実務庁で修習が開始されます。実務庁においては、約2か月の修習期間内に、司法修習生に対して、検事の職務や検察活動を正しく理解させるとともに、検察の魅力を伝え、有能な人材に検察への興味を抱かせて、検事任官適格者を確保しなくてはなりません。そのため、検察実務修習において充実した修習を行わせることが引き続き重要です。

岩尾 ところで、今年も、当局は、官房人事課と共催で、新司法試験合格者を対象とする進路説明会を実施しましたが、この説明会について説明してください。

渡邊 この進路説明会は、新司法試験合格者に対し、司法修習開始前に、現職の検事が応答・説明を行うことで、検事任官に興味を持たせて司法修習に臨ませることを目的として実施しています。今年も9月30日に東京会場で200人、10月21日に大阪会場で80人を定員として実施しました。東京地検、大阪地検検事のほか、司法研修所の検察教官や刑事局付も参加し、座談会形式で、司法試験合格者からの様々な質問に答えていただきました。説明会終了後のアンケートには、  
 [ ] などの意見が寄せられました。

田野尻 優秀な検事任官者の確保は、法務・検察の重要かつ喫緊の課題ですから、今後も各種の取組を積極的に行っていきましょう。

#### (6) 検察広報関係

岩尾 検察広報活動について説明してください。

渡邊 検察広報活動は、平成21年度から、検察の意義や役割について、広報対象者の関心・年齢等にきめ細かく応じて、できるだけ具体的に分かりやすく説明するふれあい広報を実施しており、各庁では、小中学生や高校生を対象とした出前授業や移動教室などを積極的に実施していただいているところです。また、同年度から法教育が法務省の重要施策と位置付けられ、全省的かつ積極的に取り組むこととされていることから、各庁においても法教育の趣旨を取り入れた検察広報活動を展開するなど、工夫を凝らした広報活動を実施しています。

田野尻 今年も、各庁に対して、ふれあい広報活動の実施状況についてフィードバックもしましたね。

渡邊 はい。ふれあい広報も実施から2年が経過したことから、これまで各庁から刑事局あてに御報告いただいた活動について、当局において集計・分析した結果及び各庁において実施した広報活動の中から御紹介いただいた参考となる活動について取りまとめたものをフィードバックしました。各庁における広報活動の内容をみると、各庁とも創意・工夫を凝らした広報活動を実施していることがうかがえます。

なお、フィードバックした資料については、検察月報第654号(平成23年9月号)に掲載しておりますので、是非参考にさせていただきたいと思っております。

田野尻 そのほかには、どのような取組がありましたか。

渡邊 はい。今年も法曹三者共催の高校生模擬裁判選手権が8月6日に東京、大阪、高松で開催されました。検察庁では、選手権の準備のため、検察官をアドバイザーとして出場校へ派遣したほか、選手権当日にも審査員として検察官を派遣するなどの協力をしました。詳細等については、検察月報第655号(平成23年10月号)に掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、10月1日に法曹三者共催で実施した第52回「法の日」週間記念行事では、刑事局、矯正局及び保護局の各職員が講師となり、参加した高校生及び大学生に捜査・起訴・公判(裁判員裁判)、有罪判決後の矯正処遇・保護観察等を含む刑事手続の一連の流れについて説明を行いました。

岩尾 今後とも、幅広い層の国民に対して、検察の意義や役割について説明し、国民の正しい理解を得ることは重要ですので、各庁での取組も参考にすることで、引き続き、広報活動を積極的に実施していただき、検察広報の充実に努めていただきたいと思います。

#### (7) 被害者支援関係

岩尾 それでは、被害者支援関係について説明してください。

渡邊 はい。まず被害者支援員制度については、平成11年10月に発足した制度であり、今年も11月に全国の被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官を対象にした被害者支援員中央研修を開催しました。この研修は、被害者支援員又は被

害者支援を担当する検察事務官として必要な知識・技能を修得させることを目的として開催されており、今年、「犯罪被害者が求める被害者支援及び関係機関・団体等と連携した被害者支援について」をテーマとして実施しました。

この研修では、

や内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官から講義を行っていただきました。

田野尻 被害者支援においては、検察庁の取組だけではなく、関係機関や団体等との連携・協力はもちろんのこと、犯罪被害者等が求めている支援や被害者等の心情・境遇などを理解した上での支援が必要不可欠ですね。引き続き、検察官、検察事務官、被害者支援員の皆様方が役割を分担しながら、関係機関等との連携の充実・強化に努め、被害者等に配慮した支援が重要です。

そのほか、被害者支援に関して何かありますか。

渡邊 はい。犯罪被害者に対する施策については、これまで、平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画に基づき、推進されてきましたが、平成22年度末で計画期間が終了したため、平成23年3月に第二次犯罪被害者等基本計画が策定されました。本計画でも検察庁が取り組むべき施策が掲げられており、検察庁における被害者支援員の果たすべき役割は、今後益々、重要になってくると考えられます。

#### (8) 検察月報関係

岩尾 検察月報についてはどうですか。

渡邊 毎月発行の検察月報については、今後も検察実務に必要な情報を提供できるよう、その内容を一層充実させていきたいと思っています。そのような観点を踏まえ、今年、検察の再生に向けて（検察の在り方検討会議提言）や仙台高検及び同高検管内各地検執筆の東日本大震災による被害と検察運営等についてを掲載したほか、裁判員裁判施行2周年を記念した特集記事、他省庁等に勤務する検事の職務を紹介する記事を掲載しました。

田野尻 また、現場の検察官は事件処理等に追われて多忙でしょうから、そのわずかな隙間の時間で興味を持って読んでいただけるよう、昨年同様、写真や資料を多く取り入れるなどビジュアル化を図るなどの工夫に努めました。

#### (9) 図書関係

岩尾 今年の図書整備はどうなっていますか。

渡邊 全検察庁の図書室及び検察官室に対し、今年改訂された「大コンメンター刑事訴訟法第6巻」、「同第9巻」及び「注釈刑事訴訟法第1巻」を整備しました。また、「平成23年版犯罪被害者白書」を被害者支援員の配置されている本庁・支部に配布しました。

#### 5 検務関係

岩尾 検務係は、検務事務はもちろんですが、検察庁の組織及び運営に関する問題や具体的な事件の捜査・公判の手続に関する問題への対応といった様々な分野にわたる事務を担当しており、相変わらず忙しい1年でしたね。

田野尻 はい。今年、東日本大震災が起り、同震災が特定非常災害に指定され、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置がとられたことに伴い、その適用に関する留意事項等を取りまとめて各庁に通知するなどしたほか、「不正競争防止法の一部を改正する法律」（平成23年法律第62号）が本年12月1日から施行され、刑事訴訟手続の特例として営業秘密を保護するための制度が整備されたことに伴い、事件事務規程等を整備しました。

また、昨年に引き続き、今年も、衆・参両院の予算委員会及び法務委員会における法務大臣等への質問に対する資料作りのほか、国会議員からの説明要請や資料要求等への対応、あるいは各党における会議への出席などの国会関係業務が多い1年でした。

#### (1) 東日本大震災関係

岩尾 東日本大震災に関連した動きとして、福島地検及び仙台地検における勾留中の被疑者の釈放や、福島地検いわき支部の執務場所の一時変更について、マスコミや国会でも取り上げられるなどしましたね。

白鳥局付 この点については、今年9月の検察長官会同において、法務大臣から、今回の経験を活かし、非常時の危機管理に万全を期すよう訓示がなされるなどしました。引き続き、非常時における業務の継続や関係機関との連携の在り方等、危機管理に万全を期し、地域における治安の確保に全力で取り組んでいく必要があると思います。

岩尾 東日本大震災が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号。以下「特別措置法」という。)に基づく特定非常災害に指定されましたが、これに関する概要を説明してください。

白鳥 はい。東日本大震災が「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号)により、特別措置法に基づく特定非常災害に指定されたことに伴って、行政上の権利利益で存続期間の定めがあるものについて、震災のために存続期間の更新又は権利行使等所要の手続がとれなかった場合の救済措置が図られました。具体的には、権利利益に係る存続期間が震災発生日である本年3月11日以降に満了するものについては、同年8月31日まで延長することができることとされたことに伴い、法務省告示第123号が発出され、当局に関連するものとしては、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」(平成18年法律第87号。以下「被害回復給付金支給法」という。)に規定する特定権利利益について、例えば、被害回復給付金の支給申請の期間満了日を本年8月31日まで延長するなどしました。

また、法令上の義務で履行期限の定めがあるものについて、震災のために期限内に義務を履行できなかった場合の免責措置も図られました。具体的には、本年3月11日から同年6月29日までの間に履行されるべきであるとされている義務が震災の影響で履行されなかった場合において、当該義務が同年6月30日までに履行されたときは行政上及び刑事上の責任は問われないこととされました。

田野尻 その後、各延長期間の満了日前には、被災地の復旧・復興状況等に鑑みて、個別に再延長の可否について検討し、再延長する措置も講じましたね。

白鳥 はい。延長された権利利益を再延長するには、特定権利利益ごとに政令で定めることとされているため、本年8月末までに再延長のための各種政令が制定されました。当局関連では、本年8月31日まで延長していた被害回復給付金支給法に規定する特定権利利益に係る期間について、政令(平成23年政令第273号)を定めた上、法務省告示第414号を発出し、同年12月31日まで再延長することとしました。

また、特定義務の不履行についての免責に係る期限についても、再延長する場合は、特定義務ごとに政令で定めることとされており、例えば、金融商品取引法上の有価証券報告書等の提出義務の不履行についての免責期限が本年9月30日まで再延

長されるなどしました。

もともと、これら再延長された期限については、いまだ期限内にあるものや、今後、更に延長されるものもあり得ることから注意が必要です。

なお、東日本大震災による特別措置法関連の詳細については、法務省刑総第346号、第679号、第785号及び第1022号の各総務課長通知をもって周知しているところです。

田野尻 延長又は再延長された特定義務については罰則規定が置かれているものもあり、免責期限に係る場合は刑事責任を問えないこともありますから、これまでの総務課長通知の内容を踏まえた上で、延長等の措置が図られた特定義務の不履行に対応する刑罰法令の適用等に際しては十分に留意しておく必要がありますね。

岩尾 東日本大震災の関連では、このほかに、仙台地検管内の南三陸町、女川町及び盛岡地検管内の陸前高田市、大槌町の自治体では、庁舎そのものが津波の被害を受け、自治体が管理する犯罪人名簿や選挙人名簿が滅失したため、その復元に向けて対応しましたね。

白鳥 本籍市区町村では、検察庁から通知される既決犯罪通知等に基づき、犯罪人名簿を調製して身分証明事務を行い、この名簿に基づいて提供される情報により、住所地を管轄する市区町村の選挙管理委員会では、選挙人名簿を調製し、選挙事務を管理しているところ、震災でこれらの名簿が滅失したため、被災4自治体では、法律で定められている様々な資格の欠格事由の照会に応じられないばかりか、選挙が実施できないといった事態に至りました。そこで、既決犯罪通知書等の送付元である検察庁が一肌脱いだというわけです。

田野尻 具体的な対応について説明してください。

白鳥 犯歴事務規程では、本籍市区町村長に対して既決犯罪通知書等を送付するほか、電算処理対象犯歴はデータ登録することとなっていることから、最高検察庁の協力を得て、電算処理対象犯歴情報から被災4自治体に通知した既決犯罪通知書等に相当する必要な事項を抽出、提供しました。また、仙台、盛岡の両地検では、選挙管理委員会の公民権停止の有無の判断に資するため、短期間で多数の前科照会に応じるなどしたというものです。その結果、被災4自治体の業務復旧や選挙の実施に寄与したというものです。

田野尻 当局も、総務省、最高検察庁、仙台高検、仙台、盛岡両地検及び検察総

合情報管理システムの運用保守業者との間での連絡、調整は大変でしたね。もう二度とこのような大規模災害が起こらないことを願いますが、仮に大規模災害が起きた際の対応として、今後の執務の参考になりますね。

### (2) 改正不正競争防止法関係

岩尾 次に、改正不正競争防止法関係について説明してください。

白鳥 「不正競争防止法の一部を改正する法律」(平成23年法律第62号。以下「改正不正競争法」という。)が本年6月8日に公布され、同年12月1日から施行されました。改正不正競争法のうち、刑事訴訟手続の特例に関する部分については、いわゆる営業秘密侵害罪(不正競争防止法第21条第1項)に係る刑事訴訟の審理において営業秘密を保護するための制度を整備するものであり、改正不正競争法を受けて、最高裁判所は、「不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則」(平成23年最高裁判所規則第4号。以下「特例規則」という。)を同年10月11日に公布し、同年12月1日から施行されました。

田野尻 改正不正競争法及び特例規則を踏まえて、事件事務規程の一部が改正されましたが、その内容はどうなっていますか。

白鳥 事件事務規程の改正は、本年12月1日から施行されました。その内容は、事件事務規程第2編第4章第5節「証拠調べ等」のあとに、第5節の2「不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る証拠調べ等の特例」として第124条の2から第124条の8までの条文が新設されるとともに、様式第167号の2から第167号の8までの様式が追加され、改正不正競争法の運用に際しては、改正後の事件事務規程に従い、裁判所に提出する書類等について所定の様式を使用することとされました。

岩尾 その他留意事項はありますか。

白鳥 検務実務に関して、記録事務における保管記録の閲覧についての留意事項があります。

秘密とすべき事項が含まれる保管記録の閲覧については、これが公にされることにより保有者の事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、刑事確定訴訟記録法に基づき、保管検察官において、閲覧を不許可とし、又は一部を不許可としてその該当部分をマスクした保管記録の閲覧を許可するなどの措置をとることが考えられます。

保管検察官において、保管記録の閲覧の請求に適切に対応するためには、公判調書や公判前整理手続調書等の内容を把握することにより、保管記録中の営業秘密構成情報特定事項の秘匿に留意し、公開の法廷で明らかにされる可能性がないとして、秘匿決定がなされなかった営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項の秘匿の必要性にも留意して、閲覧の許否を判断する必要があります。また、時間の経過により、閲覧請求時には、既に営業秘密が公知のものとなり秘匿する必要性が認められないような場合も考えられますので、秘密とすべき事項が含まれる保管記録について閲覧の請求があった場合には、公判を担当した検察官、保管記録中に記載のある営業秘密の保有者である被害者等に適宜確認するなどして、営業秘密の秘匿の要請にも十分配慮しつつ、適切に閲覧の許否を判断することになりますので、注意が必要です。

田野尻 秘密を保有する被害企業側に対しては、改正不正競争法等にかかわる何らかの通知がなされているのですか。

白鳥 被害企業側の協力の在り方については、経済産業省において、改正不正競争法を踏まえて「営業秘密管理指針」を改訂し、同省のホームページで公表していますので、ぜひその内容についても確認していただきたいと思います。

### (3) 記録事務規程関係

岩尾 次に、記録事務規程の改正について説明してください。

白鳥 はい。記録事務規程については、今回の改正(本年6月10日法務省刑総訓第718号大臣訓令。以下「平成23年改正訓令」という。)により、裁定主文が「起訴猶予」に係る不起訴記録(以下「起訴猶予記録」という。)について、裁定主文が「罪とならず」「嫌疑なし」「嫌疑不十分」に係る不起訴記録(以下「嫌疑不十分等記録」という。)と同様に法定刑の軽重に応じ、刑事訴訟法第250条に規定する期間を参酌してこれと同一の期間保存することとされ、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものに係る嫌疑不十分等記録及び起訴猶予記録については、被疑者の年齢が満100歳に達した日までの間保存することとされました。これにより、昨年発出した記録事務規程の一部を改正する訓令(平成22年4月27日法務省刑総訓第652号大臣訓令。以下「平成22年改正訓令」という。)附則第4項の規定により当分の間保存することとされていた人を死亡させた罪であって死刑に当たるものに係る嫌疑不十分

分等記録については、被疑者の年齢が満100歳に達した日までの間保存することとなりました。

田野尻 被疑者の年齢が満100歳に達した日までの間保存するものについて、被疑者不詳の場合の保存期間の計算方法は、どのようにするのですか。

白鳥 被疑者不詳の場合には、被疑者の年齢を特定することができないことから、犯罪行為が行われた日又は行われたとされる日に被疑者の年齢が満20歳に達したものと見なして計算することとし、「〇月上旬ころ」のように実行行為の日を特定することができない場合には、当該月の末日を起算日とすることとなります。

岩尾 今回の改正で特に気を付ける点はありますか。

白鳥 今回の改正では、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号。以下「改正法」という。）の施行の際に、人を死亡させた罪であって死刑に当たるもので既にその公訴時効が完成している罪については、改正法が適用されないとされていることから、記録事務規程においても、同様に、改正法施行の際に既に公訴時効が完成している不起訴事件の記録については、平成22年改正訓令による改正前の記録事務規程が適用されることとなります。

ただし、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものに係る起訴猶予記録については、改正法の施行の時点で公訴時効が完成しておらず、かつ、平成23年改正訓令の施行日以降に不起訴の裁定が行われた事件に係る記録が対象となります。

そのため、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものに係る嫌疑不十分等記録及び起訴猶予記録については、記録の保存期間が一義的に明確にならず、その把握が困難になると考えられます。

そこで、不起訴記録の保存期間を適正に把握するため、不起訴裁定書罪名欄に適用罰条を適宜付記するほか、不起訴裁定書の公訴時効満了の日欄を訂正し、被疑者の年齢が満100歳に達する日を記載するなどの適切な措置を講ずることが重要となります。

#### (4) 改正検察審査会法施行関係

岩尾 検察審査会制度については、平成21年5月に起訴議決制度が導入されてから2年以上が経過し、起訴議決制度に基づいて指定弁護士により公訴提起がなされた事件が耳目を集めているところです。改正検察審査会法の施行後、本年12月13日

までになされた起訴相当議決及び起訴議決は何件ありますか。

白鳥 起訴相当議決がなされた件数は22件、その後、第2次審査で起訴議決とされた件数は5件です。また、起訴相当議決後、検察官が起訴した事件が9件、検察審査会において起訴議決に至らなかった件数は5件であり、そのほかの事件は検察官による再捜査中又は検察審査会による再審査中です。なお、起訴議決された5件のうち4件については、既に指定弁護士により公訴提起がなされています。

田野尻 今後も、検察審査会の議決結果や、指定弁護士により公訴提起がなされた事件の裁判結果等に注目しておく必要がありますね。

#### (6) 被害回復給付金支給関係

岩尾 今年の被害回復給付金支給手続の状況を説明してください。

白鳥 東京地検で扱っているいわゆる五菱会やミ金融事件に係る外国譲与財産支給手続については、平成22年8月に、被害回復給付金の支給を受けることができる旨の裁定、つまり「資格裁定」が確定した5,490名に対し、支給手続を行ったところですが、全ての支給手続が終了したわけではなく、現在、検察官が行った裁定等に対する取消訴訟が係属しているところです。

今後は、この取消訴訟が全て確定した時点で、最終的に支給すべき金額を計算し、既に支給した額と差額がある場合には、その差額を支給することとなっています。

田野尻 他地検の手続の状況はどうなっていますか。

白鳥 五菱会やミ金融事件以外では、本年12月1日現在で把握しているところでは、全国の地検において、これまでに39件の被害回復給付金支給手続開始決定を行っています。このうち19件については、既に被害者に対して被害回復給付金の支給を行い、支給手続を終了する決定を行っています。

田野尻 被害回復給付金支給手続について、今年も各庁からいろいろな質疑があったようですね。

白鳥 はい。支給対象犯罪行為により失われた財産の価額の算定方法、被害額の認定方法、被害回復給付金事件整理簿の作成時期などについて質疑があり、当係で検討した結果を踏まえ、各庁に適切に対応していただきました。

#### (6) 事務取扱方法変更関係

岩尾

白鳥

## (7) その他

岩尾 今年の死刑の執行状況等を説明してください。

田野尻 昨年7月28日、千葉元大臣の命令により死刑が執行されて以後、現在の平岡大臣に至るまで、死刑の執行はありません。また、今年中に死刑が確定した者は、22名で、死刑確定未執行者数は増加しています。

岩尾 職務上の過誤については、今年も多く発生しているようですが、どのような状況ですか。

白鳥 全体としての件数は、昨年と同時期と比較して下回っているものの、依然高い水準で推移しています。

岩尾 今年の過誤の内容はどのようなものが多かったのですか。

白鳥 不当勾留、公訴時効の看過、事件記録の紛失、ファクシミリの誤送信など、例年と同様の事例が報告されています。

田野尻 過誤の発生原因を見ますと、法令適用の看過・誤認、犯罪事実・権利関係等の認定の誤り等、時効の把握漏れ、事件記録・証拠品・令状等の亡失・紛失などその管理不行届、送信・送付先等の確認不足・け怠などが挙げられます。

過誤の再発防止策として、事務処理に際し、相互チェックの機能を働かせるような態勢作りが必要であるとともに、推測や先入観を持つことなく、法令の適用などについて確実に点検・確認する必要があるものと思われます。

岩尾 過誤の態様によっては、事件関係者等のプライバシーを侵害し、ひいては検察に対する信頼を損なう重大な過誤になりますから、過誤防止に対する職員一人一人の意識を高めるとともに、過誤の再発防止により一層積極的に取り組んでいき

ましよう。

岩尾 続いて、本年12月1日に開催された検務実務家会同について説明してください。

白鳥 今年度は、協議事項として「犯罪被害者等の保護・支援に関し、検務事務処理上考慮すべき点及びその対応策について」、「事件記録の長期保管・保存の実情とその対応策について」、「指定弁護士が公訴を維持する事件に係る検務事務処理上の実情と問題点について」を取り上げました。

一つ目の協議事項では、犯罪被害者等に対する不起訴記録の開示に関する弾力的運用、犯罪被害者等からの確定記録の閲覧・謄写、犯罪被害者等のプライバシーに配慮した証拠品の処分、被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知等について各庁から意見が発表されました。

犯罪被害者等に対する不起訴記録の開示に関する弾力的運用については、開示対象事件の範囲等の意見が寄せられ、犯罪被害者等からの確定記録の閲覧・謄写については、マスキングの取扱い等の意見が寄せられました。

また、犯罪被害者等のプライバシーに配慮した証拠品の処分については、主に、廃棄処分時における被害者の立会希望の意思確認方法等に関する意見が寄せられ、被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知については、通知対象者の範囲等に関する意見が寄せられ、活発な協議がなされました。

田野尻 検務事務の現場では、犯罪被害者等への対応を誤れば、その権利利益を侵害するおそれがあるだけでなく、外部からの批判にさらされることにもなりかねないため、事務処理上、細心の注意が求められる中で、各庁から様々な意見が発表され、問題意識の共有が図られたものと思います。

岩尾 その他の協議事項については、どうでしたか。

白鳥 まず、事件記録の長期保管・保存の実情とその対応策については、保管・保存場所の確保のために講じている方策と不起訴記録に係る保存期間の把握誤りを防止するために講じた措置等について協議が行われ、各庁の参考となる実情等が発表されました。

また、指定弁護士が公訴を維持する事件に係る検務事務処理上の実情と問題点についても、既に指定弁護士が公訴を維持する事件を取り扱っている庁、あるいは、

近年取り扱った庁から、実情や問題点などの発表があり、多くの庁は、指定弁護士が公訴を維持する事件を取り扱ったことがないので、非常に有意義な協議になったものと思います。

岩尾 最後に、検務関係の話題として、いわゆるサイバー法の施行に伴う準備も進めているところでしたね。

白扁 はい。本年6月24日に「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第74号)が公布され、刑事訴訟法や「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」の一部改正等については、公布の日から1年を超えない範囲、すなわち、平成24年6月までに施行されることとされました。

検務関係では、この法律により刑事訴訟法の一部が改正され、サーバ保管のデータ等を複写した上で差し押さえることができる制度の導入や記録命令付差押えの新設等の規定が整備されたことに伴い、事件事務規程における条文の改正及び様式の改正・追加などの検討作業を進めているところです。

加えて、「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」の一部が改正され、第三者が所在不明等の場合における公告手続を新たに政令で定めることとされたことから、この政令の制定に向けた準備も進めています。

岩尾 今回の法改正は、検務部門だけでなく捜査・公判部門にも大きく影響するものですから、関係各課室とも入念に協議・検討しながら、施行に向けて着実に作業を進めてください。

## 6 その他

岩尾 刑事局における防災に対する取組について説明してください。

直江刑事調査官 3月11日(金)は東京においても震度5強を記録し、この6号館もかなり揺れました。また、この地震の影響で首都圏の交通網も長時間停止したため、いわゆる帰宅困難者が続出するなど、改めて防災に対する取組の重要性を認識したところです。そのため、当局においては、より具体的にイメージができる防災訓練を行うこととし、6月の訓練の際には早朝6時に首都圏で地震が発生し、交通網が不通となるとの想定の下、全職員を対象に携帯電話を用いた災害用伝言板(web171)による安否確認を実施するとともに、徒歩又は自転車で出勤する場合に

における全職員の登庁可能時間を調査し、各課係においてその日に早急に対応すべき業務の洗い出しを行いました。この業務の洗い出しは訓練を行う日によって、その内容が異なってくるため、9月の中央合同庁舎第6号館総合防災訓練の際にも実施したところです。

岩尾 首都圏で大震災が発生した場合には徒歩等での出勤が可能となる職員が限られてくるでしょうから、このような業務の洗い出し訓練をすることは危機管理の観点からも重要なことですね。引き続き、より具体的で現実的な訓練の実施をお願いします。ところで、震度5弱以上の地震が発生した場合には、被災状況を官房秘書課へ報告する必要がありますが、東日本大震災以降はどのような状況でしたか。

直江 法務省防災業務計画本省実施要領等により、当該地域に存する所管各庁の災害情報を収集し報告することとされています。東日本大震災以降については震度5弱以上を観測した地震が50回以上(11月30日現在)も発生したため、その都度、高検を介して被災状況を収集し官房秘書課に対し報告を行いました。これらの地震は夜間休日を問わず発生しましたが、いずれも、当該高検・地検の防災業務担当者の皆様には迅速に対応していただいていたところです。

岩尾 迅速な被災状況の収集・報告のためにも通信手段の整備は重要なことと考えています。東日本大震災直後は固定電話や携帯電話による通話が困難となり、衛星携帯電話が効果的であったと報告を受けましたが、検察庁への整備状況はどのようなになっていますか。

直江 まず4月には余震等が発生する危険性が高い仙台高検管内の全27支部に衛星携帯電話を整備しました。さらに、支部・区検を含めた全国の検察庁に関しても第三次補正予算で認められたことから、本年3月までに各庁1台ずつ整備することになりました。併せて当局にも整備が認められましたので、災害時の緊急連絡体制が整うこととなります。

岩尾 被災地におけるボランティア活動への積極的な参加も呼びかけましたね。

直江 はい。4月に今回の大震災に対処するために人事院規則の特例が制定されました。これは、被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、ボランティア活動の対象地域や休暇の上限日数の特例が定められたものです。この制度を利用してのボランティア活動の参加に関しては、官房長官から国家公務

員についても積極的に参加することが望まれるという趣旨の発言もありましたので、6月に当職から各検察庁に対し、職員のボランティア活動への積極的な参加をお願いしたところです。

岩尾 その参加状況はどうでしたか。

直江 法務省全体では延べ109人(11月11日現在)がボランティア休暇を取得して活動に参加しました。そのうち検察庁職員は延べ29人、当局職員は11人が参加しました。このように多くの職員に協力していただき感謝しているところです。

岩尾 最後になりますが、先般、仙台高検から「東日本大震災による被害と検察運営等について」の報告(検察月報第657号掲載)がありました。この報告書は災害時における検察運営の在り方と課題を取りまとめたものであり、今後の大規模災害の対策に向けて大いに参考にさせていただきたいと考えています。

**7 結び**

岩尾 総務課は、東日本大震災への対応や記録事務規程の改正などで今年も多忙な1年でした。

来年も忙しい年になるかと思われませんが、総務課の業務は、検察の現場を側面から支える重要な業務ですので、みなさん明るく元気に頑張りましょう。

**第 2 国 際 課 関 係**

- 1 国際課の構成等 .....63
- 2 逃亡犯罪人引渡事務 .....63
- 3 国際捜査共助事務 .....65
- 4 条約関係 .....73
- 5 国際会議関係 .....76
- 6 人権関係 .....83
- 7 招へい案件 .....85
- 8 旅券発給審査に関する事務 .....86
- 9 まとめ .....87

## 第2 国際課関係

### 1 国際課の構成等

小山国際課長 それでは、平成23年の国際課の1年を振り返る座談会を始めたいと思います。まずは、山内企画官から国際課の体制を説明してもらいましょうか。

山内国際刑事企画官 はい。小山課長と私は今年の1月に着任しましたが、そのときの局付は僅か2名で、その後ハーグの国際刑事裁判所（ICC）に派遣されていた池田局付が帰国して局付3名体制に戻りました。その他、在外公館等の赴任や留学でも局付の異動があり、また、出産に伴う事務補佐員の退職がありました。現在の体制は、課長、国際刑事企画官、局付3名、法務専門官1名、係長3名、係員4名、事務補佐員1名となっています。

刑事局事務分掌規程により、国際課には3つの係が置かれております。

主に犯罪人引渡し及び捜査共助の受託・囑託に関する事務を処理する国際第一係、主に刑事司法に関する他国との国際協力に関わる事務を処理する国際第二係、主として二国間の条約に関する事務を処理する国際第三係の3つです。

### 2 逃亡犯罪人引渡事務

小山 それでは、1係の担当事務から始めましょう。まず逃亡犯罪人引渡事務の概況について説明してください。

池田局付 逃亡犯罪人引渡しは、外国に所在する被疑者、被告人、とん刑者の引渡しを当該国から受けるというものです。引渡しには、囑託、つまり我が国が外国に対して犯罪人引渡を請求する場合と、受託、つまり我が国が外国から犯罪人引渡しを請求される場合とがあります。我が国が犯罪人引渡しを請求する場合には、検察庁が法務省を経由して請求する場合と、都道府県警が警察庁を経由して請求する場合があります。過去10年間の引渡件数は、表1のとおりです。

表1 ○ 外国から正式に犯罪人の身柄の引渡しを受けた事例（囑託）

年次	件数	相手国	罪名
22	2		

\*調査期間は、平成14年から同23年までの10年間。

## ○ 我が国から正式に犯罪人の身柄を引き渡した事例（受託）

年次	件数	相手国	罪名
14	2		
17	2		
18	1		
19	2		
20	2		
23	1		

\* 調査期間は、平成14年から同23年までの10年間。

本年は、検察庁からの囑託の事例はありませんでしたが、外国から受託して犯罪人の身柄を引き渡した事例が1例ありました。

小山 日本側が引き渡した1例とは、どんな事例でしたか。

楠局付

山内 本年中、逃亡犯罪人引渡しを検討したのが、その1例だけということではないよね。

楠 本年中に外国に引き渡したのはその1件だけですが、外国から身柄引渡請求を受けている事案は、他にも複数あり、当課では、日々、受領した引渡請求書をチェックし、逃亡犯罪人引渡法に定められた要件を充足しているかを検討したり、外務省経由やメールなどで相手国担当者と連絡を取って調整を行ったりしています。

また、引渡請求を受けた逃亡犯罪人引渡案件について、検討の結果、逃亡犯罪人引渡法の要件を満たさないと判断して、引渡請求を拒否したものもありました。

小山 ところで、3係の担当分野ですが、二国間の逃亡犯罪人引渡条約の締結交渉は、どうなっていますか。

楠 はい。我が国は、これまで米国・韓国との間で逃亡犯罪人引渡条約を締結しており、現在は、中国との間で逃亡犯罪人引渡条約の締結交渉を行っています。

上野局付

楠

池田

## 3 国際捜査共助事務

小山 次に、1係の業務のもう一つの柱である国際捜査共助の概況について説明してもらえますか。国際捜査共助の事務は、正に検察現場の捜査公判のサポートという側面があり、国際課としても非常にやりがいをもって臨んでいるところですね。

楠 はい。捜査共助とは、外国の要請により、当該国の刑事事件の捜査に必要な証拠を提供するを言います。捜査共助においても、囑託、つまり我が国が外国に証拠収集を依頼する場合と、受託、つまり我が国が外国から証拠収集を依頼される場合とがあります。過去10年間の国際捜査共助の囑託、受託の状況は、表2及び3のとおりです。

表2 捜査共助（囑託）件数の国別内訳

年次	国名	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
[Redacted data]											
合計		13	11	5	8	16	14	11	10	10	11

表3 捜査共助（受託）件数の国別内訳

年次	国名	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
[Redacted data]											

年次	国名	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
合 計		28	21	24	71	35	34	28	26	40	55

嘱託事案では、警察などの第一次捜査機関が共助要請を行う場合と検察庁が共助要請を行う場合がありますが、表2は検察庁から共助を要請した件数であり、警察が要請した共助は含まれていません。他方、表3は、全ての受託件数が含まれます。

受託事案の場合には、全ての案件が法務大臣に送られることとなり、当課において全ての受託案件を把握しているのです。共助要請を受けた場合には、捜査機関に共助の実施を依頼することになります。地検に共助要請の処理を依頼することも多いのですが、非常に前向きに対応いただき、迅速に処理していただいておりますので、担当課である国際課としてはとても感謝しています。

小山 刑事共助条約・協定についても簡単に説明しておいてください。

上野 刑事共助条約・協定は、共助の実施を条約上の義務とするとともに、締約国がそれぞれ中央当局を指定して、外交ルートを通さずに中央当局間で共助に関するやりとりを行うことを可能とするもので、円滑かつ迅速な共助の実施に繋がるものです。我が国では、これまで米国、韓国、中国、香港と刑事共助条約・協定を締結していましたが、さらに、本年1月には日EU刑事共助協定が発効し、本年2月には日露刑事共助条約が発効しました。これにより、我が国は、合計で31の国・地域との間で条約に基づく共助を実施できるようになりました。

小山 それでは、捜査共助に関する個別案件について見ていきましょう。ただ、我が国から外国に対して捜査共助要請を行った案件については、捜査が進行中の事案など、その内容が機微にわたるものが少なくないため、個別事案の紹介はなるべく差し控えた方がいいでしょう。ここでは、我が国が外国から捜査共助要請を受けた案件を中心に、今年記憶に残った事件について説明してください。

楠

国際組織犯罪撲滅の観点から、やりがいがありました。

山内 この案件では、

も求められていましたね。

楠 はい。

とても感謝しています。

山内

楠 はい。

の担当者からは、メールで、日本の国際協力は秀逸だとの

賞賛の言葉をもらいました

小山 最近の傾向ですが、

を要請されることが多いですね。

池田 そうですね。

この種の共助要請を実施していただくことが多くな

り、にはかなりのご面倒をおかけしています。

山内

捜査会議に出席し

ていただいたことがありましたね。

池田 そうです。

の捜査会議に出席しました。

山内 この会議への出席には日本側にもメリットがあったのでしょうか。

池田 はい。

山内 捜査共助は、受託の面だけ見ると、実施を担当する地検や警察の負担は少なくないですし、確かにそれなりに面倒な部分がありますが、国際犯罪撲滅のためにはどうしても必要なものですし、我が国からも積極的に利用してもらいたいですね。

小山 ところで、厳密には共助案件ではありませんが、

上野 はい、

山内

小山 本件では、法務省としても惜しみない協力をしてきましたね。

上野

山内 実は、私も、国際課の局付の頃、  
 思い入れもひとしおで、  
 概深いものがあります。

小山 米国とは刑事共助条約の履行に関する実務者協議も実施していますね。各国との実務者協議についても、説明してください。

山内 はい。米国とは限らず、刑事共助条約を結んだ国との間で、定期的に、捜査共助の実施において事務を取り扱う中央当局の実務者同士で実際に顔を合わせて意見交換を行うようにしています。捜査共助の実施に際しては、様々な問題が生じ、お互いの法制度や刑事時実務に関する理解が必要なことも少なくなく、また、円滑な事務手続のためにはお互いの信頼関係も必要です。そこで、中央当局同士で顔を合わせて、具体的な共助事件等について、実際に生じた問題点を議論したり、互いに疑問をぶつけあうことで、生じた問題や疑問を解消し、また信頼関係の構築を図るようになっています。

楠 米国との間では、日米刑事共助条約の発効時から毎年実務者協議を開催しており、本年は、6月に米国のポートランドで実務者協議を実施しました。本来であれ

ば、本年は日本で開催する順番になっていたのですが、東日本大震災の影響で急速に米国で開催したのでした。この協議では、係属中の共助案件や引渡案件について生じた問題点について議論したほか、米国からは、  
 についての説明もありました。

上野 課長はロシアとの初めての実務者協議に出席していますね。

小山 本年2月に刑事共助条約が発効したロシアとの間では、早速その同じ月に、モスクワで、初めての実務者協議を実施し、私と現在ウィーン代表部に出向中の菅野直樹君が出席しました。

に協議を行いました。ちょうどモスクワの空港で爆破テロが起きた直後の出張でしたから開催が危ぶまれましたが、結果的には大丈夫でした。

池田 なお、韓国との間でも定期的の実務者協議を行っています

また、本年1月に刑事共助協定が発効したEU

実際の捜査共助や引渡を円滑かつ迅速に進めるためには実務者協議は、非常に有用ですので、

小山 新たな刑事共助条約の締結交渉はどうなっていますか。

楠 はい。現在、刑事共助条約については、スイスとフィリピンとの間で予備協議を継続しています。また、

来年も、引き続き、新たな刑事共助条約締結に向けた準備検討を行っていきたいと考えています。

#### 4 条約関係

小山 次に、2係が担当している逃亡犯罪人引渡条約や刑事共助条約以外の条約関係について説明してください。

山内 本年は、国連腐敗防止条約の締約国会合がモロッコで行われましたね。

池田 はい。国連腐敗防止条約と国際組織犯罪防止条約の締約国会合は、それぞれ

れ交互に隔年で開かれています。今年、10月に国連腐敗防止条約の締約国会合がモロッコのマラケシュで開かれました。また、この直前時期には、国際腐敗防止部門連合会 (IAACA, International Association of Anti-Corruption Agencies) の第5回年次会合も開かれました。ちなみに、私は、IAACAの年次会合の1週間前にはOECDの外国公務員贈賄作業部会に出席して、IAACAの年次会合や国連腐敗防止条約の締約国会合に引き続き出席しましたので、10月は汚職・腐敗で「汚れた」月間になってしまいました。

ということで、国連腐敗防止条約についてご説明しますと、ご承知のように日本は、同条約を批准できておらず、締約国会合にはオブザーバー参加しているに留まります。私は、2008年にあった同条約の締約国会合にも出ましたが、今回、つくづく批准できていない署名国メンバーが減ったなあ実感しました。なお、今回まではアイルランドが隣にいましたが、会議直後にアイルランドは加盟しましたので、今後はドイツと仲良く隣に並ぶこととなりました。

山内 数年前、私も同じく批准できていない国際組織犯罪防止条約の締約国会合に出席したことがありますが、締約国以外の署名国の席は会場の最後尾に1列だけあって、正直日本がそんな席に座らざるを得ないのは恥ずかしかったです。今も状況は変わらない上に、ますます署名しかしていないメンバーは減ったでしょうね。ところで、会議の中身はどうでしたか。

池田 今回の締約国会合は、資産回復をテーマの1つとしていまして、また開催地が北アフリカということもあったので、今春の「アラブの春」を踏まえ、資産回復に特化した協力強化に向けた決議がありました。また、

小山  
池田

上野  
池田

ただ、いずれにしても、「資産回復」の議論の前に、資産凍結をしない場合には資産が流出してしまうので、「資産回復」の問題と言うよりは、いかにスピーディーに「資産凍結」ができるのか、ということが問われている状況です。

小山 ところで、資産回復の条文があるのは国連腐敗防止条約だけではありませんね。

楠 はい。国際組織犯罪防止条約にもあります。国際組織犯罪防止条約の締約国会合については、平成12年以降、隔年で開催されており、今年開催がなく、来年開催予定です。先ほど企画官が紹介したとおり、我が国は、国際組織犯罪防止条約も批准できておらず、署名国に過ぎないため、オブザーバー資格で参加することになります。来年の締約国会合で、何がテーマになるのか分かりませんが、注意して動きを見ていきたいと思います。

小山 ところで、今年、偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) について、署名式などが行われたようですね。

上野 はい、偽造品の世界的な流通の防止及び権利者保護のための効果的な執行の枠組み構築を目指して、平成17年7月のG8グレンイーグルズ・サミット以来、我が国が主体となって提唱し、条文交渉を推進してきたACTAが、本年5月、署名に開放され、10月に仙台で行われた署名式において、我が国、米国を含む8か国によって署名されました。

刑事局は、同協定の中で、刑事上の執行について定める章の条文交渉を担当してきました。同章は、侵害物品の輸出入、違法なラベル等の取引、上映中の映画の許諾のない複製等について、一定の場合に刑事罰を設けることとするほか、職権による捜査等を行うことができる旨の規定を盛り込むなど、従来のWTO等の国際約束の内容を更に一歩推し進めた内容となっていますが、いずれも我が国現行法で担保

可能です。

### 5 国際会議関係

小山 次に、2 係の国際会議関係の動きについて説明してください。実は、私が専門官に依頼して調べてもらったところ、国際課の局付の1年間の外国出張日数は、延べ約250日に達していることがわかりました。国際課の局付は、現在3人しかいませんから、単純に土日の約100日を除いて考えてみると、国際課の局付は、一人当たり1年間の3分の1は外国にいることになりすね。

山内 そうですね。いつもながら、今年も国際課の局付は、国際会議出席のため、世界各国を飛び回りました。

小山 1か月くらい顔を見ない局付もありましたね。外国出張といっても物見遊山などではなく、日本政府を背負って国際会議で対応しなければならないのですから、心身ともに大変だったろうと思います。皆おおむね健康で1年を終える見込みであり、課長としてはほっとしています。

山内 それでは、まず4月にウィーンで行われた第20回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）からいきたいと思いますが、ウィーンには当課に勤務していた菅野君が、7月から日本代表部に一等書記官として赴任しているのです、電話してスピーカホンで座談会に参加させたいと思います。

小山 菅野書記官は私や企画官と一緒に今年のコミッションに出席しているので、ちょうどいいと思います。

菅野ウィーン代表部一等書記官 皆様お久しぶりです。今年もまた座談会のシーズンになったのですね。ご指示ですので、僭越ながら、説明いたします。コミッションは、例年春に当地、ウィーンで開催されていますが、今年の第20回コミッションは、4月8日に非公式会合が開催され、翌週の11日から15日にかけて本会合が開催されました。我が国からは、最高検田内正宏公安部長を団長とする代表団が派遣されました。

小山 今年のテーマ別討論は、「デジタル時代における青少年保護：青少年の虐待及び搾取におけるテクノロジーの濫用」がテーマでしたね。

菅野 はい。このテーマの下、田内部長からは、我が国の児童ポルノ排除総合対策やサイバー犯罪への取組を紹介していただくとともに、UNAFEI（アジ研）によ

る研修プログラムを通じた我が国の国際貢献について言及したステートメントを行っていただきました。同ステートメントについて、コミッションの議長からは、端的に議論の実質に貢献するものであり、「正にモデルステートメントである」との賛辞が寄せられました。

小山 今回会議では、結局全部で何本の決議案が審議されたことになりますか。決議案によっては、遅い時間まで非公式協議が行われたケースもありましたね。

菅野 決議案は全部で15本審議され、中には文化財の違法取引に関する決議案のように、連日、夜遅くまで非公式協議を重ねたものもありました。サイバー犯罪対策に関する決議案に至っては、最終日、本会議を中断して、午後10時過ぎから非公式協議を開き、ようやく決議案について妥協を見るなど、関係国の立場が鋭く対立したものもありました。

今回の会議では、テロ対策や児童ポルノ対策などに関連した決議案も審議・採択されましたが、いずれも高い専門性が求められる分野でした。今回の我が国の代表団には当時の公安課前田敦史局付にも参加していただき、的確に対応してもらいましたので、とても助かりました。

楠 ずいぶん遅い時間まで会議が行われていたようですが、サイバー犯罪対策に関する決議案で関係国の立場が鋭く対立する背景としては、どのような事情があったのでしょうか。

菅野 サイバー犯罪対策について

我が国としては、欧州評議会のサイバー犯罪条約について担保法を整備して批准する準備を進めているところであり、

小山 菅野書記官、遠い所から参加してくれてありがとう。ウィーンで引き続き頑張ってください。

菅野 はい。失礼いたします。

小山 次の案件に移りましょう。何と言っても、今年も国際課の重要な業務の1つに、OECD贈賄作業部会への対応がありましたね。企画官と池田さんに担当して

もらって、フェーズ3審査レポートの採択から、先週の日曜日に帰国してきたばかりですね。お疲れ様でした。

山内 有難うございます。審査過程の細かいことは別途月報でもご紹介したいと思いますが、一言でいうと、「波瀾万丈」。でも、結果的にはきわめて常識的なラインでおちついたと言えると思います。とりあえず、最大にして唯一の指摘は、日本での外国公務員贈賄の事件数が少なすぎるということです。その他の細かいところは、日本のような経済大国、かつ贈賄をしないとビジネスチャンスが閉ざされてしまうような国でも多く事業展開をしている企業を抱えている国で、ここまで事件が少ないのは、何か構造的な問題があるのではないか、という邪推からくる問題点ですので、これは事件数が積み重なれば、自然消滅していくことでしょうか。池田さん、どうでしょう？

池田 ちょっとその「波瀾万丈」を敷えんさせていただきますと、12月会合で、日本をノルウェーとカナダが審査した結果レポートを作業部会で講評するぞ、

山内

池田

この条約自体は残っていますので、必然的に審査も繰り返されます。また、フェーズ3自体も、6ヵ月後報告、1年後報告というのが制度的に組み込まれておりますので、フェーズ2のように、追加審査が繰り返されるような事態とならないよう、注意して対応

していきたいと思います。

山内 繰り返しになりますが、法務・検察としては、とにかく立件して、有罪がある、ということが何よりの反駁材料です。引き続き、積極果敢な取組をお願いしていきたいと思っています。

小山 さきほど、腐敗対策の話が出ていましたけど、最近では、G8及び新興経済国の主要20か国・地域で構成される、G20サミット（金融世界経済に関する首脳会合）においても、腐敗対策が盛んに議論されているようですね。

上野 はい。「G20腐敗対策作業部会」が、昨年ソウル・サミット首脳宣言の附属文書である「G20腐敗対策行動計画」について、メンバー国の履行状況をモニタリングし、これを毎年サミットにおいて首脳に報告する作業を行っています。

山内 その報告は、各国に対して法的拘束力を有するものではないものの、我が国に不利益が及ぶものでないか常にその動向を注視する必要がありますね。

上野 そうなんです。今年9月にパリで開催された同作業部会においても、あるG20メンバー国から、モニタリング報告書に、各国が「有罪判決に基づかない没収（Non-conviction based confiscation：以下、NCB）」の執行に関する共助を実施すべき旨の記載を盛り込むべき、との提案があり、国際課としても急遽、パリでの作業部会に出席して対応せざるを得なくなりました。

山内 そういえば、上野さんはあの時、急遽パリ出張が決まって、しかもそのまま続けて、次の週はローマで別の会議にも出てたね。

上野 実は、その2週間前にもまたパリに出張していたので、9月は外国にほぼ出ずっぱりでした。今年1年間に出張で飛んだ距離をざっと計算してみたら、なんと地球を9周回っていました。

話を戻しますと、一般的にNCBには、民事・行政手続による没収のほか、いわゆる「対物没収」が含まれます。「対物没収」とは、米国等で認められている制度であり、その名の通り、犯罪者ではなく、物自体を相手取った没収制度であり、没収に当たっては、主刑の有罪判決は必要なく、証明の程度も民事上の証明で足りるとされます。

我が国では、没収は、刑事事件の有罪判決において、主刑の判決に付加して言い渡される付加刑であるため、我が国の現行法上NCBは認められていませんし、外国

からNCBの執行共助要請が来たとしても、これを実施することができません。そして、国際的な情勢に照らしても、我が国のような国が少なからず存在することから、国際組織犯罪防止条約上も、NCBに係る共助の実施は、考慮義務とされているに過ぎません。

小山 FATF（金融活動作業部会）については、現在どのような動きがありますか。

上野 FATFは、マネー・ローンダリング対策の国際基準作りを行うためのマルチの政府間枠組みであり、マネー・ローンダリング対策に関する「40の勧告」とテロ資金供与防止に関する「9の特別勧告」を設け、加盟国にその遵守を求めています。遵守状況は、加盟国同士の相互審査と、その後の被審査国からのフォローアップ報告によりモニタリングされています。

現在FATFでは、来年2月の全体会合での採択に向け、勧告の見直し作業（第4次勧告改訂）が最終段階を迎えています。今次改訂では、従来の「40+9」の構成が全面的に再構成され、新たな「40の勧告」として一本化されるほか、内容的にも、例えば刑事局関連では、脱税の前提犯罪化や、先ほどG20でも話が出てきたNCB（有罪判決に基づかない没収）に関する共助の義務化が盛り込まれるなど、従来の勧告からの大幅な拡充が予定されています。

山内 それでは、次回審査の際には、我が国としても、NCBに関する共助の実施を求められることになるのかな。

上野

もっとも、「犯人の死亡、逃亡、不在等の場合には、各国は国内法原則に反しない限り、NCBに関する共助の実施を行わなければならない」という条件付の規定にはなっています。新勧告に基づく相互審査は、平成25年以降順次開始される予定であり、

池田 印象としては、

山内

小山 現行勧告（第3次改訂勧告）に基づく、対日相互審査のフォローアップの現状はどうなっているのでしょうか。

上野 我が国は、平成20年10月に採択された相互審査報告書について、

我が国として早急な対応が必要です。

小山 G8関係の会議はどうでしたか。

楠 今年のG8では、昨年に引き続き、司法内務大臣会議は開催されませんでした。例年通り、国際組織犯罪及びテロリズム対策に関するG8の上級専門家会合であるローマ・リヨングループのサブグループ（分科会）が開催され、国際課からは団長会合と刑事法サブグループに出席し、議論に参加しました。刑事法サブグループでは、

などについて議論を行いました。

小山 ところで、今年新しく始まった会議として、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）というものがありましたね。

山内 はい。このフォーラムは、米国が提唱し、G8諸国のほか、エジプト、インド、インドネシアなどを含む24か国及びEUを中核とするテロ対策フォーラムで

あり、米国同時多発テロ10周年となる本年9月に発足しました。同フォーラムは、テロ対策に係る国際社会の主要な関係国がキャパシティ・ビルディングやベストプラクティスについて議論することを指向しており、刑事司法WGを含む5つの作業部会が創設されています。国際課からも、私が本年11月に開催された刑事司法WGの発足会合に参加しました。また、この会合には公安課の松居新局付も参加してくれました。刑事司法WGは、効果的なテロ対策を実現する上で刑事司法の分野における推奨事項(ベストプラクティス)の策定を目指しております。次回会合は、来年2月ごろにモロッコで開催される予定です。

小山 検事総長サミットやIAP(国際検察官協会)年次総会もありましたね。

楠 はい。検事総長サミットは、その名の通り、世界各国の検事総長が一堂に会して国際組織犯罪の現状や国際組織犯罪に対抗する手段の強化等について意見を交わすサミットです。また、IAPは、各国の検察官が集う国際的な団体であり、国際組織犯罪対策や各国の検察官による相互協力の促進強化のため、毎年、年次総会が開催されています。

今年は、6月に韓国のソウルにおいて、検事総長サミットとIAPが連続した期日で開催されました。検事総長サミットには、笠間治雄検事総長にご出席いただいたばかりか、英語で「犯罪収益の剥奪」というテーマでスピーチを行っていただきました。また、IAPには、最高検池上政幸刑事部長(当時)にご出席いただきました。そして、笠間検事総長にも池上刑事部長にも、会議の場や懇親会の場において、各国の検察幹部と国際組織犯罪対策のあり方や検察官の国際協力の在り方などについて、幅広く意見交換を行っていただきました。笠間検事総長のスピーチは、日本での捜査成功事例を説明しつつ犯罪収益剥奪の必要性を強く説くものであり、世界各国からは大好評を博しました。

山内 9月には、イギリスのケンブリッジ大学で国際経済犯罪シンポジウムが開催されました。このシンポジウムには、例年、最高検検事にもご出席頂いておりましたが、本年は、国際課のみから私が出席しました。例年、このシンポジウムでは、各国の捜査官、検察官、金融機関関係者らが集い、経済犯罪に関する議論を行うのですが、本年は、私は、「日本におけるビジネス界の汚職について」とのテーマでスピーチを行い、日本で訴追した談合事件の例やリニエンシー制度(課徴金減免制度)

を説明しながら、日本経済界の汚職についてスピーチを行いました。各国の日本版リニエンシー制度に対する関心は高く、参加者からは、休憩時間にも様々な質問を受けました。

小山 こうして見ると、国際課の局付は、改めて多数の国際会議に出席していることが分かりますね。国際会議では、日頃からカウンターパートの人脈を広げておくことが交渉を有利に進める秘訣でしょうから、日頃からしっかり人脈を築くよう頑張ってくださいね。

## 6 人権関係

小山 人権関係の業務については、どのような状況ですか。

楠 我が国が締結している国際人権関係条約としては、種々のものがありますが、これらの各条約について、我が国の遵守状況、取組を検証する対日審査が定期的に行われているほか、関連するNGOとの意見交換会や勉強会にも出席したり、また、人権理事会等で採択される決議案や宣言案について照会を受けて意見を提出するなど、人権関係の業務は、国際課の業務の重要な一部分を占めています。

小山 今年は、国連自由権規約、いわゆる人権B規約について、第6回政府報告書の作成作業を行いましたね。

楠 はい。人権B規約については、平成20年にジュネーブで第5回政府報告書に対する政府審査が行われたばかりですが、第6回政府報告書では、第5回までの政府報告書の内容をアップデートすることとなり、刑事局内の他課室のご協力を頂きながら、第6回政府報告書の作成作業を行いました。現在は、外務省がとりまとめ役として、各省庁がそれぞれ作成したものを統合している段階です。来年には、英訳作成が行われて、B規約により設置された人権委員会に提出することになると思われるます。

小山 池田局付は、第5回政府審査の際にジュネーブに赴き政府審査を受けており、人権条約の政府審査には一家言あるのではないですか。

池田 はい。私は、ご指摘のとおり、人権B規約の第5回政府審査の際にジュネーブを訪問してまさに政府審査を受けたのですが、刑事局に関することでは、委員会から、強姦等性犯罪の非親告罪化、死刑廃止、死刑事件について義務的再審制度の導入、証拠の全面的開示、代用監獄制度の廃止、取調べの全過程の録音録画の

制度化、取調べへの弁護人の立会いの制度化などを勧告されました。これらは、第1回から指摘されてきたことで

山内 そう、およそ対日審査、とついたときは、

第6回の政府審査では、

意を用いていくようにいたしましょう。

小山 拷問等禁止条約についても作業がありましたね。

楠 はい。拷問等禁止条約については、今年の7月、リスト・オブ・イシューに対する回答を作成して送付しました。リスト・オブ・イシューとは、同条約委員会がとりまとめた懸案事項一覧（リスト・オブ・イシュー）に回答することによって、我が国の政府報告書に替えるものです。

山内 拷問等禁止条約の審査でも、懸案事項として挙げられているものの中には、

楠

小山 児童の権利条約についても何か動きがありましたね。

楠 はい。児童の権利条約にはいわゆる個人通報制度はなかったのですが、本年は、児童の権利条約についても、選択議定書の形式で個人通報制度を創設する動きがあり、具体的には、本年6月には、国連人権理事会において、個人通報制度の選択議定書が採択され、さらに、本年11月には、国連総会第三委員会において、その選択議定書が採択されました。

山内 個人通報制度全般について、選択議定書等の署名や加入の状況はどうなっていますか。

楠 これまで、個人通報制度については、国連社会権規約（A規約）、B規約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約にも定められており、女子差別撤廃条約の政府審査では、個人通報制度の導入が勧告もされています。ただ、同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連で問題が生じることはないか、同制度を受け入れる場合の実施体制はどうするのかなどいくつかの検討課題があり、条約等の締結を所掌する外務省を始めとする関係省庁と共に真剣に検討を進めているところです。児童の権利条約の選択議定書への署名についても、他の条約の選択議定書と同様、同様に検討を進めることとなると思われます。

#### 7 招へい案件

小山 招へい案件についてはどうですか。

楠 はい。本年は、3月17日、18日に、

に来日していただき、それぞれ「刑事司法協力におけるユーロジャストの役割」、「腐敗・汚職対策におけるOLAFの役割」「EUにおける人身取引対策」についての講演などを行っていただく予定でした。しかしながら、我が国で3月11日に東日本大震災が発生しました関係で急遽中止することとなり、本年は、招へい案件については実施しませんでした。日程調整等の窓口となっていたEU代表部の中島行雄書記官のお話では、お三方ともに日本の苦難な状況に理解を示すとともに、震災からの復興を強く望んでくれたそうです。

山内 日程の再調整は行っているの。

楠 はい。現在、平成24年3月に実施する方向で調整をしております。

山内 いずれにしましても、この招へい案件の実施の際には、是非、皆さんの幅広い御参加をお願いしたいと思います。

#### 8 旅券発給審査に関する事務

小山 それでは、最後に、旅券発給審査に関する事務について説明してください。

楠

小山 旅券発給審査に関する事務は、

楠 はい。 という観点がある一方で、犯罪者の国外逃亡や、海外での犯罪収益移転・隠匿、暴力団関係者等による銃器や薬物の輸入、人身取引や児童買春等の犯罪を防止する必要もあることから、双方のバランスを取りながら適正な運用に努めています。

#### 9 まとめ

小山 こうして1年間を振り返ってみますと、多くの捜査共助案件の処理を行い、また、FATFやOECDの政府審査への対応等に追われた1年でしたが、企画官や専門官の統率のもと、国際課の課員全員がチームとしてよくまとまって仕事をして成果を上げた充実の一年でしたね。

来年も、益々多くの捜査共助案件への対応が必要となると見込まれるなか、数多くの国際会議が予定され、人権B規約や拷問等禁止条約の政府審査やUPR（普遍的・定期的レビュー）も予定されており、多忙を極めるものと見込まれます。

国際課一丸となって、諸外国に対しては、我が国の刑事司法制度の理解を得よう努め、また、国際犯罪撲滅のため、諸外国の司法・捜査当局との関係を深め、捜査共助案件を処理していきましょう。

# 第 3 刑事課関係

1	はじめに .....	91
2	新しい制度の運用や国会の動き等 .....	92
3	一般刑事関係 .....	94
4	少年・環境関係 .....	95
5	交通関係 .....	96
6	財政関係 .....	97
7	選挙関係 .....	98
8	経済関係 .....	99
9	官紀関係 .....	101
10	おわりに .....	102

### 第3 刑事課関係

#### 1 はじめに

和田刑事課長 恒例の座談会を始めたいと思います。今年1年の刑事課を振り返ってみると、年初から、多数の国会質問や国会議員からの資料要求、説明要請に対応するなど、本当に慌ただしい1年でした。

様々な出来事が次から次へと起き、緊張感を抜くことができない1年でした。それでは、まず、佐藤参事官から、刑事課の体制と所掌事務の概要について説明をお願いします。

佐藤参事官 今年の刑事課は、課長、参事官、局付実質4名、補佐官1名、係長3名、係員5名の体制で始まりました。その後は、人の出入りが慌ただしくなりました。順に説明しますと、1月中旬に和田課長が国際課から着任し、上田局付がさいたま地検に転出し、松居局付がさいたま地検から転入しました。そして、4月には、中村参事官が東京地検に、杉山局付が那覇地検に転出する一方、私が着任し、判検交流で裁判所に出向していた西連寺局付、総務課から神渡局付を迎えました。これで久しぶりの局付5名体制に戻りましたが、それも東の間、8月には、西連寺局付が東日本大震災への対応のため文部科学省に出向し、松居局付が公安課に異動し、名古屋地検から唐木局付を迎えました。その結果、局付4名で12月まで乗り切ることとなったわけです。局付の異動に伴い、膨大な引継ぎが必要になったり、局付が常時1名少なかったりしたことから、補佐官、係長、係員にもそのしわ寄せが来るなどして、それぞれ、実に多忙な1年であったと思います。本当にご苦勞様でした。来年は、皆さんが当たり前のようにこの部屋に泊まったり、土日に勤務したりすることが多少なりとも減ると良いですね。さて、刑事課の所掌事務は、昨年までと同様、一般刑事、少年、交通、環境、選挙、官紀、財政、経済の8つに分けて担当しており、国会質問、国会議員からの説明要請、資料要求への対応等や、各省庁所管法令の制定・改廃に伴う罰則審査その他の関係省庁との連絡折衝等のほか、検察庁との関係では、各種事件報告の整理や統計資料等の取りまとめ、個別事件に関する

刑罰法令の解釈適用に関する質疑や事例・文献の照会に対する回答、各種の会合・協議会の準備や運営等がメインとなっています。

## 2 新しい制度の運用や国会の動き等

### (1) 裁判員裁判

和田 まず、新しい制度の運用についてですが、裁判員法が一昨年5月に施行され、今年も、裁判員裁判が複雑困難な事件についても実施されましたね。

後藤局付 はい。今年11月末までに、4,665件の裁判員裁判対象事件が起訴され、3,372件について判決が言い渡されました。被告人の犯人性を間接事実により立証すべき複雑困難な事件や死刑求刑事件等の重大事件の審理も行われ、裁判員裁判は本格的実施の段階に入り、概ね順調に推移していると思います。当初は、公判前整理手続が長引いているのではないかとの指摘もあったのですが、公判前整理手続における早期の書面提出や早期かつ積極的な証拠開示を行うなどの各地検の努力により、ほぼ解消されてきているように思われます。

佐藤

後藤

和田 また、自白事件における書面利用による分かりやすさの低下が一部で指摘され、裁判所は、自白事件においても、積極的に証人尋問を行おうとしているようにも聞いています。検察官としては、被害者等の意向も踏まえつつ、事案に応じて、今後とも、分かりやすい立証に努めていく必要があるものと思います。

### (2) 検察審査会関係

和田 平成21年に改正検察審査会法が施行され、検察審査会の議決に基づき公訴を提起する制度が導入されましたが、今年も起訴議決が出ましたね。

唐木局付

佐藤 起訴議決とはならないまでも、起訴相当や不起訴不当の議決を受けて再捜査し、検察官において起訴することも少なくないですね。

唐木 起訴相当又は不起訴不当の議決がなされた事件について、検察官が執った措置について見ると、平成22年は、131名の被疑者について不起訴を維持する一方で、28名の被疑者を起訴しています。

和田 検察官としては、起訴するか否か難しい判断を迫られることもあろうかと思いますが、いずれにせよ、起訴相当や不起訴不当の議決がなされた場合は、議決の理由も踏まえて十分な捜査を遂げた上で、証拠に基づいた慎重な判断をすることが求められますね。

### (3) 被害者参加制度

和田 被害者参加制度が施行されて3年が経過しました。その実施状況はどのようになっていますか。

唐木 平成22年に被害者参加の申出がなされた通常第一審事件の終局人員（被告人数）は588名、そのうち申出が許可された被害者等は839名であり、この申出許可人員は、前年から約1.5倍増です。この839名のうち、弁護士に委託した被害者参加

人は557名ですから、半数以上の被害者の方が委託弁護士を選任しています。

和田 被害者参加が多くなされるのはどのような罪名ですか。

唐木 申出が許可された被害者等の数で見ると、自動車運転過失致死傷罪が345名と最も多く、次いで殺人罪が126名ですが、強制わいせつや強姦等の性犯罪事案も合計107名にのぼっています。

佐藤 被害者参加人は、具体的にどのような訴訟行為を行うことが多かったのでしょうか。

唐木 委託弁護士を含む被害者参加人が証人尋問をしたのは217名、被告人質問をしたのは484名、弁論としての意見陳述をしたのは428名、心情の意見陳述をした参加人は522名でした。また、付添いの措置が採られた参加人は40名、遮蔽の措置が採られたのは15名で、いずれも多くは性犯罪の事案でした。

和田 被害者参加制度については、これまで大きな混乱やトラブルが発生したケースはなく、おおむね定着したと言って良さそうですね。

唐木 はい。被害者参加制度の利用者は着実に増加しており、これは、制度が犯罪被害者等に周知され、適切に運用されていることの表れではないでしょうか。もっとも、被害者参加制度については、施行後3年が経過したことによる検討作業が進められているところであり、その検討結果にも注目する必要があります。

### 3 一般刑事関係

和田 それでは、次に、刑事課の所管事項別に、今年を振り返ってみましょう。まず一般刑事関係ですが、今年も多くの事件が発生しましたね。

唐木

佐藤

唐木

和田 最近、国の機関や企業等を標的としたサイバー攻撃事案が大きな問題となっています。警察等と連携し、これらサイバー犯罪に適切に対処することが求め

られていますね。

佐藤 裁判の結果が社会の耳目を集めたものとしては、どのようなものがありましたか。

唐木

佐藤

唐木

和田 それから、今年は再審事件についても色々な動きがありましたね。

唐木

### 4 少年・環境関係

和田 少年事件の非行情勢についてはどうですか。

後藤 刑法犯検挙人員の少年人口比は、平成16年以降毎年減少していますが、依然として高い水準にあり、少年による凶悪・重大事件も引き続き起きていることから、少年犯罪の動向はなお予断を許さない状況にあると考えています。

佐藤 環境犯罪については、どうでしょうか。

唐木 環境犯罪の代表格である廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の受理件数については、平成19年まで10年連続して増加していましたが、平成20年は8,587件、平成21年8,576件、平成22年8,561件と減少しています。

しかしながら、依然として悪質な事案が後を絶たない状況であり、予断を許さない状況にあると考えています。

なお、同法においては、廃棄物の定義から、放射性物質によって汚染されたものが除かれているところですが、今年3月に起きた東日本大震災に伴う福島第一原発事故による放射性物質に汚染された廃棄物の処理等について、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が成立しました。同法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定する廃棄物の定義を一部読み替えるなどしており、平成24年1月1日に施行されますので、今後の事件処理に当たって注意が必要です。

5 交通関係

和田 交通関係に移りたいと思います。まず、今年交通事故の発生状況等を説明してください。

唐木 警察庁の統計によれば、今年1月から11月末までの交通事故の発生状況については、発生件数が約62万件、死者数が4,130人となっており、前年同時期との比較で、発生件数が約4.5%減、死者数が約3.7%減であり、交通事故と死者数の減少傾向が続いています。なお、死者数を年齢層別に見ると、65歳以上が全体の約48.8パーセントと約半数を占めております。

佐藤 自転車運転者の取締りについても話題となりましたね。

唐木 はい。特にブレーキのない「ピスト」と呼ばれる競技用自転車で公道を走行する道路交通法違反の危険性が社会的に大きく取り上げられました。警察においては、今年、自転車利用者による悪質、危険な交通違反の取締りを強化する方針を打ち出しており、今後、いわゆる赤切符を適用した検挙措置を講じるケースが増加することが予想されます。

和田

唐木

佐藤 そのほかに交通関係で注目すべき事件としては、どのようなものがありま

したか。

唐木

6 財政関係

和田 次に、財政関係ですが、最近のは脱犯の動向について説明してください。

大塚局付 まず、統計として、毎年6月に国税庁が公表し、国税庁のホームページにも掲載されている「査察の概要」が参考になります。「平成22年度査察の概要」によりますと、平成22年度の着手件数、処理件数、告発件数及び告発事件の税目別割合は以下のとおりとなっており、前年度から、着手件数は微減、処理件数は微増でしたが、告発件数が前年度から若干増加し、告発率72.2%は、前年度を若干上回るものとなっています。

過去数年と比較しますと、前年度に引き続き、法人税の脱税事案が多いことが特徴として挙げられるほか、贈与税の脱税事案が1件告発されたことも特筆すべきものといえます。

着手件数	処理件数	告発件数	内 訳
196件	216件	156件	所得税 23%、法人税 57%、相続税 6% 消費税 12%、源泉所得税 1%、贈与税 1%

和田 脱税額の規模はどうなっていますか。

大塚 平成22年度に処理した事案に係る脱税額の総額は約248億円で、そのうちの告発分は約213億円、告発一件当たりの脱税額は、約1億3,700万円となっており、前年度から若干減少していますが、依然として高水準となっています。

また、脱税額を税目別にみえますと、ここ5年の中では、相続税の脱税額が高くなっていますが、所得税の額は、最も少ない結果となっています。

和田 告発の多かった業種は、どうでしょうか。

大塚 告発の多かった業種として、数年前からの都市部における地価高騰の影響を受け、前年に引き続き不動産業について告発が多かったほか、建設業、運送業の告発も多く、不動産業について13業者、建設業、運送業についてそれぞれ11業者が告発されています。

和田 今年起訴された特筆すべき事案としては、どのようなものがありましたか。

大塚

和田 平成23年に行われた法改正の状況の概略を説明してください。

大塚 大きなものとしては、申告書不提出によるほ脱犯、いわゆる単純無申告ほ脱犯を処罰するための罰則、そして、消費税不正受還付の未遂犯が、国税、地方税それぞれに新設されました。また、昨年の税制改正で国税関係罰則の法定刑が引き上げられましたが、今年は、同様に地方税の罰則が引き上げられました。これらは、8月30日から施行されています。また、東日本大震災からの復興のための財源確保の関係で新たな法律が公布され、復興特別所得税、復興特別法人税が新設されることとなり、これらほ脱犯も設けられました。基本的に、復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の所得税に係る基準所得税額を課税対象として、復興特別所得税は、平成24年10月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度を課税事業年度として、各課税事業年度の課税標準法人税額を課税標準として課されることとなります。この税制改正の内容などについて、御不明な点があれば、刑事課にお問い合わせいただければと思います。

和田 税法の分野は、毎年のように大きな改正が行われますから、引き続き刑事局としても必要な情報を提供して、その周知に努める必要がありますね。

### 7 選挙関係

和田 今年、4月に統一地方選挙が施行されましたね。今回の選挙の関係での公職選挙法違反の概況はどうでしたか。

後藤 今回の統一地方選挙は、4月10日と24日に分けて実施されましたが、3月11日に発生した東日本大震災の影響のため、両期日では選挙を適正に行うことが困

難と認められる市町村に指定された地域については、選挙の期日が延期されました。今回の選挙に関連する公職選挙法違反の受理人員は、施行後約6か月後の10月末現在で1,446人でした。平成19年に施行された前回の統一地方選挙と比べると、700人以上減少しています。

佐藤 罪種別で何か特筆すべき事項はありましたか。

後藤 罪種別で言いますと、いわゆる買収事犯については、1,202人となっており、全体の約83%を占めました。全体受理人員は減少したものの、買収事犯が大半を占めています。

佐藤

後藤

和田

### 8 経済関係

和田 次に、経済関係に移りましょう。今年も、昨年引き続き、様々な金融商品取引法違反事件の起訴がなされましたね。

神渡局付

和田 金融商品取引法違反事件の最近の動向として何か特筆すべきことはありましたか。

神渡



和田 その他にも、会社の企業統治の在り方が問題とされる事件も発生しましたね。

神渡



和田 今後も、このような悪質な経済事案の動向には目が離せない状況です。

神渡 はい。

和田 次に、知的財産関係の事件はどうですか。

後藤



和田

では、知的財産関係の立法等の動向はどうですか。

後藤 不正競争防止法の営業秘密侵害罪に関して、刑事訴訟手続において営業秘密が公になることを恐れて被害企業が告訴をちゅうちょしているとの指摘があったことなどから、「不正競争防止法の一部を改正する法律」が成立しました。同法律により、営業秘密の内容の保護を図るための刑事訴訟手続の整備等が行われ、営業秘密侵害罪の公判においては、秘匿決定や呼称等の決定、公判期日外の証人尋問等を

行うことができることとなりました。同法律は、本年12月1日から施行されておりますので、その内容等の理解と遺漏のない運用が必要です。

佐藤 出資法については、どのような状況でしょうか。

後藤 上限金利を引き下げ、いわゆるグレーゾーンが撤廃されるなどした平成18年の出資法の改正法については、昨年6月18日、完全施行されています。改正法の附則では、平成22年6月以降の適当な時期において、改正法の実施状況などを検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとされており、今後も、完全施行後の状況に注目していく必要があります。なお、関連する改正貸金業法の施行状況に対する評価については、様々な意見が表明されているようですが、今のところ、具体的な改正等の動きまではないようです。



9 官紀関係

和田



大塚



和田

大塚



和田

大塚

和田 それ以外に官紀案件としては、どのようなものがありましたか。

大塚

10 おわりに

和田

佐藤

大塚



佐藤 他方で、被害者参加制度や裁判員裁判、取調べの録音・録画や適正確保方策の実施状況など、新しい制度が導入されていく中で、検察の現場から報告を頂く事項が増加しており、報告関係だけでも現場に相当の労力を割いていただいていると思います。当課としても、報告関係事務の効率化に努めるようにしておりますので、今後とも各庁の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

和田 それでは、この辺で刑事課の座談会を終わることにしましょう。来年も、検察の現場から様々な御協力を頂きつつ、刑事課として、適切な対応等に努めていきましょう。

## 第 4 公安課関係

1	はじめに .....	107
2	公安労働関係 .....	107
3	外事関係 .....	111
4	風紀関係 .....	114
5	組織犯罪・暴力関係 .....	116
6	薬物・銃器関係 .....	118
7	まとめ .....	120

## 第4 公安課関係

### 1 はじめに

名取公安課長 それでは、これから、平成23年を振り返る公安課の座談会を始めます。まずは、公安課が扱う主な業務について、内藤参事官から説明してください。

内藤参事官 当課は、刑事課とともに、いわゆる事件課として、公安、労働、外事、風紀、暴力、薬物及び銃器の7つの分野を担当しています。これらの分野に関し、検察庁との関係では、三長官報告を始めとする各種事件報告の整理や統計資料の収集・整備等、また、個別事件に関する刑罰法令の解釈適用に関する質疑、会場の運営等に対応しています。

また、他省庁との関係では、その所管法令を制定・改廃する際の罰則審査、その他の連絡折衝等の事務を行っており、国会との関係では、国会議員からの説明要請・資料要求等への対応を行っています。さらに、国際案件では、当課の所管事務に関係する国際会議への出席・対応等も行っています。

名取 当課の構成についても説明してもらえますか。

内藤 当課には、現在、課長・参事官が各1名、局付3名、補佐官1名、係長3名、係員3名の合計12名がおります。

名取 先ほど国際案件への対応業務について説明がありましたが、この関係で、平成23年にも海外出張がいくつかありましたね。

内藤 国際会議の関係では、本年6月には、第16回国際検察官協会（IAP）年次総会がソウルで開催され、小林局付が出張したほか、11月には、グローバル・テロ対策フォーラムがワシントンD. C. で開催され、松居局付が出席しました。

名取 当課には、国際会議への出張以外にも、FATF（金融活動作業部会）対応や米軍事件の対応など様々な国際案件がありますが、こういった国際案件は、最近の当課の業務の特徴の1つといえると思います。

### 2 公安労働関係

名取 では、早速ですが、各分野ごとに担当局付から所管事件の概況について説明してもらいましょう。まず、日比局付、公安労働事件の概況から説明してください

い。

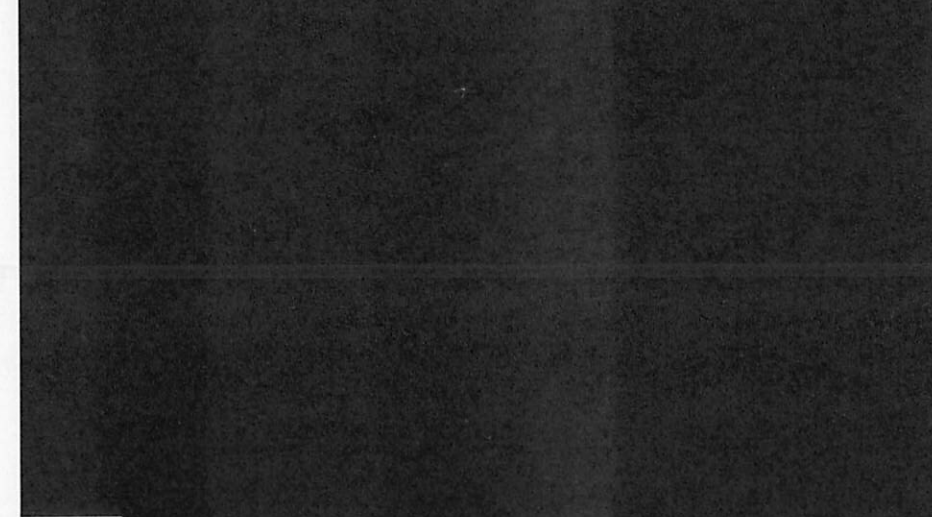
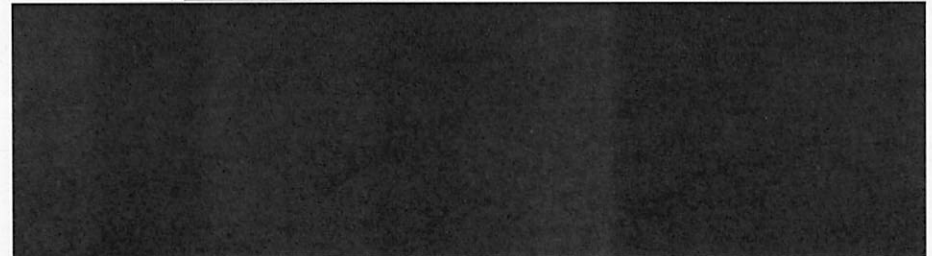
日比局付 はい。平成22年の検察庁における通常受理人員ですが、いわゆる公安関係事件は220人、労働関係法令違反事件は2,256人でした。



名取



日比 はい。



名取

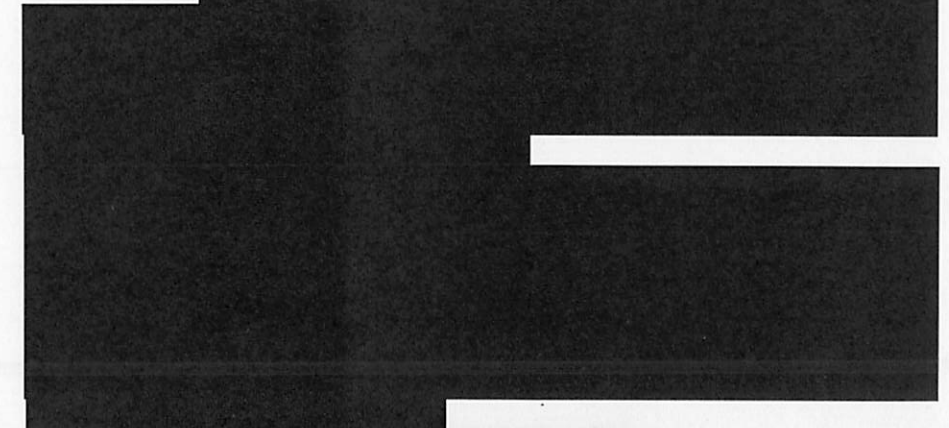


日比 はい。



内藤

日比 はい。



内藤

日比



名取 次に、ソマリア沖・アデン湾等で多発している海賊問題について小林局付に説明してもらいましょう。

小林局付 はい。平成21年6月に、いわゆる海賊対処法、即ち「海賊行為の処罰及び海賊への対処に関する法律」が成立し、自衛隊及び海上保安官がソマリア・アデン湾へ派遣され、海賊対処行動を行っているところです。当該海域での海賊行為の発生状況ですが、昨年は219件、本年は230件（12月6日現在）と依然多い状況であり、また海賊の活動範囲も拡大しているところです。

名取

小林 はい。

内藤

小林 はい。

### 3 外事関係

名取 次に、外事関係について、日比局付と小林局付に説明してもらいたいと思います。まず、小林局付から外国人犯罪の動向について説明してください。

小林 外国人犯罪のうち、特に来日外国人犯罪については、平成22年の全国の検察庁における通常受理人員が、前年比で2,446人減少したものの、依然として高水準で推移しています。国籍別（図1参照）では、相変わらず中国が最も多く、全体の約35パーセントを占めています。その他の国籍では、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジル、ベトナム等がこれに続いています。罪名別（図2参照）では、前年と同様、出入国管理及び難民認定法違反が最も多く、3,947人となっており、次いで、窃盗事犯が3,782人、傷害事犯が1,009人、覚せい剤取締法違反が774人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反が728人となっています。また、来日外国人による薬物事犯も1,147人と相当数に上っており、そのうち覚せい剤取締法違反が半数以上を占めています。

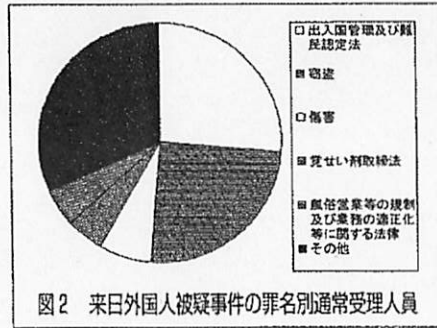
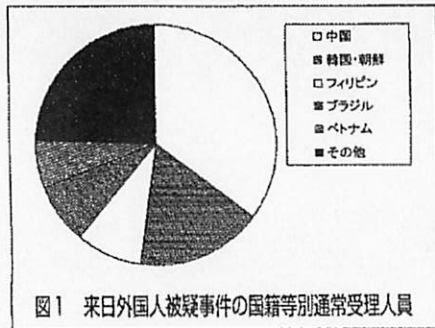


図1及び図2の注

- 1 検察統計年報による。
- 2 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く。

内藤  
小林

内藤

小林 はい。

名取

内藤

小林

名取

小林 はい。

名取 外事と言え、米軍関連事件もかなり大きな比重を占めていますが、米軍関連では、日米間で、米軍属による公務中犯罪に関する裁判権行使の在り方について合意に至ったことが大きな出来事でしたね。日比局付、今回の合意の意義について説明してくれますか。

日比 これまで米軍属による公務中犯罪については、例えば死亡事故を起こした場合においても、日本側はもとより、米側も、米軍属を軍法に基づいて刑事訴追することはできず、運転免許停止処分等の懲戒処分に付することしかできなかったことから、その裁判権行使の在り方が大きな課題になっていましたが、一定の場合に日本側が刑事裁判権を行使することができるようになり、大きな意義があったと思っています。

名取 今回の合意の内容について、その概略を説明してくれますか。

日比 はい。米軍属による公務中犯罪については、まずは米側が連邦法に基づいて刑事訴追をするか否かを決定し、日本側に通告することになっています。日本政府は、米側が米軍属を刑事訴追しない場合、その通告から30日以内に、米国政府に対し、日本側による裁判権の行使に同意を与えるよう要請することができ、米国政府は、犯罪が、死亡、生命を脅かす傷害又は永続的な障害を引き起こした場合には、当該要請に好意的考慮を払うこととされ、それ以外の犯罪の場合には、当該要請に関して日本政府から提示された特別な見解を十分に考慮するとされています。

内藤 今回の合意によって、一定の場合に日本側が刑事裁判権を行使するための枠組みができましたね。今後、合意の趣旨に則った適切な運用がなされることが重要になりますので、公安課としても、運用状況を注意深く見守っていかねばならないと思っています。

名取  
日比

名取

#### 4 風紀関係

名取 それでは、風紀関係を振り返ってみましょう。まず、風紀関係事犯の動向について、小林局付から説明してください。

小林 平成22年の全国の検察庁における通常受理人員を見ますと、売春防止法違反については、950人であり、前年から60人減少しました。一方、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反については、3,913人であり、前年から2人減少し、わいせつ事犯（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）については、合計2,945人であり、前年に比べ25人増加しました。児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反については、2,090人であり、前年から209人増加しました。さらに、賭博・富くじ罪については、1,325人であり、前年から32人減少しました。

名取 今年は「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正に関する動きがありましたので、その点について説明してください。

小林 はい。「児童買春・児童ポルノ禁止法」については、平成20年6月、自由民主党・公明党から、「単純所持」と言われている、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が国会に提出され、民主党からも、平成21年に、有償又は反復による児童ポルノ取得についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が国会に提出されましたが、衆議院の解散により、いずれも廃案となりました。

その後、平成21年11月、自由民主党・公明党から、再度同様の改正案が提出され、他方、民主党からも、本年8月、有償かつ反復による児童ポルノ取得についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が衆議院に提出され、両案は現在は閉会中審査となっています。

内藤 ところで、本年は、カジノ運営の解禁に向け、一部の国会議員による動きが活発でしたね。

小林 はい。昨年4月に設立された超党派の議員連盟である国際観光産業振興議員連盟（IR議連）が、本年8月、民間事業者が運営するカジノを合法化する内容の法案を打ち出しました。当課としては、刑法を所管する立場から、刑法が賭博を犯罪として規定している趣旨が没却されないよう、上記議連の動きを注視していきたいと考えています。

内藤

まあそれはともかくとして、本年は、人身取引対策についても、新たな動きがありましたね。

小林 はい。人身取引については、平成17年の刑法改正による人身売買罪の創設等の取組が進められてきたところですが、その後、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘や、より幅広い対策の推進を求める様々な指摘がなされていること等を踏まえ、政府一体となった対策を推進するための行動計画として、平成21年12月の犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2009」が策定されました。

そして、昨年6月には、人身取引事案に関する関係省庁連絡会議において、人身取引の被害者の認知に関するマニュアルとして「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置について）」を策定し、本年7月には、新たに、人身取引の被害者の保護に関するマニュアルである「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置について）」を策定しました。検察においても、これらに従い、人身取引事案を取り扱う過程において、警察、入管当局等の関係機関と連携しつつ、人身取引被害者であるとの事情を十分に勘案した適切な対応を行うことが必要です。

#### 5 組織犯罪・暴力関係

名取 次に、組織犯罪・暴力団犯罪の情勢について、松居局付から説明してください。

松居局付 暴力団や外国人犯罪組織等の犯罪組織による犯罪は依然として多発しており、治安悪化の大きな原因となっています。

まず暴力団情勢についてですが、山口組、稲川会及び住吉会の3団体の暴力団構成員及び準構成員の総数が、全体の7割以上を占めるなど、引き続き寡占状態であり、特に山口組の勢力は、全体の4割強と突出しています。

内藤

松居 はい。

内藤

松居 はい。

名取 暴力団の資金源犯罪の動向については、どうでしょうか。

松居 暴力団の資金源犯罪としては、伝統的に、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等が行われてきました。暴力団構成員等の総検挙人員に占めるこれらの犯罪の割合を見ると、平成22年中においても、依然として3割を超えており、いまだに有力な資金源になっていることが分かります。

名取 これに対し、暴力団対策の観点から、地方自治体や民間団体において、各種の取組が行われているようですね。

松居 はい。各都道府県によって取組状況は様々ですが、警察を始めとする関係行政機関、弁護士会、暴力団追放運動推進センター及び各種金融機関等が連携して、暴力団排除運動を推進しており、官民を挙げて暴力団排除の機運が高まっているところです。検察庁においても、これらの団体と緊密な連携を図るとともに、様々な機会を通じて暴力団に関わる情報を幅広く収集することが有益だと思います。また、各都道府県警が中心となって、いわゆる暴力団排除条例の制定作業が進められ、本年10月1日までに全都道府県で暴力団排除条例が施行されるに至りました。

内藤 検察庁においても、条例審査を通じて制定作業に関与しているところですが、その際には、適切な罰則が規定されるよう構成要件を十分に吟味することが肝要ですね。

名取 外国人組織犯罪の動向については、どのような状況ですか。

松居 外国人犯罪については、犯罪のグローバル化により、例えば「ピンクバンサー」と呼ばれる国際的武装強盗団など、世界的規模で活動する犯罪組織の我が国

への浸透が見られ、また、国籍の異なる者らが結託して犯罪組織を形成し、それぞれの特性を活かして犯行を敢行するなどしており、犯行形態の複雑・多様化や組織実態の不透明化によって、より一層捜査の困難性が高まることも危惧されているところ。

名取

松居 はい。

## 6 薬物・銃器関係

名取 最後に、薬物・銃器犯罪の情勢等について、松居局付から説明してもらえますか。

松居 はい。まず薬物犯罪についてですが、統計的な側面から近年の薬物犯罪情

勢を見てみますと、検察庁における薬物事犯全体の通常受理事員数は、平成22年は2万4,340人であり、前年の2万5,054人から減少しています。大麻取締法違反並びに麻薬及び向精神薬取締法違反の通常受理事員数が前年に比べて減少したことから、薬物事犯全体の通常受理事員数の減少につながったものと考えられますが、依然として高水準で推移していることには変わりなく、薬物犯罪を取り巻く状況は厳しいものがあります。

また、平成22年の麻薬特例法に基づく没収・追徴の各合計金額を見ると、没収については約2,766万円、追徴については約13億9,254万円となっており、薬物密売組織からの犯罪収益の剥奪に相応の効果を上げているものと思われます。

内藤

名取 薬物乱用対策については、政府全体としても、取組を進めていますね。

松居 はい。薬物乱用対策については、青少年による乱用や依存者による再乱用の防止が喫緊の課題とされるとともに、薬物犯罪の取締りや薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底が強く求められており、政府全体として取り組むべき事柄となっています。こうした状況を踏まえ、平成20年8月には、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が策定され、さらに、昨年7月には、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」が薬物乱用対策推進会議において決定され、現在、これらに従ってフォローアップが行われているところです。薬物乱用防止戦略加速化プランには、関係省庁との連携・情報共有、薬物密売事犯等に対する厳正な科刑の実現、薬物犯罪収益の徹底した剥奪等に加え、営利密輸入事犯等の裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響に対する裁判員の理解を得られるよう、分かりやすい立証の方法に配慮することなども盛り込まれており、各庁において留意すべき内容となっています。

内藤

松居 はい。

名取

松居 通信傍受が行われた事件数ですが、通信傍受法が施行された平成12年以来、平成22年までに、合計57事件について通信傍受が実施されてきました。本年は、10事件について、通信傍受が実施されましたが、これらは薬物事件に関して行われたものだけでなく、銃器事件や組織的殺人事件に関しても行われています。

名取 銃器犯罪の状況はどうか。

松居 はい。警察庁の統計によれば、平成22年中の銃器発砲事件の発生件数は35件、拳銃の押収丁数は397丁となっています。

7 まとめ

名取

一同 分かりました。

## 第 5 刑事法制管理官関係

1	はじめに	125
2	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律	126
3	営業秘密	127
4	刑の一部の執行猶予制度、社会貢献活動関係	128
5	裁判員制度関係	130
6	死刑・終身刑をめぐる議論	131
7	少年・被害者関係	132
8	医療観察法関係	133
9	罰則審査	134
10	罰則の定めのある条例	135
11	おわりに	136

## 第5 刑事法制管理官関係

### 1 はじめに

上副刑事法制管理官 それでは、平成23年の刑事法制管理官室を振り返る座談会を始めましょう。この座談会には、甲斐官房審議官にも御出席いただき、適宜、御発言をいただきたいと思います。

甲斐官房審議官 まずは、皆さん、今年も一年間御苦勞様でした。今年は、刑事法制管理官室が企画・立案に関わった法律案としては、サイバー関係の法整備等を内容とする「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立しました。また、刑の一部執行猶予制度の導入などを内容とする「刑法等の一部を改正する法律案」等も国会に提出され、法案の国会審議等に追われた一年だったのではないのでしょうか。

上副 はい。現在継続審議となっております「刑法等の一部を改正する法律案」等については早期の成立を目指したいところです。まずは、当室の所掌事務について、保坂刑事法制企画官から説明してもらいましょう。

保坂刑事法制企画官 現在、刑事法制管理官室に配置されているのは、刑事法制管理官以下、参事官2名、刑事法制企画官2名、局付13名、補佐官3名、係長5名、主任1名、係員11名の総勢38名です。また、総務課の田野尻官房参事官と西山参事官に当室の所掌事務の一部を分担していただいています。一方、坂口参事官、加藤参事官、吉川刑事法制企画官、大原局付、岡本局付、玉本局付、早濑局付、石渡局付、杉原局付及び南部局付が主に刑事司法制度改革本部の業務に従事され、加藤局付が最高検察庁検察官事務取扱を併任され最高検察庁の業務を主に行っています。

法務省組織令によると、刑事法制管理官の所掌事務は、「刑事法制に関する企画及び立案に関する事務」とされており、具体的には刑法、刑事訴訟法等の刑事の基本法制の企画・立案、これに関連する現行法令や外国法令、判例等に関する資料の収集と調査などの事務を行っています。

そのほか、刑事法制管理官室が中心になって、各省庁が立案した法案で罰則に関連するものなどについての法令協議や、罰則の定めのある条例に関する事務も行って

います。

上 冨 では、順次、テーマごとに、今年を振り返りつつ、将来の展望について意見交換をしましょう。

## 2 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

上 冨 今年の通常国会において「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立しました。その内容についてあらためて紹介してください。

保 坂 この法律は、不正指令電磁的記録に関する罪の新設などサイバー犯罪に対処するための罰則の整備、強制執行妨害関係について処罰範囲の拡大及び法定刑の引上げを行う罰則整備並びに記録命令付差押えなどコンピュータの特性を踏まえた捜査手法の導入を行う手続法の整備を内容とするものです。

上 冨 この法律は、成立するまでに相当長い年月を要しましたが、改めて、この法律が成立するまでの経緯を簡単に説明して下さい。

檜 局 付 はい、平成15年通常国会に、法制審議会の答申に基づき、①「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（国際組織犯罪防止条約）の締結に伴う法整備と②強制執行妨害関係の法整備を内容とする、「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を提出しましたが、審議が行われることなく、衆議院の解散に伴い廃案となりました。そして、平成16年の通常国会に①国際組織犯罪防止条約関係及び②強制執行妨害関係の法整備に加え、平成15年の法案提出後に法制審議会から答申のあった③サイバー犯罪関係の法整備をも内容とした「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を提出し、平成17年の通常国会において審議が行われましたが、衆議院の解散に伴い、廃案となりました。そこで、平成17年の特別国会に同内容の法案を再提出し、同国会及び平成18年の通常国会において審議が行われましたが、継続審議となり、同年の臨時国会以降、実質的な審議は行われず、平成21年7月の衆議院解散に伴って廃案となりました。その後、この法律案の取扱いについて検討してましたが、これまでの国会審議において、国際的組織犯罪防止条約により求められていた共謀罪の新設について意見が大きく分かれており、同条約締結関係の法整備に関する部分については更に検討を要することから、この部分はひとまず

措いて、それ以外の強制執行妨害関係及びサイバー犯罪関係について法整備を行うこととし、平成23年4月1日、国会に提出し、6月に可決、成立しました。

上 冨 この法律については、国際組織犯罪防止条約関連の法整備も含めれば、これまでに相当多くの方が立案作業や国会審議に関わられて来たところであり、これまでの多くの方の努力がやっと一部結実したといえますね。

ところで、この法律の施行状況はどうなっていますか。

松 本 局 付 罰則の整備については一部を除いて、本年7月14日に既に施行されています。そして、手続法の部分については、平成24年6月23日までに施行されることになっており、現在施行に向けた準備を行っています。

甲 斐 手続法部分について、しっかりと施行準備をすることが大切です。また、残された国際組織犯罪防止条約関係の法整備についても、検討を進めて行かなければなりませんね。

## 3 営業秘密

上 冨 今年は、不正競争防止法が改正され、刑事訴訟手続の特例が盛り込まれましたね。

千 葉 局 付 はい。不正競争防止法に規定されている営業秘密侵害罪については、刑事裁判の手続において審理が一般に公開されることにより営業秘密の内容が公になるとの懸念から、営業秘密の侵害を受けた被害者が告訴を躊躇するという問題が従前から指摘されており、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するために適切な法的措置を講じることが求められていました。

経済産業省と法務省との間で、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方についての検討を重ね、平成22年11月から12月にかけて、経済産業省経済産業政策局長と法務省刑事局長の共同委嘱による「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を開催して有識者の方々から御意見を伺いました。この研究会の結論を踏まえ、①営業秘密に係る秘匿決定等の措置や②営業秘密保護のための公判期日外の証人尋問等の措置を講じることなどを主な内容とする法律案を、経済産業大臣と法務大臣との共同請議により閣議決定して国会に提出しました。国会での審議は滞りなく進み、参議院と衆議院のいずれにおいても全会一致で可決・成立し、平成23年6月8日に公布されました。

保坂 改正法とともに、最高裁判所規則も平成23年12月1日から施行されていますが、適切に運用することが大事ですね。

千葉 今回の改正で、裁判所は、営業秘密侵害罪に係る事件において、被害者等から申出がある場合に、秘匿決定をすることができることになりましたが、被害者等からの申出はあらかじめ検察官にしなければならず、検察官は意見を付して裁判所に通知することとされています。秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた事項の名称等に代わる呼称等を裁判所が定める場合や、起訴状及び証拠書類の朗読、尋問の制限、証拠開示の際の秘匿要請などにおいても、検察官の役割は重要です。

さらに、事件が確定した後も、秘密とすべき事項が含まれる刑事確定訴訟記録について閲覧請求された場合には、保管検察官として、改正法の趣旨を踏まえつつ、閲覧の可否を検討し、適切な措置をとることが求められます。

上富 いずれの場合も検察官の果たす役割が大きいため、改正法や最高裁規則、依命通達等を十分に読んで適切に対応する必要がありますね。

#### 4 刑の一部の執行猶予制度、社会貢献活動関係

上富 刑の一部執行猶予法案については、本年11月、第179回臨時国会に提出されましたね。

西山参事官 はい。平成18年に、被收容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止・社会復帰を促進するという観点から、刑事施設に收容しないで行う処遇の在り方等について、法制審議会へ諮問がなされ、法制審議会の部会において、社会内処遇を充実させ、これにより再犯抑止を図る法制度の在り方について調査・審議が行われ、平成22年2月、刑の一部の執行猶予制度の導入と、保護観察の特別遵守事項に社会貢献活動をすることを加えることを内容とする要綱（骨子）案が全会一致で採択され、法務大臣に答申がなされたことを受け、法案提出に至ったものです。

なお、諮問の経緯や部会における審議経過の詳細については、一昨年までの座談会で御紹介しておりますので、検察月報第622号及び第634号を御参照いただきたいと思います。

上富 ここで、刑の一部の執行猶予制度がどのような内容の制度なのか、改めて説

明してください。

坂田局付 まず、いわゆる初入者に対する刑の一部の執行猶予制度については、刑法を改正して導入するものです。内容としては、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者や、禁錮以上の実刑に処せられたことがあってもその執行終了等の日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者に対し、3年以下の懲役又は禁錮の言渡しをする場合、その刑の一部について執行を猶予することができることとするともに、必要に応じて、保護観察に付することを可能にするというものです。

例えば、懲役2年、うち6月について2年間保護観察付執行猶予とされた場合、まず、執行が猶予されなかった懲役1年6月について執行され、次いで、懲役6月の執行の猶予期間である2年が起算されることとなり、その猶予の期間保護観察が実施されることとなります。

この制度の目的ですが、まず刑事施設において処遇を行った上、その処遇による改善更生の効果を維持・強化することができるよう、仮釈放のように残刑期間に限られることなく、残刑の執行が猶予される期間にわたり、執行猶予の取消しによる心理的強制によって自発的な更生を促し、また、必要に応じ保護観察に付することができることとすることによって、その刑責を全うさせつつ、再犯防止・改善更生を図ることを可能とすることにあります。

福嶋局付 次に、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予制度についてですが、規制薬物等の自己使用・単純所持の罪を犯した者については、いわゆる初入者以外のものであっても、刑の一部の執行猶予を可能とし、保護観察を必要的に付するという内容となっており、新法を制定して導入することとしています。

これにより、まず刑事施設において薬物への傾向性改善の処遇を行った上、薬物の誘惑のあり得る社会内においてもその効果を維持・強化するため、引き続き、保護観察による適切な社会内処遇を残刑の期間に限られず相応の期間にわたって実施することにより、その刑責を果たさせつつ、再犯防止・改善更生を図ることが可能となると考えられます。

なお、以上の刑の一部の執行猶予制度の導入は、刑の言渡しについて新たな選択肢を設けるもので、犯罪をした者の刑事責任に見合った量刑を行うという考え方を

変更するものではありませんし、従来より刑を重くし、あるいは軽くしようとするものではないと考えています。

上富 では、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備についても、説明してください。

坂田 この法整備は、更生保護法を改正して、保護観察処遇における特別遵守事項の新たな類型として、保護観察対象者に、例えば、公共の場所での清掃活動や高齢者等の介護補助活動等の社会に貢献する活動を義務付けることができるものとするものです。

保護観察対象者に社会貢献活動を義務付けてこれに従事させることにより、社会に役立つ活動を行ったという達成感や、地域住民から感謝されるなどといった経験を得させて、改善更生の意欲を向上させるとともに、社会のルールを遵守すべきことを改めて認識させるなどして、その再犯防止・改善更生を図ることを趣旨としています。

甲斐 法案提出とその後の国会における審議状況はどのようなものでしたか。

西山 これらの法案については、本年11月4日、閣議決定を受けて第179回臨時国会に提出されました。まず、参議院において趣旨説明及び質疑がなされ、12月2日、参議院本会議において全会一致で可決されました。その後、衆議院に送付されましたが、同月9日に同臨時国会は閉会し、継続審議となりました。

甲斐 本年中に成立に至らず、残念でした。法制審議会の答申がなされてから、もうすぐ2年を迎えることになり、次期通常国会での成立を望みたいものですね。

上富 おっしゃるとおりです。再犯をめぐる問題が深刻さを増している現状からすると、刑の旨渡しの選択肢を増やし、犯罪者の再犯防止・改善更生を図ることを可能とする本法案は極めて重要です。成立に向けて、引き続き一丸となって頑張ります。

#### 5 裁判員制度関係

上富 裁判員制度は、平成24年5月21日が経過すると、裁判員法附則第9条に定める施行後3年の検討が行われます。検討に向けたこれまでの状況はどうか。

西山 3年後検討に向け、平成21年9月に発足した「裁判員制度に関する検討会」

について、本年は、3月1日の第5回から12月13日の第8回まで、計4回開催しました。これまでの議論の内容を説明してください。

坂田 この検討会では、毎回裁判員裁判の実施状況について事務局から説明し、各委員に意見交換をしていただいております。本年は、第5回では、今後の検討課題、検討方法等について議論がなされ、第6回では、委員2名からそれぞれ「裁判員裁判に関わる報道の現状について」、「裁判員に分かりやすい立証等に向けた警察の取組について」の報告があり、意見交換が行われました。第7回には、裁判員裁判に証人として出廷した鑑定医や裁判員裁判の法廷通訳を経験した通訳人の方々からヒアリングを行い、第8回には各犯罪被害者団体の方々からヒアリングを行いました。

西山 今後の予定はどうなっていますか。

福嶋 来年3月14日に第9回を予定しております。施行後3年を迎えることとなりますので、今後は開催回数ペースを上げて、これまでの議論を踏まえつつ、より実質的な議論に入っていく予定です。

西山 裁判員制度が将来にわたって社会に定着するためにも、3年後検討は非常に重要であり、検討会において有意義な議論が活発に行われていくことを望みたいです。

上富 検討会の運営を支える事務局担当者も、今後ともしっかりと頑張ってください。

#### 6 死刑・終身刑をめぐる議論

上富 死刑・終身刑に関する今年の議論の状況はどうでしたか。

田野尻官房参事官 昨年、当時の千葉法務大臣が死刑制度に関する国民的議論の契機とすることを目的に立ち上げられた「死刑の在り方についての勉強会」における議論が今年も6回行われました。

上富 この勉強会においては、本年はどのような議論が行われたか、主なものを紹介して下さい。

樫 はい、主に死刑制度の存廃論に関する議論の状況について、省内のメンバーで内部勉強会を行ったほか、刑事法学者やジャーナリスト、市民団体、死刑廃止を推進する議員連盟といった外部の方から御意見を伺いました。

上富 この勉強会の方向性についてはどうなっていますか。

南部局付 あらかじめ一定の結論を決めて行うものではなく、幅広い検討を行い、勉強会の成果を公表することで、死刑についての国民的な議論が行われる契機とすることを勉強会の趣旨としています。

甲斐 この勉強会の進め方については、政務三役の意向を踏まえ、適切に対処していく必要がありますね。

上富 死刑や終身刑に関する法案提出の動きはどうでしたか。

田野尻 死刑廃止を推進する議員連盟が、仮釈放を許さない重無期刑の創設や国会の両院に死刑制度調査会を設置し、一定期間死刑の執行を停止することなどを内容とする法案の提出を検討しているとの報道もありましたが、結局法案は提出されませんでした。

#### 7 少年・被害者関係

上富 少年法関係では、最近動きがありましたね。

保坂 少年審判における国選付添人の対象事件の範囲拡大について、日弁連から提言があり、国会でも質問されました。

松本 現行の国選付添人制度は、検察官関与決定がされた事件、被害者等の審判傍聴を許す事件のほかに、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑、無期、短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪で観護措置がとられた事件が対象とされていますが、日弁連は、対象事件を、少なくとも、被疑者国選弁護人と同じく、死刑、無期、長期3年を超える懲役・禁錮に当たる罪で観護措置をとられた事件に拡大すべきであり、ひいては、観護措置をとられた少年の全ての事件に拡大すべきであると提言しています。

福嶋 国選付添人制度の対象事件の範囲については、家庭裁判所が少年の後見的役割を果たしている少年審判の構造を踏まえ、どのような事件においてどのような活動のために弁護士である付添人を付する必要があるか、国費で弁護士である付添人を付することに対して事件の被害者を始めとする国民の理解と納得が得られるかなどの様々な観点から、検討していく必要があると思います。

上富 犯罪被害者関係でも、今年は動きがありましたね。

福嶋 平成17年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画の期間が平成22年度末に

終了することから、犯罪被害者等の抱える問題に対し更なる取組強化を図るため、本年3月に、第2次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。この基本計画には検察に関する施策が多く盛り込まれていますが、法令改正を視野に入れて検討しなければならないものとしては、被害者の「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」として、被害者参加人への旅費等の支給に関する検討、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和に関する検討等が盛り込まれました。

保坂 基本計画は検察WANにも掲載されていますので、適宜、参照していただければと思います。これらの点についての検討はどうなっていますか。

松本 各地検の御協力をいただいて、被害者に対するアンケート調査を本年11月から実施中ですが、これにより得られた結果も踏まえ、法テラスを所管する司法法制部等の関係部署・機関等とも十分に協議を行い、基本計画で「2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する」とされている被害者参加人への旅費等の支給についてはもちろん、国選弁護制度における資力要件の緩和についても、できるだけ早期に結論を出すことができるように作業を進めています。

また、平成19年に成立した被害者参加制度や損害賠償命令制度の導入等を内容とする、いわゆる被害者刑事訴訟法の附則において、施行後3年を経過した場合、「施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされており、その検討作業も併せて行っているところです。

#### 8 医療観察法関係

上富 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、いわゆる医療観察法については、法律の附則で、施行状況の検討等が求められていますね。

玉本局付 はい。政府は、施行後5年を経過した場合において、施行状況を国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、法制の整備等所要の措置を講じるものとされています。医療観察法は、平成17年7月に施行されてから、昨年7月で施行後5年を迎えていますので、昨年11月、施行状況の国会報告を行いました。

加藤参事官 医療観察制度は、当室における立案時から賛否様々な意見があった

ものであることは周知のとおりですが、現在までの状況を見る限り、検察の現場を始めとする各界関係者の協力によって、円滑に運用されてきており、制度として定着を見たものと思われまます。

杉原局付 もっとも、医療観察制度は、比較的新しい制度ですから、今後改善していくべき点もあると考えられます。その検討に資するため、統計を中心とする国会報告時のデータに加え、制度の運用の実情及び問題点等を把握するべく、現在、当局刑事課、当省保護局及び厚生労働省社会・援護局と連携して、実務に携わっている方々等からのヒアリングを進めているところです。

### 9 罰則審査

上置 刑事局では、内閣が提出する法律案や、内閣で決定する政令案については、法務省の他の局や他省庁が所管するものであっても、いわゆる罰則審査を行っていますね。

坂田 はい。内閣が提出する法律案や政令案は、政府全体として提出したり、決定したりするものですから、あらかじめ政府部内で、その内容について協議を整えておく必要があります。刑事局としては、罰則の内容やその経過規定はもちろんです。刑事局の所管法令、所掌事務と関わりのある事項につき問題の有無を審査し、必要があれば修正を求めるなどの協議を行っており、これを罰則審査と呼んでいます。

罰則に関しては、その要否、構成要件の明確性やその規定の在り方、法定刑の適否等について検討の上意見を述べるほか、検察官として捜査・公判の遂行上問題が生じないかといった観点から意見を述べることもあります。

上置 今年の罰則審査の状況はどのようなものでしたか。

榑 今年、刑事局全体で399件の法令案を、刑事局各課の全ての局付が分担して審査しました。

甲斐 今年、構成要件の規定の在り方が問題となった法令案や、行為者に対する罰金額と比較して重い罰金額を定める法人重課の在り方が問題となった法令案など、検討・調整を要する問題は様々でした。そのほか、罰則は設けられていないものの、刑事局の所掌事務への影響という観点から、慎重な協議が必要となり、その対応に特に工夫を要する法令案もあったようです。そのような法令案の問題点や

審査に当たっての留意事項については、刑事局内部で共有していくことが重要ですね。

保坂 はい。そのため、例年、刑事局では、刑事局担当の官房審議官、刑事法制管理官、刑事法制管理官室の参事官、刑事法制企画官、そして刑事局の全ての局付が出席して、罰則審査委員会を開催しています。

罰則審査委員会は、その年の罰則審査の際に問題となった点や留意すべき事項について、局付に発表してもらい、意見交換等をする中で、罰則審査に関わる問題やその対応の仕方について情報を共有する良い機会となっています。

榑 今年、9月上旬に罰則審査委員会を開催しましたが、例年どおり、実際になされた法案審議の内容を基に、罰則の必要性や経過措置の要否等について活発な議論が行われました。

保坂 罰則審査委員会での議論を通じて各局付が情報を共有することにより、今後の罰則審査において、的確に問題点を発見して調査や検討ができるようになります。各局付は、必要に応じて上司に報告するなどして、速やかに方針を定めた上、適切に協議を行って、適正な刑事罰則が整備されるように努めてもらいたいと考えています。

### 10 罰則の定めのある条例

上置 罰則の定めのある条例の制定や改廃については、各地検から刑事局に報告や照会がなされたものについて、様々な観点からその内容を検討し、問題点があれば各地検に対して指摘していますね。

榑 はい。条例の罰則に問題があると、捜査・公判に支障が生じ、期待された規制の実効性が確保されないことにもなりかねませんし、そのような罰則の定めが先例となることも予想されますので、検察官が行う条例の審査は非常に重要です。条例の内容を検討する際には、①規制目的の正当性、規制手段の合理性・必要性等の観点から見て憲法に違反しないか、②法律に抵触しないか、③罰則を設ける必要性・合理性があるか、④構成要件は明確かつ妥当か、⑤ある行為を直接処罰する直罰とすべきか、それとも、行政命令によって是正を図り、その命令違反を処罰する間接罰とすべきか、⑥罪刑の均衡の観点から見て法定刑は適当か、⑦地方自治法第14条第3項が定める法定刑の上限を超えていないか、⑧他の法令と比較して刑罰の均衡

が保たれているか、⑨罰則の適用に関する経過規定に問題はないかなどの点に留意する必要があります。

保坂 今年も、多くの条例の審査がありましたね。

福嶋 はい。今年は、いわゆる暴力団排除条例については、様々な自治体において制定の準備がなされ、その過程で、罰則を伴う色々な規制が検討されました。いずれにせよ、他の条例と同様、十分な分析・検討をし、必要な意見を述べるのが大切だと感じました。条例の審査については、「罰則の定めのある条例審査のQ & A」(検察月報抄録第14巻)、「罰則の定めのある条例審査について」(検察月報抄録第15巻)に加えて、近年、「罰則の定めのある条例の審査について」(検察月報第640号)、「いわゆる暴力団排除条例の審査について」(検察月報第645号)、「環境関連条例の審査について」(検察月報第651号)や「屋外広告物条例の審査について」(検察月報第654号)を掲載していますので、参考にさせていただければと思います。

甲斐 条例については、制定後にその内容を知ってびっくりすることもありますので、制定前に、問題のありそうな条例についてはしっかりと対応してほしいと思います。

#### 11 おわりに

上富 皆さんから御紹介いただいたように、刑の一部執行猶予制度・社会貢献活動関係などについては、来年も引き続き種々の作業が必要になると考えられるほか、その他の問題についても、引き続き密度の濃い議論、検討が続けられるものと考えられ、相当多忙な一年になることと思います。心身の健康に留意し、刑事法制管理官室らしく元氣よく、皆で知恵を絞って諸課題に取り組んでいきましょう。

## 第6 刑事司法制度改革本部関係

1	刑事司法制度改革本部とは .....	139
2	検察改革 .....	139
3	法制審議会(新時代の刑事司法制度特別部会) .....	140
4	取調べの録音・録画 .....	144
5	おわりに .....	147

## 第6 刑事司法制度改革本部関係

### 1 刑事司法制度改革本部とは

坂口参事官 皆様お揃いですので、今年最後の定例ミーティングを始めさせていただきます。本日は、この刑事司法制度改革本部が関わった法務・検察をめぐる動きを振り返りたいと思います。

甲斐官房審議官 思い起こすと、改革本部の前身は、本年4月に刑事局内に組織された「検察の在り方検討会議提言実施PT」でした。この提言実施PTは、検察改革に関する調整役として、法務大臣を始めとする政務三役、刑事局内の関係各課、そして最高検等との間で連携を取りながら、検察改革の推進に助力してきました。

上富刑事法制管理官 また、本年5月には、法務大臣から法制審議会に対して、新たな刑事司法制度の構築に関する諮問が行われましたが、この諮問に至る準備作業やその後の部会の設置・運営に関する事務についても、提言実施PTが担当しました。

加藤参事官 さらに、提言実施PTは、取調べの可視化についての省内勉強会に関する業務も担当し、国内外の調査結果やそれを踏まえた検討結果の取りまとめ作業も行いました。

林刑事司法制度改革本部長 このように、提言実施PTは、検察改革の推進にとどまらず、今後の在るべき刑事司法を検討していくという役割をも担うようになっていきましたので、本年8月から、体制を強化した上で、名称を「刑事司法制度改革本部」に改めたという経緯でした。

### 2 検察改革

甲斐 それでは、まず、検察改革に関する経緯から振り返って見ると、昨年の大阪地検特捜部における一連の事態を契機として、昨年11月に当時の柳田法務大臣の下に「検察の在り方検討会議」が設置され、改革策についての議論・検討が行われました。

西山参事官 この検討会議は、元法務大臣の千葉景子座長と14名の外部有識者委員から構成され、検察の再生のために必要な改革策について、真剣な御議論をして

いただきました。その結果、本年3月31日、様々な問題点の指摘や改革策が示された「検察の再生に向けて」と題する提言が取りまとめられました。

岩尾総務課長 検察の在り方検討会議は、本年1月からはほぼ週1回のハイペースで開催され、その間に東日本大震災も発生し、また、それぞれの委員の立場から様々な御意見が示されました。

山口局付 検討会議においては、委員全員の意見の一致をみた内容で提言を取りまとめることとされましたが、議論の経過からすると、文字どおり委員の数だけ提言が作れるといった状態でした。これを1つの提言としてまとめるだけでなく、現実的に実施可能な内容のものとするために、委員間の熱心な意見交換が最後まで続けられ、会議の終わり近くになって、ようやく大方の意見の一致を見て、提言がなされたという状況でした。

吉川刑事法制企画官 そして、当時の江田法務大臣は、本年4月8日、この提言の内容を着実に実施することが、検察の再生のために必要との認識の下、最高検と法務省とがそれぞれ検討・推進すべき事項を記載した「検察の再生に向けての取組」と題する検察改革の方針を公表しました。当時は、社会的にも政治的にも早急な検察改革が求められていましたので、提言が出されてすぐに法務大臣の下で検討を行い、間髪を入れることなく、法務大臣からの改革方針が示されたという経緯でした。

上富 この改革方針を踏まえ、最高検が中心となって検察改革が進められましたが、改革本部としても、これに助力してきています。具体的な改革策については、ここで紹介するまでもないと思いますが、いずれの改革策も、その実施が始まったばかりですので、今後とも、これを着実に進めていくことが重要であろうと思います。

岩尾 「検察の再生に向けての取組」においても、1年後をめどに検証を行うようにと示されていますが、これまで以上に検察と刑事局との間で連携を密にしつつ、改革策のフォローアップや更なる改善を行っていく必要がありますね。

### 3 法制審議会（新時代の刑事司法制度特別部会）

甲斐 検察の在り方検討会議の提言の中には、検察にとどまらず刑事司法制度全体に関する指摘もあり、これを契機として、法制審議会において、新たな刑事司法制度の構築に向けた審議が行われることとなりましたね。

大原局付 検察の在り方検討会議の提言では、我が国の刑事司法制度特有の構造をも背景として、極端な取調べ・供述調書偏重の風潮があったことがうかがえるとした上で、刑事司法が国民の期待に応えていくためには、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築する必要があるとの指摘がなされました。

岡本局付 このような提言を踏まえ、当時の江田法務大臣は、時代に即した新たな刑事司法制度を構築する必要があるとの認識の下、本年5月、法制審議会に対し、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい」との諮問を行いました。

坂口 要するに、制度としての取調べの録音・録画のみならず、刑事司法全体の在り方が審議の対象となっているということです。

石渡局付 刑事の基本法を改正する際には、一般的に、法務大臣から法制審議会に対して諮問を發し、その答申を受けた上で立法措置を行うという手続がなされるわけですね。

加藤 刑法や刑事訴訟法といった基本法の改正は、法理論上、重要な意義を有することはもとより、国民生活の秩序についても重大な影響を及ぼすものですから、その立案に当たっては、専門的な見地から慎重かつ周到な検討を行わなければなりません。そのため、基本法を改正する際には、関係分野の専門家で構成される法制審議会において調査審議を行っていただく必要があります。江田大臣も、そのような考慮の下で、法制審議会に諮問をされたものです。そして、今回の諮問については、法制審議会の下に、「新時代の刑事司法制度特別部会」を設けて調査審議を進めることとされました。

吉川 この部会は、国民の声を広く反映させるべきとの法務大臣の意向から、委員には、法律実務家や刑事法の研究者のみならず、民間企業や労働組合の方々、元新聞記者、犯罪被害者に対する支援活動等を行っている方に加え、刑事司法分野に御知見をお持ちの映画監督、無罪判決を受けられた厚生労働省の元局長といった一般有識者の方々も選任され、総勢24名の大所帯となりました。そして、第1回会議において、部会長に日本たばこ産業株式会社の本田相談役が互選されました。刑事

法の研究者以外の方が部会長に就かれるのも、異例のことといえます。

早淵局付 また、議事の公開についても、法制審議会の議事は非公開とされていますが、この部会においては、原則として、報道機関を対象に別室でモニターを通じて会議の様態を傍聴できることとする方法により会議を公開するという特別の措置をとることとされました。

上置 この部会は、これまでに5回の会議が開催されましたが、改革本部は、その事務局としての役割を担っていますね。

玉本局付 今年の7月に開催された第2回会議では、各委員から、部会において検討すべき事項等についての意見表明が行われました。その内容は、取調べの録音・録画制度の導入のほか、新たな捜査手法、司法取引、公判における供述・証言の真实性担保の方策、司法妨害の防止方策等の制度の導入、取調べへの弁護人の立会制度の導入や証拠開示の拡大、再犯防止や犯罪被害者への配慮に関する制度の導入など、非常に幅広く多岐にわたるものでした。

岡本 9月に開催された第3回会議は、審議の進め方について議論がなされ、その結果、まずは、刑事司法制度の現状や問題点を把握するという観点から視察やヒアリングを実施した上で、具体的な検討事項に関する論点整理を行うこととされました。

南部局付 10月に開催された第4回会議では、警視庁の新宿警察署や留置施設、東京地検の視察を実施しました。また、12月には、期日外で科学警察研究所、東京拘置所、北千住パブリック法律事務所の視察を実施しました。私は、これら視察のロジを担当しましたが、各委員・幹事の要望と視察先の事情を調整する難しさと喜びを味わうことができました。

坂口 新たな刑事司法制度を検討するに当たっては、捜査・公判の現状を十分に踏まえていただく必要があります。委員の方々、特に一般有識者委員の方々には、是非とも、現場の実情を御理解いただいた上で議論を行っていただかなければなりません。その意味で、検察、警察等の協力を得ながら多くの視察を行っていくことは大変意義があり、南部局付にはこの分野の仕事も極めてもらいたいと思います。

南部 来年1月には、暴力団犯罪に対する捜査・公判の実情把握等のため、福岡や北九州への期日外視察も予定されていますので、全力で対応したいと思います。

山口 また、11月に開催された第5回会議では、現場の一端で取調べに当たっている警察官、弘中弁護士、最高検の稲川検事、いわゆる志布志事件において無罪が確定した中山氏、いわゆる目黒公証人役場事務長逮捕監禁致死事件の被害者御遺族の合計5名の方々からのヒアリングを実施しました。稲川検事には、客観的証拠による真相解明の限界や取調べの重要性など、捜査の実情等について具体例を交えながら御説明いただいたほか、現場で直面している課題を克服するための新たな捜査・公判の在り方についての御提案もいただきました。稲川検事らしく弁舌さわやかにプレゼンをしていただき、委員の方々にも捜査・公判の現状や問題点を十分に御理解いただけたのではないかと思います。部会の議事録や配布資料等は、法務省のホームページに随時アップしていますので、各検察官にも部会の審議の状況を確認していただければと思います。

林 今後の予定はどうなっていますか。

大原 来年の1月に予定されている第6回会議からは、これまでの視察やヒアリングの結果等を踏まえ、今後部会で検討すべき事項についての論点整理が行われることになっています。そして、これに引き続き、各論点についての具体的な議論に入っていくこととなります。

加藤 このように、改革本部は、部会の事務局として、その議事等の運営を行っていますが、これに並行して、今後の部会における審議に活かすため、外国法制等をも参考としながら、我が国において在るべき刑事司法制度はどのようなものなのかということについて、検討を重ねているところです。

坂口 その際、警察・検察における捜査官等の生の声を聞かせていただき、様々な御教示を受けておりますし、また、各種の照会にも対応していただいております。感謝至極でございます。

杉原局付 検察の仕事をしていたときには、具体的な事件を扱う中で現行制度の問題点というものも感じていましたし、こういう制度があればいいなという漠然とした思いもありました。ただ、いざ具体的な制度設計を考えると、そう簡単にはいかないということをも身をもって思い知らされました。法理論や他の制度との関係で矛盾や抵触はないのか、実際に有効に機能するのか、かえってデメリットが生じるのではないのか、国民感情や政治情勢等からして実現可能性がどの程度あるのか

かなど、様々なことを考慮しなければならず、その難しさを痛感しています。

石渡 新たな刑事司法制度の在り方を考えるに当たっては、諸外国の法制度が1つの参考となりますので、その調査・検討も行っていますが、個別の制度について、外国でうまく機能しているから我が国にも導入すればいいといった単純な話ではないということが改めてよく分かりました。どの国においても、個々の制度は互いに関連して存在しており、その総体として刑事司法制度が成り立っています。ですから、外国の個別の制度を参考とするにしても、その国の刑事司法制度が全体としてどのように設計されているのか、その中でその制度がどのように位置付けられ、どのように機能しているのかといったことを理解した上で、我が国の刑事司法制度全体を考え、同様の制度を導入できるのか、導入するとしてどのような制度設計とすべきかを検討していくことが必要とされます。

岡本 我々としては、部会において充実した審議が行われ、より良い刑事司法制度が実現されるよう、更に検討を続けていきたいと思っています。

岩尾 諮問を發した江田法務大臣は、新たな刑事司法制度のグランドデザインを平成24年中をめどに描き、その上で、制度設計を詰めていってもらいたいという趣旨の發言をされておりましたね。

吉川 今後の具体的なスケジュールや進行は、部会での議論に委ねることになると思いますが、来年1年間における議論が、今後の制度設計において、非常に重要な意味を持つことは間違いないと思います。

林 最高検においては、刑事司法制度の現状認識に基づく今後の制度設計に関する各検察官の意見を取りまとめているところであり、これらをも部会の審議に反映させながら、在るべき刑事司法制度が構築されるよう尽力していかねばなりませんね。

#### 4 取調べの録音・録画

甲斐 ところで、法制審議会においても審議されることとなる被疑者取調べの録音・録画制度の導入については、本年8月に、法務省における省内勉強会の検討結果を公表しましたね。

早淵 法務省においては、平成21年10月、政務三役を中心とする省内勉強会を設け、取調べの録音・録画に関する議論・検討を進めてきました。昨年6月には、そ

れまでの検討状況とその後の調査・検討方針等について中間的な取りまとめを行い、以後、国内外の調査を実施するとともに、更なる検討を行いました。そして、本年8月、国内外の調査結果とともに、省内勉強会における検討の成果を取りまとめて公表しました。

南部 国内調査では、例えば、取調べの実態について、身柄事件の被疑者の取調べが、警察と検察とを合わせて平均20時間以上行われており、法定刑が重い重大事件や一般に証拠関係が複雑な事件等では、更に取調べ時間が長くなる傾向にあることなどが明らかになりました。また、任意性等の争いの実情については、自白の任意性が争われる事件の割合は、公判請求事件全体の0.3パーセント程度と極めて少ないこと、その中では、裁判員制度対象事件について任意性が争われる割合がやや多いこと、任意性が争われる事件の大部分は身柄事件であることなどが、具体的な数字となって現れてきました。さらに、確定事件記録の検討などを通じて、自白の役割や録音・録画が取調べに与える影響などを考える上で参考になる事例も集まりました。

山口 国外調査では、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、オーストラリア、韓国、香港、台湾の10か国・地域において調査を実施し、その結果、各国・地域における刑事司法制度の概要、取調べの実情、取調べの録音・録画制度の内容と運用状況、主要な捜査手法などが明らかになりました。

甲斐 今回の国内調査は、これまで感覚的に言われてきたことが具体的な数字や事例として目に見える形で実証されたという点で、非常に大きな意味があると思いますし、国外調査の結果では、各国・地域について、録音・録画制度の内容のみならず、その運用状況や捜査の実情が明らかにされており、取調べの録音・録画制度の在り方のみならず、刑事司法制度全体を検討する上で、非常に参考になるものと言えます。これらの調査においては、各検察庁に調査を依頼したり、検事を外国に派遣させていただいたり、多大な御協力をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

玉本 これらの調査結果等を踏まえて検討を行った結果として、省内勉強会の取りまとめにおいては、録音・録画の対象として、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者取調べが考えられるとされました。もっとも、その制度設計

に当たっては、録音・録画の必要性和現実性や捜査・公判の機能に与える影響等との間でバランスのとれたものとする必要があると、録音・録画の対象とすべき範囲については、法制審議会において、更に実証的な検討が行われる必要があるとし、具体的な制度設計については法制審議会における検討に委ねることとされました。

加藤 この取りまとめ結果や国内外の調査結果については、法制審議会における検討の参考にしていただくため、今年9月に開催された部会の第3回会議において、その内容を報告しました。

林 法制審議会における審議では、これらの調査結果等が活用されることとなると思いますが、実証的な検討を行っていただくという意味では、検察が行っている録音・録画の試行結果についても、法制審議会の審議に反映させる必要がありますね。

石渡 検察では、平成21年4月以降、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証を目的として、裁判員制度対象事件について被疑者取調べの録音・録画を実施してきましたが、今回の省内勉強会の取りまとめ結果等を踏まえ、今年8月からは、録音・録画の範囲を試行的に拡大し、従来の実施指針にとらわれることなく、否認事件も録音・録画の対象とするほか、供述調書を作成する場面や被疑者を説得する場面など、様々な場面における録音・録画が行われています。

杉原 また、検察の在り方検討会議の提言や法務大臣が示した検察改革の方針等を踏まえ、今年3月から7月にかけて、特捜部・特刑部が取り扱う身柄事件の取調べや、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べについて、録音・録画の試行を開始し、全過程を含む様々な場面の録音・録画を行っているところです。

吉川 これらの試行に関しては、来年、録音・録画の有効性や問題点等について最高検において検証を実施することとされており、その検証結果については、部会において報告する予定です。取調べの録音・録画の制度設計についての審議の際には、これを踏まえた議論がなされるものと考えています。

坂口 そのほか、警察でも、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」において、治安水準を落とすことなく取調べの可視化

を実現するという観点から、取調べの可視化や捜査手法の高度化等について議論が行われています。捜査の主要部分が警察によって担われている現状を考えると、法制審議会における検討においては、この研究会の検討成果をも十分に踏まえていただく必要がありますので、検討の成果が取りまとめられた際には、その内容を部会にも報告してもらおうことになると思います。

甲斐 取調べの録音・録画については、捜査実務に重大な影響を与える問題ですから、引き続き、十分な検討を続けていかなければならないものと考えられます。刑事局としても、検察官等の意見を聞きながら、少し遠い将来をも見据えつつ、新たな刑事司法制度の在り方を検討し、法制審議会の議論に活かしていかなければならないと思います。

上富 年明け以降、部会においては、論点整理を経て具体的な制度内容に関する議論に入っていきますので、我々も、気持ちを新たにして、充実した審議が行われるよう努めていきたいと思っています。

## 5 おわりに

林 今、上富管理官から決意の言葉がありましたが、この席にいる皆さん全員も同じ気持ちだと思います。

また、検察には、今後も引き続き、録音・録画の試行やその検証のほか、法制審議会の審議に必要な調査等について、御協力を賜りたいと思います。

それでは、在るべき刑事司法制度を実現するため、来年も知力を尽くして職務に専念することを心に誓いまして、今年最後の定例ミーティングを終わりたいと思います。

付

録

1	主な審議法案（罰則審査） .....	151
2	刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について .....	155
	(1) 国際会議 .....	155
	(2) 主要国際条約・協定 .....	157
3	会同・協議会等 .....	158

## 付 録

## 1 主な審議法案（罰則審査）

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成23年1月5日	所得税法等の一部を改正する法律案	財務省	刑 事 課
平成23年1月7日	平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成23年1月11日	農林水産省設置法の一部を改正する法律案等	農林水産省	総 務 課
平成23年1月11日	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年1月18日	特定外国法人による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案	経済産業省	刑 事 課
平成23年1月19日	地方税法等の一部を改正する法律案	総 務 省	刑 事 課
平成23年1月19日	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成23年1月21日	独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
平成23年1月21日	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年1月24日	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成23年1月24日	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案	内閣官房 国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年1月24日	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年1月27日	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成23年1月27日	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年1月31日	総合特別区域法案	内閣官房	刑事法制管理官室
平成23年2月9日	株式会社国際協力銀行法案	財務省	刑 事 課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成23年2月14日	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成23年2月14日	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案	内閣官房	総 務 課
平成23年2月14日	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	環 境 省	刑 事 課
平成23年2月16日	不正競争防止法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課 刑事法制管理官室
平成23年2月17日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	内 閣 府	刑事法制管理官室
平成23年2月17日	民法等の一部を改正する法律案	法 務 省	刑事法制管理官室
平成23年2月17日	特許法等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成23年2月18日	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成23年2月18日	飲業法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成23年2月18日	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案	経済産業省	刑 事 課
平成23年2月18日	地方自治法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成23年2月21日	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年2月22日	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成23年2月25日	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案	警 察 庁	公 安 課
平成23年2月25日	預金保険法の一部を改正する法律案	金 融 庁	刑 事 課
平成23年2月25日	資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案	金 融 庁	刑 事 課
平成23年3月1日	非訟事件手続法案、家事事件手続法案及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法 務 省	刑事法制管理官室
平成23年3月11日	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年3月29日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成23年4月14日	保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案及び保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案	金 融 庁	刑事法制管理官室
平成23年4月14日	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年4月15日	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年4月21日	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年5月9日	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則案	経済産業省	公 安 課
平成23年5月13日	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機関の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	金 融 庁	刑 事 課
平成23年5月20日	国家公務員制度改革関連法案等	内 閣 府 防 衛 省	総 務 課
平成23年6月3日	有価証券報告書等の提出の義務の東日本大震災による不履行についての免責に係る期限に関する政令案	金 融 庁	刑 事 課
平成23年6月6日	銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案	警 察 庁	公 安 課
平成23年6月6日	東日本大震災による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項の規定による報告書の提出等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令案	公正取引委員	刑 事 課
平成23年6月7日	放送法等の一部を改正する法律施行期日を定める政令案及び放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	総 務 省	総 務 課
平成23年6月8日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成23年6月9日	原子力損害賠償支援機構法案	内閣官房	刑 事 課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成23年6月10日	東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令案	厚生労働省	公安課
平成23年7月5日	東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案	環境省	刑事課
平成23年7月26日	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案	総務省 経済産業省	総務課
平成23年7月28日	原子力損害賠償支援機構法施行令案	内閣官房	刑事課
平成23年8月8日	平成二十三年度における子ども手当の支給に関する特別措置法案	厚生労働省	公安課
平成23年8月10日	東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令案	厚生労働省	公安課
平成23年9月6日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
平成23年9月14日	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
平成23年10月14日	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案	厚生労働省	公安課
平成23年10月14日	津波防災地域づくりに関する法律案及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成23年10月17日	労働安全衛生法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
平成23年10月21日	東日本大震災復興特別区域法案	内閣官房	刑事法制管理官室
平成23年10月24日	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案	消防庁	総務課
平成23年11月25日	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令案	厚生労働省	公安課
平成23年11月30日	株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	財務省	刑事課
平成23年12月15日	労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課

2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について

(1) 国際会議

会合・会議名	開催日	場所	出席者
サイバー犯罪に関する政府間オープンエンド専門家会合	1.17~1.21	ウィーン (オーストリア)	菅野刑事局付
日露刑事共助条約実務者協議	2.7	モスクワ (ロシア)	小山国際課長, 菅野刑事局付ほか
FATF全体会合	2.20~2.25	パリ (フランス)	上野刑事局付
OECD贈賄作業部会(3月)会合	3.14~3.18	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官 池田刑事局付
FATF第4次相互審査準備に係る専門家会合	3.28~4.1	ケープタウン (南アフリカ)	上野刑事局付
G8ローマリヨングループ(3月)会合	3.29~3.30	パリ (フランス)	菅野刑事局付
FATF第1回効率性に関するワークショップ	4.6~4.7	オタワ (カナダ)	上野刑事局付
第20回国連犯罪防止刑事司法委員会(コミッション)	4.8~4.15	ウィーン (オーストリア)	田内最高検公安部長, 小山国際課長, 山内国際刑事企画官, 菅野刑事局付, 前田刑事局付
FATF中間会合	5.7~5.13	パリ (フランス)	上野刑事局付
外国公務員贈賄に関する国際会議	5.10~5.11	バリ (インドネシア)	池田刑事局付
日米MLAT実務者協議	6.9~6.10	ポートランド (アメリカ合衆国)	山内国際刑事企画官 楠刑事局付ほか
FATF全体会合	6.18~6.25	メキシコシティ (メキシコ)	上野刑事局付
OECD贈賄作業部会(6月)会合	6.21~6.24	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官 池田刑事局付
第16回国際検察官協会(IAP)年次総会	6.27~6.30	ソウル (大韓民国)	池上最高検刑事部長 小林刑事局付
第4回世界検事総長サミット	6.29~7.1	ソウル (大韓民国)	笠間検事総長, 小山国際課長, 楠刑事局付ほか

会同・会議名	開催日	場 所	出 席 者
アジア太平洋マネロン対策グループ年次会合	7.18～7.22	コーチ (インド)	上野刑事局付
OECD贈賄作業部会による 対日フェーズ3訪問審査	7.26～7.28	外務省	小山国際課長 山内国際刑事企画官 佐藤参事官、杉山参事官 池田刑事局付、松居刑事局付
経済犯罪に関する 国際シンポジウム	9.4～9.11	ケンブリッジ (イギリス)	山内国際刑事企画官
UNODC中央アジア地域事務所主催 ワークショップ	9.6～9.8	タシケント (ウズベキスタン)	池田刑事局付
FATF中間会合	9.7～9.9	パリ (フランス)	上野刑事局付
G20腐敗対策作業部会	9.19～9.20	パリ (フランス)	上野刑事局付
FATF中間会合	9.26～9.30	ローマ (イタリア)	上野刑事局付
捜査等に関する国際シンポジウム	9.29～9.30	ソウル (大韓民国)	捜刑事局付
OECD贈賄作業部会(10月)会合	10.11～10.14	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官 池田刑事局付
G8ローマリヨングループ(10月) 会合	10.13～10.14	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官 補刑事局付
国際腐敗防止部門連合会(IAACA) 第5回会合	10.22～10.23	マラケシュ (モロッコ)	岩橋最高検公判部長兼 裁判員公判部長池田刑事 局付ほか
国連腐敗防止条約第4回締約国会 合	10.24～10.28	マラケシュ (モロッコ)	池田刑事局付
FATF全体会合	10.24～10.28	パリ (フランス)	上野刑事局付
グローバル・テロ対策フォーラム /刑事司法・法の支配作業部会	11.3～11.4	ワシントンD.C. (アメリカ)	山内国際刑事企画官 松居刑事局付
代理処罰に係るアルゼンチン司法 関係当局との協議	11.27～12.3	ブエノスアイレス (アルゼンチン)	補刑事局付
OECD贈賄作業部会(12月)会合	12.12～12.16	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官 池田刑事局付

(2) 主要国際条約・協定

条 約 ・ 協 定 名	平成23年の進捗
1 日露刑事共助条約	発効 (平成23年2月11日)
2 日EU刑事共助協定	発効 (平成23年1月2日)
3 日スイス刑事共助条約	次回協議に向けて作業中
4 日比刑事共助条約	次回協議に向けて作業中
5 日伯刑事共助条約	次回司法分野作業部会に向けて作業中
6 日伯犯罪人引渡条約	次回司法分野作業部会に向けて作業中
7 日中犯罪人引渡条約	次回正式交渉に向けて作業中
8 国際組織犯罪防止条約	締結に向け関係立法を関係省庁間で検 討中(第156回国会で締結承認を得た。)
9 国際組織犯罪防止条約補足銃器議定書	署名(平成14年12月9日)後、国会で の締結承認を得るため作業中
10 国際組織犯罪防止条約補足人身取引議定書	第162回国会で締結承認を得た。
11 国際組織犯罪防止条約補足密入国議定書	第162回国会で締結承認を得た。
12 欧州評議会サイバー犯罪に関する条約	批准に向け準備中(第159回国会で締結 承認を得た。)
13 拷問等禁止条約選択議定書	締結に向け検討中
14 国連腐敗防止条約	締結に向け関係立法を関係省庁間で検 討中(第164回国会で締結承認を得た。)
15 核物質防護条約改正	締結に向け検討中
16 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に 関する条約(シージャック防止条約)改正	締結に向け検討中
17 障害者権利条約	署名(平成19年9月28日)後、国会で の締結承認を得るため作業中
18 マネー・ローンダリング分野におけるFIU当局間 の情報交換取極め	ナイジェリア連邦共和国、中華人民共 和国、カンボジア共和国、マカオ、キ プロス共和国、アルゼンチン共和国、 スペイン、サンマリノ共和国と署名
19 模倣品・海賊版拡散防止条約	署名(平成23年10月1日)後、国会で の締結承認を得るため作業中

## 3 会同・協議会等

月日	会同・協議会名	協 議 事 項
2.16.17	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3.10	副検事会同	(1) 交通事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応 (2) 最近における副検事が関与した事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応
5.18	検察庁会計課長会同	予算執行に当たり、担当課長として考慮すべき事項
6.23	通訳人セミナー	
6.14	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
9.7.8	検察官・国税査察官会 同中央協議会	具体的事件の資料に基づき、査察事件処理上の諸問題について
9.28	検察長官会同	検察の在り方検討会議による提言等を踏まえ、検察運営上考慮すべき事項
9.30	公判担当検事協議会	公判遂行上留意すべき事項とその方策
10.14	司法修習生指導担当検 事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
10.19.20	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
10.27	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
11.1	被害者支援担当者中央 研修	被害者支援員又は被害者支援を担当する検察事務官として必要な知識・技能を修得させること
12.1	検務実務家会同	1 犯罪被害者等の保護・支援に関し、検務事務処理上考慮すべき点及びその対応策について 2 事件記録の長期保管・保存の実情とその対応策について 3 指定弁護士が公訴を維持する事件に係る検務事務処理上の実情と問題点について
12.5	サイバー犯罪等担当検 事会同	最近におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪等の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項について
12.8	高等検察庁事務局長協 議会	検察事務官等職員の人事管理上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項

自 平成23年 1月 第646号

至 平成23年12月 第657号

## 検察月報目次

1	特別掲載	162
2	事件報告関係	162
3	裁判員裁判の動き関係	162
4	外国法制関係	163
5	参考資料関係	163
6	法改正情報関係	165
7	実務ファイル関係	165
8	海外司法情勢関係	166
9	刑事に関する国際的潮流関係	166
10	会同記録関係	166
11	訓令・通達等	167
12	回顧と展望	168
13	その他(国会関係など)	168

## 1 特別掲載

件名	号数・ページ	区分
○ 検察の再生に向けて 検察の在り方検討会議提言	649・3	特別掲載
○ 検察の理念	657・3	特別掲載
○ 東日本大震災による被害と検察運営等について	657・7	特別掲載

## 2 事件報告関係

件名	号数・ページ	区分
	647・5	事件報告
	648・5	事件報告
	649・49	事件報告
	650・5	事件報告
	651・5	事件報告
	652・5	事件報告
	653・5	事件報告
	654・5	事件報告
	655・5	事件報告
	656・5	事件報告
	657・189	事件報告

## 3 裁判員裁判の動き関係

件名	号数・ページ	区分
○ 地検別 裁判員裁判対象事件罪名別起訴件数	647・17	資料解説・参考資料・その他
○ 地検別 裁判員裁判対象事件罪名別起訴件数	649・59	資料解説・参考資料・その他
○ 裁判員裁判施行2周年	650・17	資料解説・参考資料・その他

## 4 外国法制関係

件名	号数・ページ	区分
○ フランスにおける刑の一部執行猶予制度の量刑及び執行猶予期間中の処遇の実情について	648・25	外国関係
○ EU (欧州連合) における没収判決の共助の法制とその実情	649・63	外国関係
○ 米国における新しい捜査手法とその公判での立証の実情について～DNA型データベース及び通借傍受に関する各法制と運用の実情について～	650・31	外国関係
○ ビデオ会議システムを使用した証人尋問に関する米国内法制及び刑事共助法制並びにその運用について	652・19	外国関係
○ ドイツにおける医療過誤と刑事責任 (Ärztliche Behandlungsfehler im strafrechtlichen Verfahren)	652・94	外国関係
○ 中国における捜査共助の制度と実務について	653・17	外国関係
○ 米国における児童を被害者とする犯罪対策の法制及びその運用の実情について～児童ポルノ及び人身取引規制について～	653・49	外国関係
○ 韓国における少年司法の実情について	654・21	外国関係
○ 英国における児童を被害者とする犯罪において児童を保護する法制とその運用の実情について	655・19	外国関係

## 5 参考資料関係

件名	号数・ページ	区分
○ 警察における暴力団対策の概要	647・21	資料解説・参考資料・その他
○ 東京国税局に出向して	648・81	資料解説・参考資料・その他
○ 証券取引等監視委員会に出向して	648・94	資料解説・参考資料・その他
○ 平成22年度検事の外部派遣について	650・105	資料解説・参考資料・その他
○ 知的障害者の特性について	651・19	資料解説・参考資料・その他
○ 環境関連条例の審査について	651・25	資料解説・参考資料・その他

件名	号数・ページ	区分
○ 検察庁職員による職務上の過誤調べ	651・33	資料解説・参考資料・その他
○ 平成22年度事務監査結果の概況	651・71	資料解説・参考資料・その他
○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定の施行の状況に関する報告	651・140	資料解説・参考資料・その他
○ 平成22年度弁護士職務経歴制度について	653・91	資料解説・参考資料・その他
○ 屋外広告物条例の審査について	654・71	資料解説・参考資料・その他
○ ふれあい広報活動状況について	654・83	資料解説・参考資料・その他
○ 第242回FBIナショナルアカデミー及び第14回アジア太平洋地域FBIナショナルアカデミー再研修における在外研修報告	655・91	資料解説・参考資料・その他
○ 第5回高校生模擬裁判選手権について	655・113	資料解説・参考資料・その他
○ 特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況について	655・159	資料解説・参考資料・その他
○ 国税庁に outward して	656・19	資料解説・参考資料・その他
○ 法科大学院生を対象とした検察庁説明会について	656・31	資料解説・参考資料・その他

## 6 法改正情報関係

件名	号数・ページ	区分
○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律	651・143	法改正情報
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律	652・143	法改正情報
○ 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律	652・144	法改正情報
○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	652・145	法改正情報
○ 不正競争防止法の一部を改正する法律	652・146	法改正情報
○ 航空法の一部を改正する法律	653・113	法改正情報
○ 非訟事件手続法、家事事件手続法、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	653・114	法改正情報
○ 民法等の一部を改正する法律	653・115	法改正情報
○ 水質汚濁防止法の一部を改正する法律	653・116	法改正情報
○ 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律	654・123	法改正情報
○ 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律	654・125	法改正情報

## 7 実務ファイル関係

件名	号数・ページ	区分
○ 日々雑感	647・65	実務ファイル
○ 不正融資と背任罪について	648・105	実務ファイル
○ 赦すということ	649・87	実務ファイル
○ 長期未済を仕分けする	649・89	実務ファイル
○ 客観的専断を中心とする主張立証について	652・151	実務ファイル
○ 殊更赤無視による危険運転致死傷罪の諸問題	652・155	実務ファイル

## 8 海外司法情勢関係

件名	号数・ページ	区分
○ [ ]における逃亡犯罪人の身柄拘束・引渡し～140日間にわたる[ ]検察共同の追跡劇～	647・75	外国関係
○ 日仏参審(裁判員)裁判実務セミナー	650・123	外国関係
○ 英国における陪審制度の調査研究報告書	653・119	外国関係
○ 捜査権をめぐる検警の争い(韓国)	656・53	外国関係

## 9 刑事に関する国際的潮流関係

件名	号数・ページ	区分
○ 「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」及び「外国公務員等への不正利益の供与等の罪」について	655・167	刑事に関する国際的潮流

## 10 会同記録関係

件名	号数・ページ	区分
○ 検察長官会同	648・185	会同記録等
○ 副検事会同	649・95	会同記録等
○ 平成23年度副検事任官者歓迎式について	649・103	会同記録等
○ 検察庁会計課長会同	650・187	会同記録等
○ 検察庁事務局長会同	651・147	会同記録等
○ 通訳人セミナー	652・171	会同記録等
○ 平成23年度検察官・国税査察官合同中央協議会	656・61	会同記録等
○ 検察長官会同	656・90	会同記録等
○ 司法修習生指導担当検事協議会	656・99	会同記録等
○ 公判担当検事協議会	656・116	会同記録等
○ 被害者支援担当者中央研修	656・123	会同記録等
○ 全国次席検事会同	657・225	会同記録等
○ 組織犯罪担当検事会同	657・236	会同記録等

## 11 訓令・通達等

件名	号数・ページ	区分
○ 検察庁電子情報取扱要領の制定について(依命通達)	647・175	訓令・通達・通知・回答等
○ 検察庁電子情報取扱要領の運用等について(通知)	647・179	訓令・通達・通知・回答等
○ 「刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定」の発効について(依命通達)	649・109	訓令・通達・通知・回答等
○ 「刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約」の発効について(依命通達)	649・155	訓令・通達・通知・回答等
○ 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について(依命通達)	649・178	訓令・通達・通知・回答等
○ 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律による特定非常災害に指定されたことについて(通知)	649・188	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程の一部を改正する訓令	649・194	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程の一部を改正する訓令について(通知)	649・198	訓令・通達・通知・回答等
○ 平成23年3月16日付け法務省刑総第346号通知「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律による特定非常災害に指定されたことについて」の一部改正について(通知)	651・161	訓令・通達・通知・回答等
○ 記録事務規程の一部を改正する訓令	651・162	訓令・通達・通知・回答等
○ 記録事務規程の一部を改正する訓令の運用等について(依命通達)	651・165	訓令・通達・通知・回答等
○ 東日本大震災による特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第4条に基づく特定義務の不履行についての免責に係る期限の延長に関する各種政令の制定について(通知)	652・183	訓令・通達・通知・回答等
○ 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」(罰則整備関係部分)の施行について(依命通達)	652・186	訓令・通達・通知・回答等
○ 最高検察庁に監察指導部を臨時に編成する訓令	654・129	訓令・通達・通知・回答等

件名	号数・ページ	区分
○ 最高検察庁監察指導部の設置について（依命通知）	654・130	訓令・通達・通知・回答等
○ 監察指導部の所管事務等に関する補足事項について（事務連絡）	654・132	訓令・通達・通知・回答等
○ 最高検察庁事務監査細則	654・134	訓令・通達・通知・回答等
○ 最高検察庁監察細則	654・177	訓令・通達・通知・回答等
○ 東日本大震災の被害者の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第4項に基づく特定権利利益に係る満了日の延長に関する各種政令の制定等について（通知）	654・179	訓令・通達・通知・回答等

12 回顧と展望

件名	号数・ページ	区分
○ 平成22年の回顧と展望	646・7	回顧と展望

13 その他（国会関係など）

件名	号数・ページ	区分
国会の動き		
○ 平成22年10・11月	647・183	雑報
○ 平成22年12月	648・195	雑報
○ 平成23年1月	649・201	雑報
○ 平成23年2月	650・203	雑報
○ 平成23年3月	651・173	雑報
○ 平成23年4月	652・211	雑報
○ 平成23年5月	653・187	雑報
○ 平成23年6月	654・187	雑報
○ 平成23年7月	655・193	雑報
○ 平成23年8月	656・169	雑報
○ 平成23年9月	657・249	雑報

件名	号数・ページ	区分
刑事局の動き		
○ 平成22年11月16日から同23年1月15日まで	647・196	雑報
○ 平成23年1月16日から同年2月15日まで	648・196	雑報
○ 平成23年2月16日から同年3月15日まで	649・203	雑報
○ 平成23年3月16日から同年4月15日まで	650・205	雑報
○ 平成23年4月16日から同年5月15日まで	651・178	雑報
○ 平成23年5月16日から同年6月15日まで	652・215	雑報
○ 平成23年6月16日から同年7月15日まで	653・190	雑報
○ 平成23年7月16日から同年8月9日まで	654・191	雑報
○ 平成23年8月10日から同年9月9日まで	655・194	雑報
○ 平成23年9月10日から同年10月9日まで	656・172	雑報
○ 平成23年10月10日から同年11月9日まで	657・251	雑報

## 平成24年1月号 編集後記

本年1月17日付けで、岩尾信行前総務課長（現大臣官房審議官）から引き継ぎ、本誌の発行編集人となりました。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、今月は、毎年恒例の「平成23年の回顧と展望」をお届けします。法務・検察を取り巻く状況や、今後取り組むべき課題について座談会形式で分かりやすくとりまとめられたものです。御一読いただけると幸いです。

平成23年は、東日本大震災と、これに伴う原子力発電所事故が発生した年として、我が国の歴史の中で、決して忘れることのできない一年となりました。検察としても、前年の一連の不祥事をきっかけとして設置された「検察の在り方検討会議」の提言「検察の再生に向けて」が、大震災直後の3月末に取りまとめられ、これを受けて、4月には、法務大臣から「検察の再生に向けての取組」と題する取組方針が示されました。大きく損なわれた国民からの信頼を回復するための改革が緒についた一年だったと言えるでしょう。

信頼回復への道には、なお険しいものがあると思います。一連の取組の中で先般定められた基本規程「検察の理念」の第10項には、「常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。」とあります。そうした組織風土に欠けていたとすれば残念でありませんが、いずれにせよ、沈滞した雰囲気の中で、組織の再生などはあり得ないと思います。「自由闊達な議論と相互支援」をモットーとし、検察職員が一丸となって取り組めば、必ずやこの難局を乗り切ることができるものと確信しています。

本誌としても、検察の理念第9項にある「法律的な知識、技能の修得とその一層の向上」や、「多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につける」上でも、少しでもお役に立てるような情報を皆様提供していきたいと考えています。

刑事局総務課長 小山 太士

検 察 月 報  
第 658 号

平成24年1月25日発行

発行編集人

法務省刑事局総務課長

小 山 太 士

発行所 法務省刑事局  
千代田区霞が関1-1-1  
電話東京(3580)4111

【非売品】